

第百八十回国会 院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会議録 第十二号

平成二十四年五月三十一日(木曜日)

午前九時四分開議

出席委員

委員長 中野 寛成君

理事 武正 公一君 理事 鉢呂 吉雄君

理事 古本伸一郎君 理事 松本 大輔君

理事 和田 隆志君 理事 逢沢 一郎君

理事 伊吹 文明君 理事 西 博義君

理事 網屋 信介君 理事 井戸まさえ君

理事 石井登志郎君 理事 石津 政雄君

理事 磯谷香代子君 理事 稲富 修二君

理事 今井 雅人君 理事 江端 貴子君

理事 岡田 康裕君 理事 奥野総一郎君

理事 柿沼 正明君 理事 勝又恒一郎君

理事 金森 正君 理事 神山 洋介君

理事 川越 孝洋君 理事 岸本 周平君

理事 工藤 仁美君 理事 桑原 功君

理事 小室 寿明君 理事 阪口 直人君

理事 篠原 孝君 理事 白石 洋一君

理事 田嶋 要君 理事 田中美絵子君

理事 田村 謙治君 理事 高井 崇志君

理事 玉城デニ君 理事 中野渡詔子君

理事 中屋 大介君 理事 永江 孝子君

理事 長尾 敬君 理事 早川久美子君

理事 藤田 憲彦君 理事 松岡 広隆君

理事 三村 和也君 理事 三宅 雪子君

理事 皆吉 稻生君 理事 宮崎 岳志君

理事 宮島 大典君 理事 室井 秀子君

理事 矢崎 公二君 理事 山口 和之君

理事 山崎 誠君 理事 山口 良司君

理事 山本 剛正君 理事 湯原 俊二君

理事 石田 真敏君 理事 大野 功統君

理事 加藤 勝信君 理事 金子 一義君

理事 鴨下 一郎君 理事 齋藤 健君

理事 田村 憲久君 理事 竹下 亘君

谷 公一君 野田 毅君

馳 浩君 福井 照君

町村 信孝君 遠藤 乙彦君

竹内 譲君 宮本 岳志君

中後 淳君 豊田潤多郎君

中島 隆利君 浅尾慶一郎君

山内 康一君 中島 正純君

当 (社会保障・税一体改革担当)

総務大臣 岡田 克也君

財務大臣 川端 達夫君

文部科学大臣 安住 淳君

厚生労働大臣 平野 博文君

国務大臣 (少子化対策担当)

小宮山洋子君

経済産業大臣 枝野 幸男君

国務大臣 (国家戦略担当)

古川 元久君

(経済財政政策担当)

中川 正春君

(科学技術政策担当)

五十嵐文彦君

内閣府大臣政務官 大串 博志君

財務大臣政務官 三谷 光男君

政府特別補佐人 (人事院総裁)

原 恒雄君

政府参考人 (総務省自治税務局長)

岡崎 浩巳君

政府参考人 (財務省主税局長)

古谷 一之君

参考人 (日本銀行総裁)

白川 方明君

衆議院調査局社会保障と税の一体改革に関する特別調査室長 佐藤 治君

委員の異動 五月三十一日

辞任

石井登志郎君

岡田 康裕君

岸本 周平君

篠原 孝君

白石 洋一君

田嶋 要君

田村 謙治君

長尾 敬君

藤田 憲彦君

宮島 大典君

湯原 俊二君

柚木 道義君

渡部 恒三君

田村 憲久君

馳 浩君

町村 信孝君

竹内 譲君

豊田潤多郎君

山内 康一君

同日

辞任

網屋 信介君

奥野総一郎君

柿沼 正明君

川越 孝洋君

桑原 功君

小室 寿明君

阪口 直人君

中野渡詔子君

松岡 広隆君

三宅 雪子君

皆吉 稻生君

補欠選任

宮崎 岳志君

奥野総一郎君

皆吉 稻生君

三宅 雪子君

網屋 信介君

中野渡詔子君

矢崎 公二君

松岡 広隆君

柿沼 正明君

川越 孝洋君

小室 寿明君

桑原 功君

阪口 直人君

渡部 恒三君

田村 憲久君

谷 公一君

福井 照君

遠藤 乙彦君

中後 淳君

浅尾慶一郎君

同日

補欠選任

白石 洋一君

岡田 康裕君

藤田 憲彦君

玉城デニ君

井戸まさえ君

神山 洋介君

工藤 仁美君

金森 正君

長尾 敬君

篠原 孝君

山本 剛正君

宮崎 岳志君

矢崎 公二君

大野 功統君

谷 公一君

福井 照君

遠藤 乙彦君

中後 淳君

浅尾慶一郎君

同日

辞任

井戸まさえ君

磯谷香代子君

金森 正君

神山 洋介君

工藤 仁美君

玉城デニ君

山本 剛正君

齋藤 健君

同日

辞任

今井 雅人君

高井 崇志君

山口 和之君

山崎 誠君

同日

辞任

中屋 大介君

山田 良司君

同日

辞任

石津 政雄君

石井登志郎君

磯谷香代子君

齋藤 健君

馳 浩君

町村 信孝君

竹内 譲君

豊田潤多郎君

山内 康一君

補欠選任

山崎 誠君

田村 謙治君

田嶋 要君

湯原 俊二君

山口 和之君

今井 雅人君

高井 崇志君

田村 憲久君

補欠選任

宮島 大典君

岸本 周平君

山田 良司君

中屋 大介君

同日

補欠選任

柚木 道義君

石津 政雄君

渡部 恒三君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七四号)

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七八号)

子ども・子育て支援法案(内閣提出第七五号)

総合子ども園法案(内閣提出第七六号)

子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第七七号)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出第七二号)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第七三号)

○中野委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案、子ども・子育て支援法案、総合子ども園法案、子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

この際、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、参考人として日本銀行総裁白川方明君の出席を求め、意見を聴取し、政府参考人として総務省自治税務局長岡崎浩巳君、財務省主税局長古谷一之君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○中野委員長 本日は、特に税制等について質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。稲富修二君。

○稲富委員 おはようございます。民主党の稲富修二でございます。

この特別委員会、質問の機会をいただきました、まず御礼を申し上げます。ありがとうございます。

この一体改革法案に至るまで、私、去年の秋に民主党の税制調査会の事務局の末席に加えていた以来、素案の取りまとめ、大綱、そして法案提出まで加わらせていただいております。そして、当委員会でもうやうや質問をさせていただくということは本当に名誉なことだというふうに思っております。

素案がまとまって以降、私も地元で、この一体改革について有権者の方と車座集会をしてまいりました。その中でいろいろな声をいただいております。その中で、きょうは政府の皆様にお届けしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

まず、これまでマニフェストについていろいろな御評価がございました。改めて、民主党が、政権がかわって以降の税制改革についてどのような実績があり、どういう取り組みをしてきたのかというのを冒頭お尋ねしてまいりたいというふうに思います。

まず、税制大綱にも出ております公平、透明、納得という原則を掲げておりますが、この意味するところを御説明願いたいというふうに思います。

○五十嵐副大臣 お答えいたします。

税制改正大綱にこの考え方が出ております。納税者の立場に立ったときに好ましい税制のあり方というところでございますが、制度が公平で、かつ制度の内容が透明でわかりやすく、その制度に基づいて納税することについて納得できるものであるということが大事だ、こういう視点から、民主党では、この考え方に立って、いわば産業政策で特定のものに税の減免をするわけですけれども、これを租税特別措置といいますが、この租税特別措置の決め方につきまして、見直しに関する基本方針というのを定めました。

これは二十二年税制改正大綱に載っているわけですが、四年間で抜本的な見直しをするというところにし、その基準を「ふりい」というような言葉を使っておりますけれども、適用の状況を、実態を把握してその効果を検証するという基準をつくって、租特透明化法というものを制定いたしました。これを実施しているところでございます。

○安住国務大臣 おはようございます。

やはり税の問題を考えると、政権交代して、納税者の側という視点を我々は大事にしようというところで、公平という点では、前政権と、これまでの立場と変わりがありません。

しかし、透明と納得という言葉をきちっと入れました。それはやはり、これまでは徴収をする側からの中立性等、それから簡素ということを中心をやってきました。これはもちろん引き継ぎますが、一方で、納税者の側から、稲富さんにも十分昨年やっていたいただきましたけれども、その概念を入れたということは、後に多分納税者を中心にした税の仕組みを考えていくための一つの柱になるものを入れたらというものは、私は非常に大きなことだったと思うんです。

その延長として、今、五十嵐さんからお話がありました租特は、やはり業界団体と戦後ずっと連なってきた、ある意味で不透明だという指摘もあつた分野ですね。これを透明化したということ私はやはり大きな成果だったと思いますから、

この透明、納得というところに重点を置いて、これからも、税を取るところのは公権力の中でも強い権力ですから、そういう点ではそこをやはり大事にして民主党の政権というのはやっていかなければならないと思っております。

○稲富委員 ありがとうございます。

副大臣、大臣に答弁いただきましたように、納税者の立場に立ってというところが、税を取る側から、そして使う側からやはり大事であるということが、まさに私は民主党政権の立脚点だというふうに思います。

その上で、次、税制の決定プロセスの改革についても伺いたいと思います。まさにその延長線上にあつたことだと思います。

政権がかわって直後、税制に関する大きな一つの変化は、まず党の税調を廃止したことだった、私はそこをすごく鮮明に覚えております。それ以降、なぜそういうプロセスをたどって、そして今どういうふうにと党と政府の関係があるのか、そしてその評価についてぜひ伺いをしたいというふうに思います。

○五十嵐副大臣

かつての自民党を中心とする政権の時代は、政府税調がありましたけれども、これは学者さんが中心で、有識者が中心でありましたけれども、これは追認機関で、与党の税調の決定をすだめしておいて、最後、承認するということで行われていました。そうすると、決める人と説明する人が別になるということで、私どもの政府税調では、こういう国会の場に立つて説明をする人間が決めるということになりました。

そして、透明に議論が見えなければいけないということで、私どもの政府税調では原則公開でございます。本会合は全部公開。インターネットで中継もしておりますし、記者さんたちも入っております。そして、懇談会という場でも、これは非公開になりますけれども、それでも直後に極めて詳細なブリーフィングをいたしておりますので、ほとんどきちんと明らかにするということになっております。

その後、党税調との関係が少し変わっておりま
す。与党税調が復活をいたしましたけれども、与
党税調は提言機関ということで、決定はやはり政
府税調が決定をするという形になっております。
私は、もともと記者で、かつての与党税調の取
材もしております。その辺の事情はよくわかっ
ておりますので、これは大変大きな変化だとい
うふうに思っております。

○稲富委員 ありがとうございます。

私も、これはなかなか納税者の方にはわかりに
くい変化だと思いますが、極めて大きな一歩だ
と思っています。

もちろん、当初廃止をしたものの、今党税調が
復活する。今御答弁ありましたように、いかに透
明性を確保していくか、そして片方で、やはり税
はかなり専門性と利害調整の部分があつて、そ
れをどうやって調和させていくかということ、こ
の三年近く、我が党も試行錯誤してきたと思いま
す。しかし、それをやはりこれからも続けていき
ながら透明性を確保していくことは非常に大事で
あるというふうに思います。

そして、次、寄附金税制についてお伺いをし
たいと思います。

資料の一枚目をごらんください。寄附金税制の
優遇制度が拡大したということでございますが、
その内容について御説明を願いたいというふう
に思います。

○五十嵐副大臣 民主党政権下では、市民が参画
する新しい公共、その担い手を支えるという面か
ら税制面の措置を講じてまいりました。

まず、二十二年度税制改正におきまして、公益
的な活動に関する個人の寄附を一層促進するため
に、所得税の寄附金控除の適用下限額を五千元か
ら二千元に引き下げたところでございます。さら
に、二十三年度税制改正においては、草の根の寄
附を促進するというところで、かなり思い切った改
革をいたしました。認定NPO法人等に対する寄
附について、新たに所得税の税額控除制度を導入
するということになりました。

同時に、認定NPO法人の認定ですけれども、
パブリック・サポート・テストというのがありま
す。どれぐらい幅広い人から寄附を受けて支持さ
れているかということが認定の条件だったわけ
ですが、かなり厳しい条件でありました。これを絶
対数で判定するという方式を採用いたしました。
認定されやすくなるというのをいたしました。
この結果、かなりふえてきたと思います。二十
一年度末、すなわち二十二年三月三十一日では認
定NPOは百二十七でしたけれども、直近の二十
四年五月十六日現在では二百五十三でございま
す。約倍増いたしました。NPOの活動をされて
いる方々からは大変感謝をされているところで
ございます。

○稲富委員 ありがとうございます。

これは、所得控除から税額控除と、名前であ
うと所得から税額とわずかに二文字ですけれども、非
常に大きな改革だったと私は思います。

今副大臣から御説明がありましたけれども、こ
れは、即座に何か大きな成果が出るというよりも、
やはり十年後、二十年後に振り返ってみて、あの
税制改革があつたからこそ、NPOを初め、公と
私以外のところでの活動が広がる第一歩になるの
ではないかというふうには私は思っています。した
がつて、これは大変大きな成果であつたというふ
うに思います。

続きまして、租特について、先ほど大臣からも
御答弁をいただきましたけれども、改めて、政権
交代以降の租特についての成果をお伺いしたいと
思います。

○古谷政府参考人 お答えをいたします。
先ほど副大臣から御答弁がございましたよう
に、平成二十二年度の税制大綱におきます基本方
針に沿ひまして、平成二十二年度税制改正から始
まる四年間で、それぞれの年度末に期限が到来い
たします措置を中心に、抜本的に見直すというこ
とにされました。

平成二十二年度以降二十四年度までの三年間
で、こうした方針で取り組んでおりまして、政策

税制措置二百四十一項目のうち、百七十項目の見
直しを行ひまして、二十九項目を廃止、六十七項
目を縮減したところでございます。あわせまして、
増収見込み額として、約三千百億円の見直し効果
が出ていますというふうに存じております。

それから、平成二十二年三月に租特透明化法が
成立をいたしました。法人の提出する適用額明細
書に基づきまして、財務省において適用実態調査
を行い、二十五年一月以降の通常国会へ報告する
べく、今準備をしているところでございます。

以上でございます。

○稲富委員 地方の方はいかがでしょう。

○岡崎政府参考人 地方税におきまして、二十
二年大綱に沿ひまして、二十二年度以降の四年
間で抜本的に見直すというのをいたしましたおりま
す。

順次、この三カ年間の実績としましては、見直
し対象の措置二百八十六項目のうち、百九十五項
目について見直しを行ひまして、うち、百六項目
を廃止、三千項目を縮減したところでありまして、
これらによる増収見込み額は約三百億円となつて
おります。

○稲富委員 ありがとうございます。

冒頭、大臣からも御答弁いただきましたけれども、
この租特特別措置、まさにその当時は必要であ
つたけれども、時間がたつにつれ、その必要性、
効果を検証されず、ずっと続いてきたものがある
のではないかと、そしてそれが既得権益化してい
るものが多くあるのではないかと、今、今回、
租特の見直しをしたのだと思います。

それで、実は我々のマニフェストにも大きく掲
げましたけれども、その額には遠く及びませんが、
透明化法を通し、成立させ、そしてやはり少し
も租特の見直しに着手をするということは、私は、
戦後の税制改革の中でも大きな一歩になるもの
と思っております。したがって、これはやはり前へ
前へ進めていかなければいけないというふう
に思っております。

次に、なぜ今回の税・社会保障一体改革の中で

消費税を上げなければいけないのか、ほかの税目
ではなくなぜ消費税なのかということ、何度も
御答弁ありましたけれども、改めてお伺いした
いというふうに思います。

○安住国務大臣 本当に高齢化は、福岡でもそう
だと思います、私の宮城もそうでございますし、
大都会でも実は高齢化が進んでいるんですね。学
校のクラスの子供たちの数も減っている。

やはり、そういう点では、戦後、シャープ勧告
以来、所得税を中心にやってきた基幹税が、累進
税率を高めている、例えば垂直的な税だけで今後
も社会を賄えるかといえ、御存じのとおり賄え
ない。そういう点では、全世代対応型といいま
すか、水平的な税というものをやはり広く浅く国民
の皆さんに御負担をいただくことで高齢化社会を
支えていく。

これは、金額の面からも、二十四年度の一
般会計税収に占める消費課税の税収の割合というの
は実は四二％ですが、二〇一五年においてはこれ
が五一％になるというところは、私は、こうした水
平的な税がこれからは基幹税の中心になつていか
ない、日本ではやはりなかなか社会保障全体を支
えることはできないと思うんですね。

これは何度も申し上げておりますけれども、
しかし、だからといって、私どもの提案は、この
お預かりした消費税を何か別のことに使つて、例
えば官僚とか政治家が何か自分たちの都合で使
うんじゃないかというのを思つていらつしやると
すれば、それは全く違います。お預かりしますけ
れども、これは、年金、医療、介護、子育てとい
う、いわばお預かりしたものはそのまま別の意味
で還元をさせていただくということなんです。
ですから、払つていただくたびに、これは年金、
これは少子化、これは介護や医療にかかるんだな
というのを国民の皆さんにわかっていたいただく努
力というのを政府はこれからしていかないと
いけないと思ひますので、やはり払いがいのある税と
いうものに消費税を変えていき、定着をさせてい
きたいと私は思っております。

○稲富委員 ありがとうございます。

資料の二枚目をご覧ください。

今大臣からも御答弁いただきましたけれども、消費に関する課税が平成二十四年度から二十八年度につれてふえていくというのを、それぞれ、国税を一〇〇とした場合に、今の提案どおり成立をした場合に消費税がどれくらいふえていくかというのを、機械的な試算ですけども、作成したものです。

これでいきますと、今御説明ありましたように、平成二十四年度は消費税が二四・六％、そして二十六年四月、五から八になったときが三四％、そして二十七年十月に八から一〇になったときが消費税が三六・五％、そして二十八年度、フルに一〇％になると消費税が三八・九％、国税に占めるということでございます。そして、その他の消費税を合わせた約五割を超えるということ、改めて今大臣からも御答弁ありましたように、シャープ税制の直接税から、この法案が通った場合には、消費税が、基幹税のみならず、一番の税源になるということでございます。それは、戦後の税制改革の中で極めて大きな転換点にあると思います。

そこで、改めて、だからこそ、やはり消費税が抱える課題というものをぜひとも解決していかなくさいけない、そしてそれに対して対応していかなくさいけないということを思っております。

そこで、車座集会をしていますと必ず出る御意見は、やはり軽減税率の問題です。当委員会でも何度も取り上げられましたけれども、改めてこの問題を私も取り上げたいというふうに思います。食料品は何とかならないのかという率直な御意見です。

そこで、改めて、ヨーロッパは日本よりはるかに付加価値税が高い中で、いろいろな苦勞をしながら複数税率をとっております。そこから学ぶべきものもあるのではないかと一ことが一つ、消費税が導入される前は売上税法が審議をされました。その際には、与党内でも大議論を経て、

非課税項目をどれにするというふうなことで、党内でいろいろな議論があったと聞いております。

したがって、私は、日本のかつての売上税の議論、あるいは欧州での経験をもとに、何か今から我々が考え得る教訓というものがあるのではないかと一ふうに思っておりますので、ぜひその点を御答弁願いたいというふうに思います。

○安住国務大臣 五十嵐さんからもまた補足をさせていただきますけれども、旧物品税では、例えばコーヒ、ココア、ウーロン茶などの嗜好品は課税をされ、紅茶やお茶は不課税、やはりそういうところが出てくるんですね。例えば軽減税率の場合、そういう意味では、適用の範囲や幅をどうするかというのは、これはもうその国の歴史と文化があります。それから、ファストフードの扱いなんかはもう各国ばらばらなんです、持ち帰ったときとそこで食べたときの差があったりですね。

そういう制度設計とかを考えると、やはり慎重な議論は必要だと思いますが、しかし、例えば標準税率が一五％、またそれを超えているときには、そういうことをすることでわかりやすく、言ってみれば、生活必需品に対して国民の皆さんの目にわかりやすくするという点ではメリットもあるかもしれません。

ただ、今回は、私たちとしては給付つき税額控除の方が、直接、逆進性に対する対策としては合理性があるというふうに判断をしましたので、そういう方向になっておりますけれども、なお世界的なさまざまな軽減税率については研究を重ねていきたいと思っております。

○五十嵐副大臣 かつての内閣の売上税のとき、私は記者であつたわけですけども、あのときの税制改正は表がありまして、以下のものを非課税にするという一覧表があるだけなんです。どういう基準でそのものを選ばれたのか、さっぱりわかりませんという状況でありました。非常に線引きが難しいということでもあると思いますし、政治家との関係で、説明がつかないものが出てきてし

まうということがあると思います。

ですから、それは好ましくないのと、また、軽減税率を入れたからその分だけ、それでは例えば五％のままとどまるかという、仕入れたものは税が入ってきますので、その分を誰が持つのかということがあります。必ずしも、そのまま最終消費者が値上がり一つもないということにはならないということもありますし、そうすると、またその分税率を上げなくさいけないということが出てくると思いますので、軽減税率は必ずしも効率的でないという見方があります。

ですから、かつてのEC、EUの前身のECですけれども、EC指令でも、なるべく複数税率はやめて単一税率に移行しなさいという指令が出てるところでございます。

○稲富委員 ありがとうございます。

資料三ページ目をご覧ください。これは、物品税のころの緑茶、紅茶、コーヒの課税についてまとめたものです。

緑茶は、昭和十六年に課税が始まり、昭和二十五年に非課税になって、そして消費税に至るまで課税をしていない。紅茶は、昭和十四年に課税が始まり、昭和二十六年に非課税になって、そして消費税に至る。コーヒは、ごめんなさい、これは表記が間違つてしまいましたけれども、昭和十四年に課税が始まり、そして消費税導入に至るまで課税をしていたということでございます。

先ほど副大臣からお話ありましたように、当時の、消費税導入前の大蔵委員会の議事録なんかを拝見していると、なぜ緑茶は課税せずコーヒを課税するんだという質問に対して、コーヒの方がより嗜好性が高いという政府からの御答弁でした。しかし、やはりそこには明確な線引きは難しいということも、政府からの答弁としてもありました。

私は、これは物品税の世界ですけども、軽減税率を入れるということは、改めてこれと同じようなことを、これが日用品なのか、嗜好性が高いものなのかという判断をそのたびごとにやらなければいけないということでございます。それは非常に政治的にコストが大きい、それは既得権益化をする可能性も大きいというふうに思っております。

そこで、私は、ぜひ政府の皆さんにお願いなんですけれども、しかし、今、単一か、複数税率かという話をするだけで十分近くかかっています。しかし、国民からすると、食料品に軽減税率がかかった方がはるかにわかりやすいというのが実態です。

したがって、これをいかに納税者の立場に立つて、一律の方が取りやすいからこうするのはなくて、納税者にとって実は単一にする方が、むしろ複数にする方が税収に穴があき、むしろ納税者の負担になるんだということをやはり説明していかなければいけないと思います。まさに我々の原則である納得ということと、いかにこれを説明するかということが極めて政府にとって、我々にとっても大事な観点かというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いをしたいというふうに思います。

続きまして、時間が迫っておりますので、厚労大臣も御答弁の用意をしていただいたかもしませんが、済みません、最後の質問に移りたいと思います。

まず、この消費税法案が成立をした、そして二〇一四年四月に税率の引き上げがあるとすれば、これは経済の条項等々もあります、最終的に、これを引き上げるといふのは誰がいつ判断するんでしょうか。大臣、お願いします。

○安住国務大臣 究極は、この法律で停止をもし何らかの形で経済の変動があつてやつたとなつたときに、これは法律を出しますから、最終的にはやはり議会ということになると思います。ですから、しかし、その判断はそのときの内閣、またその首班である内閣総理大臣ということになります。

○稲富委員 そうしますと、これも地元の国民の皆様から聞かれる、我々が前の選挙のときに言っ

ていた、マニフェストで要するに消費税は上げないと言っていたことと、今回上げること、上げる法案を通すこと、やはりこの葛藤の中で私もこれまでやってまいりました。

しかし、これは、少なくとも次の選挙を経た後、それから、その後という内閣になるかわかりませんが、新しい、あるいはその時点の内閣が最終的に判断をし、この消費税引き上げということを判断する、そういう理解をさせていただいたということでしょうか。

○安住国務大臣 この法律がそのまま通れば、次に総選挙で選ばれた方々の議会の中で、その議員が最終的に判断を下すということになります。

○稲富委員 ありがとうございます。

今回の一体改革は、私は本当に、避けて通れない課題であるというふうに思います。

そして、その中で、我々が当初掲げてきた、この四年間に消費税を上げないと言ったことと、しかし、今の経済状況、財政の状況あるいは世界経済の状況からこれをやる、今法案を通さざるを得ないと言っている中で、我々が一方で掲げてきた行政改革、政治改革もやはり同時並行的に進めなきゃいけない。いや、むしろ二〇一四年の消費税引き上げの前に、これは岡田大臣がずっと取り組まれておりますけれども、これを加速化し、成果を上げて二〇一四年を迎えなければいけないというふうに思います。

その中でも、特に、これは私の思いですけれども、やはり議員定数の削減を一年の引き上げ前に必ずやっていきたい、やっていかなければならないというふうに思っております。

以上、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○中野委員長 これにて稲富君の質疑は終了いたしました。

次に、勝又恒一郎君。

○勝又委員 民主党の勝又恒一郎でございます。伝統のこの第一委員室で初めて質問させていただきますという大変感謝申し上げます。

ふうに思います。新人でございますので、直球で、率直にお伺いをしてまいりたいというふうに思っております。

今回のこの社会保障と税の一体改革、連日大変重要な議論が繰り返されていると思います。その中で、きょうは少し、その脇を固めて、しかし重要な意味を持つ二つの課題についてお伺いをしてまいりたいというふうに思っております。

総理は、この課題について、社会保障の充実、安定ということはもちろんのこと、一方で、財政再建と成長というものをどう両立させるかというふうなことを常々課題として挙げられているというふうに思います。私も、日本経済をどうやって成長させていくのかというのは、我々民主党政権のみならず、我が国にとつて極めて重要な課題だというふうに認識をしておりますけれども、そういう中で、我々民主党も極めて、医療イノベーションということとこれをこれまで重視してまいりました。私も、この医療の世界というのは、極めて意味のあるマーケット、あるいは成長にとつて重要なテーマだというふうに思っております。

医療機器の世界は、世界市場でもいまだに約五％から八％の成長を続けておりますし、二〇一五年にはワールドマーケットで二十五兆円規模だと言われております。こういうマーケットに対して、医療イノベーションをどのように推進していくかというのは私は極めて重要な課題と思っております。つまりけれども、新成長戦略の中でこの医療イノベーションというのはどのような位置づけになっているのか、冒頭、お伺いしたいと思います。

○古川国務大臣 お答えいたします。

ちょうど、平成二十二年六月十八日に新成長戦略は閣議決定いたしました。同時に、そのときに、財政の規律をちゃんと守っていくということで、財政運営戦略を決めさせていただきました。まさに成長とそして財政規律を守っていく、これは車の両輪として、それ以来取り組んでまいっているわけでございます。本委員会でも、まさにそうした視点から御議論いただいているというふうに考

えております。

この新成長戦略の中で、新しい成長の二つの大きな柱として、ライフイノベーションとグリーンイノベーションを位置づけました。そのライフイノベーションの中でも、やはり医療イノベーション、この分野というのは、実は、日本の場合には、さまざまな形で規制等もあったりして、相当マーケットが制約をされている。ですから、逆に言えば、これは非常にマーケットが広がる部分である。しかも、高齢化が進んでいくという中では、今後、需要も非常に伸びていく。むしろ今は、逆に、そうした需要に必要な供給が十分にされていない状況じゃないか。そうした観点から、医療イノベーションは、この成長戦略の中でも大きな柱として位置づけしております。

そして、この医療分野におけます新成長戦略に関連する事項を実現するために、これは官民挙げて強力に取り組もうということで、同じ年の十一月には医療イノベーション会議を設置して、翌年の一月には医療イノベーション推進室というものを内閣官房に設置いたしました。そのもとで医療イノベーションの実現に向けて今まで取り組んでおります。特に、日本発の医薬品、医療機器の実用化に向けた医療研究開発の推進、規制制度改革、さらには再生医療など、次世代医療で世界をリードするための研究開発の推進を行っていききたいというふうに思っております。

現在、こうした点を中心にいたしまして、医療イノベーション五カ年戦略の策定に向けて検討作業を進めているところであります。党の方からもさまざまな御提言もいただいております。が、なるべく早く医療イノベーション会議で決定をし、その上で、この戦略の内容は、国家戦略会議が策定する日本再生戦略にも反映させて、その実現を図ってまいりたいというふうに考えております。

○勝又委員 御答弁いただいたように、政府の中でも検討、そしてさまざまな施策を推進していただいているというのは十分認識をしております。

同時に、この医療という分野において、特に医療機器というものをどういう形で、我が国において、産業として、あるいは医療の重要な分野として推進していくかという点において質問したいと思うんです。

日本という国は、この医療機器を、これまででは薬事法という範囲でくくってきた。いわゆる読ん字のごとく薬の事と書く、薬の範疇で医療機器を規制、審査してきた。しかし、どうなんですか、薬と医療機器、共通点もありますけれども、相違点もたくさんあるというふうに私は認識をしております。

世界のさまざまな国々を見ても、薬と医療機器を同じ法律でくくるといふのはなかなか少ない事例だというふうに私も思っておりますし、やはり医療機器というものの特性から考えると、例えば、薬というのは物質ですから、人体の中に入れて普通の人が飲むものである、医療機器というのは、医師という専門家がみずからの道具として活用するものであるという違いもありますし、あるいは医療機器というのは多岐にわたるという分野でもありますし、あるいはリスクとベネフィットの関係が医師という専門家との関係においてなるといふような特性もあります。

そういうことで考えると、私は、今、薬事法というくくりで医療機器を規制、審査しているというこの改革が必要な時期にきているのではないかとこのように思っておりますけれども、厚生労働大臣の御見解を伺いたいと思います。

○小宮山国務大臣 医療イノベーションを推進する意味からも、今委員御指摘の医療機器、これを本当に安全に迅速に審査をしていくというのは大変重要だというふうに思っております。

御指摘のように、医薬品とは異なる性質を持つ医療機器、これはやはり医薬品とは違う視点で審査をしていく必要がある。このことは、厚労省の中でも、医薬品、医療機器の業界の皆さんともテーブルをつくってありますが、そこでも強くそういう御意見をいただいております。

薬事法につきまして、この医療機器の関係条項を医薬品とは別に条項を設けて、これを医療機器の章とすること、そしてあわせて薬事法の名称も変更すること、こうした改正をいたしまして、医療機器をなるべく速やかに承認、認証できる仕組みをつくっていく必要があると考えています。今、その方向で企業や医師など関係者とさらに意見を聞きながら進めているところですので、この方向でやっていきたいというふうに考えています。

○勝又委員 大変前向きな御答弁をいただきました。このテーマは、与野党を超えてずっと長い間議論してきたテーマです。まだ話題にはなっていないんですが、私は、薬事法をきちんと医療機器の観点から章立てをして、今、法律名も含めて改めていくんだという御覚悟をいただきましたけれども、非常に重要な観点だと思えますので、ぜひ大臣、これは頑張ってくださいなという思いがござります。

同じように、この薬事法の範疇で、医療機器の審査体制というのが、これまでいろいろなデバイスラグとの関係において非常に議論になっていいます。これは別に産業の側の味方をするという意味ではなくて、患者さん、国民にとっても、最新のいい医療機器を少しでも早く使っていただきたいというのは国民益なわけですね。

ですので、ここは何としても頑張ってくださいんですが、特に申し上げたいのは、八〇%というキーワードがあって、薬品というのは、御存じのとおりグローバルな多国籍の大企業が多いんですね。医療機器というのは中小企業が八〇%なんです。そして同じく、医療機器というのは承認申請が年間約千二百件あると言われていたんですけども、この千二百件のうち約八〇%は改造、改良型なんですね。

薬と違って医療機器というのは、医師が使いながらいろいろなマイナーチェンジしていくわけですね。したがって、そのことが直接大きな審査のポイントになるわけではなくて、むしろ、よく改良

するのに非常に長い審査を何度も何度も繰り返していくというのは、ラグがあるだけではなくて、企業の体力も奪っていくんですね。

ぜひここは私はきちんと検討していただきたいと思っております。PMDAの改革というのは、我々も言ってきましたけれども、このPMDAを軸とする医療機器の審査体制の改革についてどのような御検討をされているか、ぜひ伺いたいと思います。

○小宮山国務大臣 医療機器、そのリスクの程度によりまして、届け出が必要ない一般医療機器、それから民間の登録認証機関の認証が必要な管理医療機器、そして大臣による承認が必要な高度管理医療機器、この三つに分けられていて、最後の高度管理医療機器についてPMDAで審査を行っています。

この高度管理医療機器につきましては、今委員もおっしゃったように、そのおよそ八割が既に市場に流通している医療機器と構造などが同じ、いわば後発医療機器と呼ばれるものです。この審査につきましては、安全性はもちろん必要ですが、迅速化を図るために、薬事法の改正によりまして、民間の登録認証機関を活用した承認、認証制度を新たに設けるといふ見直しを行いたいと考えています。

あわせて、PMDAについては、革新的な医療機器の審査により重点的に取り組めるように見直しを進めまして、国民の皆様により迅速に医療機器をお届けできるように、これもしっかりと取り組んでいきたいと考えています。

○勝又委員 大変明確な御答弁、大臣、ありがとうございます。これは本当に、長年この世界に携わってきた人たちが考えてきたことを、今明確に言っていたかったです。

PMDAには、ぜひ革新的で最新の医療機器について重点的に審査、規制をしていただいて、今も大臣がおっしゃられたような、いわゆる医療機器の特性である、八割方の改造型、後発医療型の機器というものは、第三者機関の認証を活用する

ことも含めて、ぜひ迅速な審査体制に一刻も早く改革をお願いしたいと御要望申し上げたいと思います。

私は、同じく医療の分野で重要な因果関係があると思われるマイナンバーについてちょっと伺いをしたいと思うんですけども、この後マイナンバーについていろいろ伺っていくんですが、医療との関連においても、実は、マイナンバー、共通番号制度というのは極めて意味があるなというふうに私は思っております。

私自身も地方議員の時代から取り組んできたが、ん対策などは、がん登録を含めて、どういう臨床データの世界なんですか。アメリカなんかは、これを一元化して、膨大なデータベースを持っています。日本は今、それがまだ途上でありまして、なかなか十分についていない。厚生労働省が十分努力をされているのは理解をしますが、一方で、このマイナンバーのようなものを使っていけば、民間活用していけば、がん対策におけるがん登録なんかの分野でも、飛躍的な進歩を遂げる可能性があるというふうに私は思っております。

そういう意味では、ぜひマイナンバーの成立を機に、医療の分野でも、前向きに共通番号制度を捉えていただいて、がん対策を含めたさまざまな医療分野におけるデータベース化あるいは標準化、こういうものに活用できないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○小宮山国務大臣 私も委員と同じ問題意識を持っています。これまでも、厚労省ではさまざまなデータの整備、活用を図る取り組みを進めてきました。御指摘のがん登録につきましては、今年度中に全都道府県で実施をされる予定で、この法的位置づけの検討も行うことにしています。さらに、番号制度のような長期にわたって個人を把握できれば、こういう基盤が医療などの分野で活用できれば、がん登録であれば、患者の生存期間の把握などに資することができると思っています。

ただ、マイナンバー法案は、利用可能な手続が法律上列挙された事務に限られていて、医療などの分野では、プライバシーの保護が重要ですので、それを図るとともに、必要な活用が適切に行われるようにするための法制上、技術上の特定の措置を検討することになっています。

今後、利便性が高くて安心して活用できる番号制度の構築に向けて、医療などの分野での特定の措置の検討をなるべく早急に進めまして、関係者や国民の皆さんにメリットも含めて御説明をし、御理解をいただきたいというふうに考えています。

○勝又委員 ありがとうございます。

もちろん、医療が極めて個人的な、大事な情報ですから、逆に、このことを推進していくことは、プライバシーに負けないぐらい、国民にとつて極めて利益がありますので、特に抗がん剤などは、今極めて高価格なものが続々と入ってきていて、どれがどうなっているのか、わけがわからなくなっている状況ですから、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

あわせて、この共通番号制度、マイナンバーについて、社会保障と税の一体改革の観点での質問に移っていきないうふうに思うんですけども、私は、この社会保障と税の一体改革は消費税の問題が極めて国民的には話題になっているわけですけども、実はその背景にあるこの共通番号制度、マイナンバーというのは、国民にとつて極めて利益のある、非常に意味のある法律、制度だというふうに思っております。

今、がん登録の一例を厚生労働大臣から御答弁いただきましたけれども、ぜひ、この共通番号制度、マイナンバーの意義というものを国民の皆さんにわかりやすく御答弁をいただきたいと思えます。

○古川国務大臣 お答えいたします。マイナンバーは、より公正な社会保障制度の基

盤であるとともに、情報化社会のインフラとして国民の利便性の向上に資するものであります。国民の視点に立った番号制度の構築ということをごれまで考えて、法案提出に至ったところであります。

具体的には、この番号制度の導入によりまして、所得把握の正確性が向上して、真に手を差し伸べるべき人に対する社会保障の充実ができることになると思いますし、また、負担、分担の公平性が担保されることにもなると思います。

さらに、さまざまな行政手続などにおいて従来求められていた添付書類が削減されたりとか、行政機関から国民の皆様方へきめ細かなお知らせサービスの提供が可能となるなど、さまざまな利点があると思います。

また同時に、このマイナンバーを活用することによって、国、地方における行政のさまざまなコストの削減にもつながっていくというふうに考えております。

○勝又委員 この番号制度というのは、ひとときは国民総背番号制などといって、極めてネガティブな表現で言う方々がいる中で厳しい局面もあったんですけれども、今大臣からお答えいただいたように、実は、非常に国民にとってメリットがある。

例えば役所の中へ行って、今おっしゃった趣旨でいえば、いろいろな、住民票の添付をしたり印鑑証明をとったり何をとったりというようなことが一つの窓口できちんとできるようなことになる、あるいは、いわゆる申請主義と言われる、国民にとって利益があることも一々役所に行つてお願いをしない利益が得られないというこの日本の体制を、逆に、国の方から国民にきちんとメリットを享受させていくことができるというようなさまざまな意味があると思いますので、私は極めて意義のある法案だと思っております。この社会保障と税の一体改革の委員会にはかかっているわけではありませぬけれども、あわせて、この推進は重要なテーマだというふうに思っております。

そこで、私が今懸念をしている課題について一つ伺いをしたいんです。

このマイナンバーを推進していくに当たつて非常に重要なインフラの整備、いわゆるIT調達が必要になってまいります。恐らく、本当にこれだけ国民に密接に関係のあるITシステムを導入するということは、そうそうないことだろうと思ひます。

一方で、我が国のIT調達というのは、この十年、さまざまな課題を抱えてきました。いつときは、分離分注発注あるいは低コスト化ということが言われて随分改革が進んだかのように見えておりますが、実は、そのことが大きな弊害を幾つも起こしてきたという反省があります。

例えば、近年でいえば、特許庁の情報システムの課題が有名であります。二〇〇六年に調達をされて、二〇一一年を開発の期間としていたんですが、これがどんどん先延ばしになっていった。そして、ことしになってついに、もうできませんと言ってその受注企業がバンザイをしてしまった。どうしてこういうことが起こるのかということ

をきちんと考えなきゃいけないと思うんですが、これは、我が国において平成十四年に調達関係省庁申し合わせというのがありまして、内閣官房、財務省主計局、総務省行政管理局、経産省、こういったところが、IT調達にかかわる総合評価落札方式の標準ガイドというのをつくっています。

簡単に言うと、これは価格点と技術点を一対一にするんです。これをわかりやすく言えば、価格点が八十点、技術点が二十点でも、その逆でも、全く同じ点数になるんですね。

ということはどういうことか。ともかく安い値段で入れておけば、たとえ技術が低くても、あるいはその設計能力はなくても落札でございましょうというシステムなんです。この加算方式というのは、一対一のこの制度が、特許庁のようなこういう、受注はしたけれども最後システムがつくれませぬというように恐ろしいことが起こるんです。

ちなみに特許庁は、この五年間に五十五億円投

入して、結局システムは何一つできなかった。やり直します。

もし、共通番号制度、マイナンバーでこんなことがあつたらどうなりますか。私は、これはもう政府の責任なんというものでは済まされぬ、大変なことになってしまふというふうに思ひます。そういう意味において、四省庁の標準ガイドを見直すことも大事ですが、もう既に法案提出をしていて、法案が成立すればこの共通番号制度はいよいよ調達がスタートする段に入っていますから、ぜひこのことについては、この共通番号制度でまずきちんと調達のあり方というものを考えていく必要があると思ひますけれども、いかがでしょう。

○古川国務大臣 今御指摘がございましたように、この番号制度導入に当たつて、システム調達でゆめゆめ疑義があるようなことがあつてはいけません。やはりきちんと、これは決めた以上はちゃんとそれがうまく整備をされなければいけないというふうに思っています。そういう意味では、調達というのは極めて重要な課題であるというふうに思っております。

今委員からも御指摘がございましたが、この調達のあり方につきましては、先ほど指摘があつた標準ガイドにおけます得点配分を含む総合評価落札方式のあり方につきましては、今後、関係府省の協力を得つて、政府情報システム調達のあり方全般を検討する中で議論していくことというふうにされております。

ただ、ちょっと、結論を得るには一定の期間が必要じゃないかなという議論もありますので、そうしたことも踏まえて、今、このマイナンバーに係る情報提供ネットワークシステムの調達のあり方については、勝又委員初め、党の方でも御議論いただいております。ですから、そういった党の方の御議論も踏まえて、適切な調達を行つていかなければいけないというふうに思っております。

○勝又委員 この問題は、実は財務金融委員会でも財務大臣に三村委員が質問しています。要するに、調達のあり方、制度というものの所管という意味において財務大臣は協議を受ける側だと思ひます。この共通番号制度には、私の申し上げた、党の側の趣旨も踏まえて、いわゆる価格と技術の一対一という問題、これを検討していくというふうに言つていただきました。

実は、財務大臣も財務金融委員会でも三村さんの質問に対して、自分自身からも関係省庁に働きかけをして、やはり今の技術レベルの高さがそのまま落札に、今の一対一以上に反映できるような仕組みを考えるのがいいのではないかなという感想を持ちましたので、今後働きかけをしていきたいというふうな御答弁をされていますけれども、ぜひこの問題、財務省としても前向きにとらえていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○安住国務大臣 御指摘の問題点は、私も全くそうだと思っております。

民主党の中の小委員会での議論というものを踏まえて、財務省としては対応してまいります。ふだん財務省は余り民主党の言うことを聞かないじゃないかと言う人もいますけれども、この問題に関しては、小委員会の意向をちゃんと受けてやらせていきます。

○勝又委員 大変心強い、この問題についてはしっかりと考えたいという御答弁をいただきました。ありがとうございます。

済みませぬ、五十嵐副大臣にも御答弁をお願いしたいと思つたんですが、ちょっと時間がなくて一問飛ばさせていただきます。最後の質問に移りたいというふうに思ひます。

社会保障と税の一体改革、この委員会でも、逆進性対策とか低所得者対策というのは何度も議論になって、これは極めて重要な論点として私も認識をし、議論が深まってきているというふうに思ひます。しかし同時に、総理も言っているように、我が国の今後のあり方として、分厚い中間層を復活させていくんだというお話をしています。私自

身も、この分厚い中間層を構成している皆さんというの、実は日本の活力ではないかというふう

に思っているんです。
そういう皆さんにとって、やはりこれまでの逆進性、低所得者対策という議論だけでは、なかなか社会保障と税の一体改革が、なぜ日本にとって、国民にとって利益があるのかというのは、いま一つまだ伝わっていないような気が私はしています。

そういう中で、岡田副総理にぜひ伺いたいんですが、いわゆる総理が言う分厚い中間層を復活していくんだという意味においては、この社会保障と税の一体改革というのはどういう意義があるとお考えでしょうか。

○岡田国務大臣 直接的には、一つは今回の子ども・子育て支援策、これは、働くことと子育てがきちんと両立する、そういう日本をつくるということですから、まさに中間層の皆さんを中心にそのメリットは享受できるというふうに思います。それから、厚生年金の適用範囲の拡大もその一つだと思います。

ただ、そういった個々の問題は別にして、やはり社会保障制度をしっかりと持続可能にするということ、そのことが、中間層、つまり多くの皆さんの将来の生活を保障し、そして安定させるということですから、この社会保障・税一体改革そのものが基本的に中間層の分厚さを増すために重要なものである、そういうふうには思っています。

○勝又委員 ありがとうございます。質問を終わります。

○中野委員長 これにて勝又君の質疑は終了いたしました。

次に、田中美絵子さん。
○田中(美)委員 民主党・無所属クラブの田中美絵子でございます。

本日は、質問の機会をいただきまして、本当にありがとうございます。

社会保障と税の一体改革法案につきまして、私も、最近地元を回っておりまして、進めてほしい

という声と、そうではない声、両方伺っているわけでございます。国民の皆さんには改革の内容がまだ十分御理解いただいていないというふうにも思っております。

そこで、本日は、この社会保障と税の一体改革関連法案による改革の内容、そして関連する事柄について幾つか質疑をさせていただきたいと思っております。

まず、地元の皆様から一日も早く実現してほしいという御要望をいただいておりますのが、学童保育の充実でございます。

私は、厚生労働委員会の委員、そして学童保育の議連のメンバーということもございまして、地元の学童保育をおよそ三十カ所程度回らせていただきまして、さまざまな御意見を伺ってまいりました。本日に、子供たちが元気にされている姿を見て大変感激もいたしました。一方で、保護者やまた指導員の皆様方が大変な御苦勞をされているということも実感をしたわけでございます。

そんな中で、今回の児童福祉法改正による学童保育の充実、一日も早く実現してほしいと皆さん方も心待ちにいただいているところでございます。ただ、いつから実現するのかということになった場合、消費税が上がってからですといったお答えをしますと、やはり皆様方は、二年間も待てないといったことをおっしゃるわけでございます。

学童保育は、一般的には小学校一年生から三年生が通っておりますので、改革の恩恵を受けられるのは小学校一年生だけというふうに思います。

何かサービスを買うときには、サービスと同時にお金を払うならいいんですが、お金を先に払ってください、サービスは後ですということだと、お金を払うのにはもちろん抵抗があるわけでございます。消費税も、増税後にどんなふうな生活がよくなるのか体験していただく、これが御理解を得るのに大変重要なことだと思っております。

そこで、学童保育を例にとりて、何か消費税増

税前から改善できるところはないかということをお伺いしたいと思います。

まず、現在、お手元の資料一ページのよう、十人未満の小規模学童保育、これは国の補助制度の対象とならない学童保育でございますが、市町村が行う支援事業は、地方交付税のうち特別交付税で国、総務省からお金が出されております。全体の金額は四億四千万ほどでございますが、各都道府県の市町村の実施状況を都道府県別に集計した金額を見ますと、富山県の一億円から広島、新潟の二千万円、そして沖縄県のゼロ円まで、かなりのばらつきがあるわけでございます。

学童保育をつくるのときに、最初からたくさんのお子さんを集めるのは難しい場合もあります。小さく産んで大きく育てるということで、厚生労働省のホームページの活用も含めて、この特別交付税制度の市町村そして学童保育関係者への周知を図り、まずは小規模学童保育から量的、質的な充実策をとっていただけないかと思いますが、厚生労働大臣、いかがでしょうか。

ちなみに、大臣はこの特別交付税制度を御存じだったでしょうか。

○小宮山国務大臣 この学童保育の問題というのは、私も自分の経験もございましたし、ガイドラインづくりなど、私自身もいろいろ努力をしてきたところで、もちろん、この制度があることは知っています。

今回、新システムの中にきちんと盛り込んでいきますけれども、おっしゃる通りに、その前からできること、今もできることとして、その十人未満の放課後児童クラブに、今御紹介があったように、国庫補助要件を満たさない、小規模なところを支援するための特別交付税が交付をされています。

ただ、全国ばらつきがあるということも事実です。で、自治体とか関係者の皆様に、いろいろな機会を捉えて周知に努めていきたいというふうに思います。

○田中美委員 ありがとうございます。
また、学童保育では、都道府県の単独事業で、

いわば都道府県の持ち出しで国庫補助対象外のクラブへの補助ですとか国庫補助の上乗せを行っている事例が、調査していただいたところ、二十九都道府県ございます。資料の二ページ目でございます。

これもかなりばらつきがございます。国庫補助対象外のクラブへの運営費補助を見ますと、鳥取県が一億九千万円、一番多く、国庫補助対象クラブへの上乗せ補助では東京都が十一億円という数字もございます。全体の金額は十七億円ほどでございますが、東京都の十一億円は、地方交付税不交付団体でございますから、それを除くと六億円でございます。この県などの単独事業を地方交付税で支援すれば、もっと多くの自治体がいかなる事業を行えるようになると思います。六億円くらいのお話だと思います。

消費税が上がるまでの間で結構でございますので、厚生労働大臣、総務大臣に、地方交付税で支援していただけないかと頼んでみていただけないでしょうか。

○小宮山国務大臣 放課後児童クラブに対する地方単独の支援につきましては、二十九都道府県で国庫補助に対する上乗せなど十七億円を補助しているところを知っています。

これに対する国の支援につきましては、国庫補助のあり方とあわせて、地方自治体の実情をよく伺いながら、総務省初め関係府省と連携をして検討していきたいと思っております。

○田中(美)委員 ありがとうございます。
学童保育は、大変厳しい財政状況の中で、保護者の皆さんが中心となって運営をされているわけでございます。その中の指導員の皆さんも、平均三年未満で収入の面からやめちゃうといったケースもあるというふうに伺っております。ぜひ国の手厚い支援をお願いしたいと思うところでございます。

それでは、消費税本体のお話を少しさせていただきます。
学童保育の量的拡充には、消費税で百億円を手

当てすると伺っております。また、消費税収のうち七千億円が子育て関係に充てられるとも伺っております。他方、消費税を上げると、物価が上がり、景気が後退して、全体の国税収入が十三・五兆円という消費税収そのものが減ってしまうと指摘されている方もいらっしゃいます。

そこで、素朴な疑問ですが、消費税を上げた後、景気が悪くなり、全体の国税収入が十三・五兆円と予定されている消費税収が減ってしまった場合でも、子育て関係の七千億円とか社会保障改革メニューには予定どおりの予算がつくのでしょうか、それとも削られてしまうのでしょうか、予算は削らず国債の発行でしのぐのでしょうか。岡田副総理、お答え願いたいと思います。

○岡田国務大臣 まず、経済への影響ですけれども、普通に考えれば、そう大きくはないというふうに考えております。これは、前回の橋本政権のときにはかなりの影響があったことは事実で、私も、野党のときにそのことについて国会で取り上げたことを思い出します。

ただ、後から考えてみると、数字的には消費はそんなに減っていないんですね。統計上は後からこれは出てくるわけですが、むしろ、やはり全体の経済規模が、不良債権の存在などによって全体の貸し渋りなどがあつた、そのことによって経済が縮んだということが、消費税収にももちろん、全体の税収にも影響したということでもあります。

基本的に、いずれにしても、それは後からわかることでありまして、消費税収が減る、減らないということも事後的にわかることで、そのことによって当初予定した予算がすぐ変わる、こういうことはございません。

○田中(美)委員 ありがとうございます。

一応、念のためですが、消費税と景気の関係について伺いたします。

消費税を上げると物価は何%上がると予想いたしておりますか。また、その物価上昇だけ捉えると景気への影響はどう出ますか。経済財政担当大

臣、お答え願います。

○古川国務大臣 お答えいたします。

消費税率の引き上げ前後には、駆け込み需要及びその反動減による影響が見込まれるものの、引き上げ前後の期間をならしめてみると、成長率については、消費税率の引き上げがない場合と大きな差はないというふうに考えられます。

内閣府で経済財政の中長期試算をしてみました。消費税率引き上げ前後に当たります二〇一三年から一六年度におきまして、消費税率の引き上げを含む一体改革を考慮した場合と考慮しない場合について比べますと、消費者物価上昇率は年平均〇・九％程度の差が生じるのに対して、経済への影響については、実質GDP成長率について見ると、年平均〇・一％程度の差が生じる程度というふうに試算をいたしております。

○田中(美)委員 ありがとうございます。

社会保障改革を実現するには、景気対策を頑張つて消費税収を確保しなければならぬということはおわかりました。

そこで、景気対策ですが、財政出動するのは本末転倒ですし、規制緩和は効果が出てくるのに何年かかると言われております。金融の緩和が大切だと思えます。日銀にもっと金融緩和してもらえよう政府としてメッセージを発していただけないでしょうか。

総理が一生懸命景気対策を頑張ると国会で表明されておりますが、日銀がそれと連携して金融政策を行うという姿勢を見せてもらわないと、総理の決意も説得力を欠いてしまうと思えます。岡田副総理の御決意を伺いたいと思えます。

○岡田国務大臣 突然の御指名だったんですけれども、基本的に、日銀と政府の関係はきちんとしてコミュニケーションができています。これは、総理と日銀総裁の間、私も総裁と時々お話をすることはありますが、もちろん、財務大臣や古川大臣との間も含めて、コミュニケーションができております。

基本的認識も変わりません。

ただ、もちろん、それぞれの役割というものが

ありますから、その独立性をきちんと担保しつつ、お互いに共通の問題意識を持つて、共通の目標に向かってそれぞれの役割を果たすということ、私は、現時点ではかなりうまくいっているというふうに思いますし、これからもそこにそこが出ないようにはしっかりとやってまいりたいと思えます。

○田中(美)委員 景気対策をしっかりとついでいて、税収が期待どおり上がってくるのを期待したいと思えます。

では、消費税との関連で、介護保険について少し伺います。

まず、平成二十四年度の介護報酬改定については、介護報酬が引き上げられた分野もあれば、下げられた分野もあると伺います。事業所の収益状況も勘案して上げ下げが行われたとも伺います。が、どのような方針で行われたのでしょうか。厚生労働大臣、お答え願います。

○小宮山国務大臣 平成二十四年度の介護報酬改定では、介護職員の処遇改善の確保、地域包括ケアの推進などを図るために、一・二％プラスの改定を行いました。

改定の主な内容は、施設から在宅介護への移行を図る観点から、在宅サービスの充実と施設サービスの重点化を推進する評価を行ったということ、また、介護予防、重度化予防の観点から、リハビリや機能訓練などの自立支援のためのサービスを適切に評価したということ、また、医療と介護の機能分担、連携を推進する評価を行ったこと、そして、介護人材の確保と介護サービスの質の向上に向けた取り組みを強化したことなどです。

○田中(美)委員 ありがとうございます。

政策的な配慮もあつて介護報酬改定が行われたと伺いますが、事業主側からすると、介護報酬から見て高い収益が見込まれるから投資したにもかかわらず、その後、介護報酬が下げられると不測の損害をこうむってしまう場合もあるかと思えます。

次回改定は、消費税の増税に絡む時期でもあり、

国民の皆様にも納得していただける方策を考えていくとはいけないと思えますが、厚労大臣、事業主から見てもわかりやすい改定の方向性を考えていただけないでしょうか。

○小宮山国務大臣 社会保障・税一体改革の大綱では、二〇二五年に向けまして、地域包括ケアの構築を目指しています。これによりまして、介護が必要な状態になつても、なるべく住み慣れた住宅、地域で在宅を基本として生活が継続可能なようにしていきたいと思つています。

次期の介護報酬改定は、こうした将来の方向性に向かって行う予定でして、おっしゃるようには、もちろん、関係者の御理解を得なければいけないので、事業主を初め関係者の御意見も十分伺いながら行つていきたいと思つています。

○田中(美)委員 ありがとうございます。

それでは、消費税との関連で、医療保険制度について一だけ質問させていただきます。

人工乳房の薬事承認と保険適用の問題です。人工乳房と申しますのは、女性が乳がんなどで乳房を切除せざるを得ないという場合に、乳房を切除した後の胸に埋め込んで乳房を再建する器具でございます。乳房を切除するということは、女性にとつては大変な精神的苦痛を伴うものでございます。この精神的な苦しみを少しでも和らげる手段として、人工乳房が注目をされております。

しかし、薬事法の承認がない、医療保険の適用がないということが大変な問題になつておまして、今現在、片方で百万以上もかかつてしまつております。そのために、乳がんの切除手術をためらつて命を縮めてしまう患者さんもあるのが現状でございます。そして、このような中、人工乳房の薬事承認の手続がなかなか進まないという現状でございます。

何とかこの人工乳房の薬事承認と保険適用を進めてほしいというのが全国の乳がん患者さんたちの悲願でございますが、厚労大臣の今後のお考えを伺いたしたいと思います。

○小宮山国務大臣 乳がんになった方、それから

専門の学会などから、人工乳房インプラント、この早期の薬事承認と保険適用を求める声があることは承知しておりますし、私も直接そういう要請も幾つかいただいています。

委員からの御指摘も含めまして、厚生労働省としても、患者さんや専門家の皆さんの願いに少しでも早く応えられるように、薬事承認に向けまして、審査をできる限り早く進めていきたいと考えています。

また、このインプラントが薬事承認された場合には、保険適用に向けた手続を進めていきたいと思っております。

○田中美委員 ありがとうございます。ぜひよろしく願いました。

では、消費増税や社会保障改革の中心的な課題であります年金について少し伺います。消費税率のあり方とも関係する運用についてです。

まず、平成十三年から公的年金の積立金の自主運用というのが始まっております。

直近年度の運用成績と平成十三年度からの通算の運用成績はどうなっておりますでしょうか。資料三ページにも出ておりますが、厚生労働大臣、御確認願います。

○小宮山国務大臣 厚生年金と国民年金の積立金は、平成十三年度から自主運用が開始されています。

それ以来の運用状況は、収益率につきましては、平成二十二年度末まで一・五七％のプラスとなっております。また、累積の収益額については、平成二十三年十二月まで、およそ十九・七兆円のプラスとなっております。

今後とも、長期的な観点から、安全で効率的な、そしてまた確実な運用に努めていきたいと思っております。

○田中美委員 ありがとうございます。

お手元の資料四ページと五ページのように、国家公務員共済や地方公務員共済の積立金の過去十年間の収益率平均は二・〇二％ということですが、厚生年金、国民年金は一・五七％ということで、公務員共済に比べて見劣りがいたして

おります。

何かと恵まれていると言われております公務員の年金でございますが、積立金の運用についても成績がいい。被保険者である民間サラリーマンとしては不公平感も募るのではないかと思います。公的年金一元化も控えておりますので、公務員共済並みの二％ぐらいの利回りが出るように何とか頑張っていたきたいのですが、厚労大臣の御決意を伺います。

○小宮山国務大臣 年金積立金の運用利回り、これは主に資産構成割合によって決まっております。GPIFの基本ポートフォリオでは、国内と外国の株式の割合が合計二〇％で、国共済と比べまして株式の割合が高いんです。平成十三年度から二十二年度までの期間は、国内と外国の株式の収益率が債券を下回ったために、株式の割合が低い国共済の運用利回りが高くなっていると考えられます。

他方で、厚生年金と国民年金の積立金の運用では、平成十三年度から二十二年度までの間に、年金財政上必要な利回りは確保をされています。引き続き、効率的で安全な観点から運用をしていきたいというふうに思っています。

○田中美委員 御決意の表明、ありがとうございます。

ただ、利回りを確保するために乾坤一てきでハイリスク・ハイリターンでの運用に打って出るということはどうかとも思います。

新興国株式での年金資金の運用を始めるというような報道もありましたが、新興国の株式というのは企業倒産のリスクや為替変動のリスクが高いと伺います。この新興国株での運用について、検討状況や今後の方針を、厚生労働大臣の考えを伺います。

○小宮山国務大臣 年金積立金の管理運用、これは、厚生年金保険法などで、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うこととされているところです。

このため、新興国の株式での運用は、GPIFの運用委員会で慎重に検討されましたが、一つは、新興国の株式市場は世界の株式市場全体で四％を占めていて、新興国株式への投資が一般的となつていくということ、また、外国株式の運用でこのような成長市場に投資しないということとはかつて収益機会を失うことになるということから、基本ポートフォリオの外国株式の割合の範囲内で新興国株式での運用を拡充するというようにいたしまして、今準備を進めているところです。

また、実際に運用を担うことになります運用受託機関でも、取引量が少ないなど新興市場の特徴に配慮いたしまして、運用の開始については慎重に行っていくたいと考えています。

○田中美委員 ありがとうございます。手がたい運用をぜひお願いしたいと思うところがございます。

それでは、通告してありますが、岡田副総理にお伺いをさせていただきたいと思います。申しわけございません。

岡田副総理の御実家は大手のスーパーを経営されているというふうに思います。今回の消費税の増税は、家計に大変大きな負担感を与えるものではないかと思うところがございます。

そんな中、岡田家では、お子さんがお二人いらっしゃるって、奥様もいらっしゃるということでございますけれども、奥様は消費税についてどのようなお考えなのか、もし御家庭内でそういった家族の会話がございましたら、教えていただきたいと思います。

○岡田国務大臣 私は、野田総理とともに、この社会保障・税一体改革を必ず実現することと、この増税についてお考えが、それを一生懸命サポートしていただいておりますので、同じ考えだと思っております。

○田中美委員 ありがとうございます。

いろいろ伺ってまいりましたが、そろそろ時局となつてまいりましたので、結びとさせていただきます。

子供たちの瞳が輝く社会、年金や介護など老後の安心な社会、そうした暮らしやすい日本の国づくりに社会保障と税の一体改革法案が大いに貢献することを祈念いたしまして、私の質疑を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○中野委員長 これにて田中さんの質疑は終了いたしました。

次に、大野功統君。

○大野委員 おはようございます。自由民主党の大野功統でございます。

私は、まず、社会保障と税の一体改革に臨む野田内閣の基本的な姿勢についてお伺いしたいと思っております。

基本的姿勢といった場合には、一つは政治的な決意、政治的な取り組み、もう一つは政策的な課題、テーマでございます。

まず、政治的な問題について、側面についてお伺いしたいと思うんですが、野田総理はこの改革に当たって、政治生命をかけるんだ、それから、昨日は野田・小沢会談があったようでございますけれども、乾坤一てきなんだ、あるいは一期一会なんだと。まあ随分と言葉が躍っているんですね。なかなか、言葉が躍っているだけで、一向に進まない。全く会談は平行線に終わったと伺っております。

しかし、この問題は、別の視野から見ますと、何だか民主党の内部の輪げんかなんですよ。こんな、社会保障を改善するために、国民に強い、大きな負担を、大きな痛みをやつてもらわなきゃいけない、こういう重要な法案を審議しているときに、なぜ内輪でそんなにめめなきやいけなにか。内輪げんかにはもう見切りをつけていたのだと思いますよ。そうでないと、国民から見たいと思いますよ。そうでないと、国民から見たら、こんな大きな問題を議論しているのに、内輪げんかで先行き見えないじゃないか、本当に政治というのは一体何やっているんだ、こういうこととであります。

そういう意味で、小沢氏をいつまでに説得し、説得できなければ、いつには見切り発車をするよ、

くりり社会保障と税の一体改革法案が大いに貢献することを祈念いたしまして、私の質疑を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○中野委員長 これにて田中さんの質疑は終了いたしました。

次に、大野功統君。

○大野委員 おはようございます。自由民主党の大野功統でございます。

私は、まず、社会保障と税の一体改革に臨む野田内閣の基本的な姿勢についてお伺いしたいと思っております。

基本的姿勢といった場合には、一つは政治的な決意、政治的な取り組み、もう一つは政策的な課題、テーマでございます。

まず、政治的な問題について、側面についてお伺いしたいと思うんですが、野田総理はこの改革に当たって、政治生命をかけるんだ、それから、昨日は野田・小沢会談があったようでございますけれども、乾坤一てきなんだ、あるいは一期一会なんだと。まあ随分と言葉が躍っているんですね。なかなか、言葉が躍っているだけで、一向に進まない。全く会談は平行線に終わったと伺っております。

しかし、この問題は、別の視野から見ますと、何だか民主党の内部の輪げんかなんですよ。こんな、社会保障を改善するために、国民に強い、大きな負担を、大きな痛みをやつてもらわなきゃいけない、こういう重要な法案を審議しているときに、なぜ内輪でそんなにめめなきやいけなにか。内輪げんかにはもう見切りをつけていたのだと思いますよ。そうでないと、国民から見たいと思いますよ。そうでないと、国民から見たら、こんな大きな問題を議論しているのに、内輪げんかで先行き見えないじゃないか、本当に政治というのは一体何やっているんだ、こういうこととであります。

そういう意味で、小沢氏をいつまでに説得し、説得できなければ、いつには見切り発車をするよ、

くりり社会保障と税の一体改革法案が大いに貢献することを祈念いたしまして、私の質疑を終わらせていただきます。

もう見切り発車の時刻は過ぎてしまっておりまして、そういう決意をどうぞまずお聞かせいただきたいと思ひます。これは岡田副総理にお願いいたします。

○岡田国務大臣 私は、ちよつと大騒ぎし過ぎだと思ひますね。党の中で確かに元代表は非常に影響力のある方ですから、元代表と総理が会談をする、メディアがいろいろ騒ぎ立てるのはわかりませんが、しよせん党内のこと、そして、党の中の方針はもう決まっています。手続を経て、閣議決定もして、法案を国会に出し、こつやつて御審議いただいているわけでありまして。

それぞれの御意見はいろいろありますから、それを総理として聞くということ、これは必要なことだと思ひますけれども、耳を傾けることは。それを余り大きく取り上げるというのは、ちよつと私は理解に苦しむわけでございます。方針は既に決まっております。

○大野委員 私が伺っているのは、そういう認識であれば、いつ見切り発車をするのか、小沢氏を説得できなかったら、いつ小沢切りをやつて本筋の方へ入っていくのか、こういうことを聞いているんです。

○岡田国務大臣 ちよつと言葉が私はいかがなものかと思ひます。これは党の中の問題ですから、切るとか切らないとか、そういう問題は党に任せたいので、我々は、やはり党に所属する議員の皆さん、いろいろ意見がある、それは最後までしっかりと説得をするということでございます。(発言する者あり)

伊吹筆頭が採決すればいいとおっしゃっていますが、それは、きつちり審議を尽くし、そして、ぜひ我々の出している法案にいろいろ御意見もいただき、合意点に達し、そして採決をする、そういうことだと思ひております。

○大野委員 だからこそ、私は、この内輪げんか、党の中の問題だから口出すな、こういう趣旨だろうと思ひますけれども、だから、内輪げんかだ、こんな内輪げんかを見ている余裕はないよ、

こういうことを申し上げているんですよ。

ただ、そういう問題の前に、一つ考えてもらいたいことがある。それは、三年前に総選挙で民主党は国民から負託を受けました。そのときの民主党と今の民主党、変わっていませんか。そのときの民主党は、マニフェストでは今とは違ったことを言つておりました。そのときの民主党は、国民から見ると本当に一体感があつたんですよ。今の民主党は、そのときに比べて心も体も変わつちゃっている。体質も考え方も変わつていく。

そうなりますと、やはりここで、国民の負託を受けた民主党、体質が変わつていく、心が変わつていくんだから、もう一度国民に信を問ひ直す必要がないのかどうか。私はあると思ひますよ。体質が変わつていく、心が変わつていく、そういうことを考えて、どうぞ、そういうことについて基本的にどう考えるのか。

負託を受けたのは民主党なんですよ。野田さんじゃないんだ。野田さんというのは、民主党から選ばれて、国会で承認を受けて総理になつていらつしやるわけですから。民主党が変わつていくんだから、民主党自体を問ひ直してみる、この必要がないかどうか。

○岡田国務大臣 二〇〇九年の選挙のとき、私は幹事長でございました。今は副総理という立場でおります。

心が変わつたとか体質が変わつたという言い方は、ちよつと党に対して失礼ではないかと私は思ひます。我々は全く変わつておりませんし、国民の生活が第一、こつ訴えて二〇〇九年の選挙を戦いましたが、今もその基本的考え方は変わつておりません。

○大野委員 心が変わつた、体が変わつたと言うと大変失礼だという御指摘でございますけれども、国民から見ると、当時、三年前の民主党は一体感があつたよ。今、内輪げんかをやつていく民主党ですよ。三年前の民主党は、マニフェストで明快に書いてあつた。これは考え方が変わつていきます。だから変わつたと言ひてゐるんです。

国民の目から見ると私は申し上げてゐるんですが、そういう意味で、やはり国民の信を問ひ直す、このことは非常に重要な問題だと思ひております。政治的姿勢というのは、御答弁を聞いていただくと、余りはつきり、よくわかりませんでしだけれども、変わつていないとおっしゃるのなら変わつていないと思ひなんでしょうが、私から見ると、国民の目から見ると、変わつてゐますよ、こういうことを御指摘申し上げたいと思ひます。

次に、問題は、政策的見地、特に税財政の面から見た見地から御質問申し上げたいと思ひますのであります。まず、この二十年間、国の税収、随分変わつてまいりました。ちよつと申し上げますと、法人税でいいますと、これは平成元年ですけれども、十九兆七千億円あつた。これが、平成二十二年の決算がまだ出ておりませんので、平成二十二年で申し上げますと、九兆円。すこし落ち込みですね。半分以上です。それから、所得税が、二十六兆七千億円あつたのが、平成二十二年決算で十三兆七千億円。消費税は、五%に引き上げた後ですけれども、十兆六千億円ありました。これは、そう大きくは減つていませんけれども、十兆円になつてゐる。三税合せて、税収の落ち込み、二十四兆以上あります。もちろん、この間、法人税、所得税の税率の引き下げとか、あるいは研究開発投資減税とか、いろいろあつたわけですが、それを調整しても、恐らく二十兆近い落ち込みがありますよ。このことについて率直な感想を、副総理なり安住大臣、どちらでも結構でございますが、おっしゃってください。

○安住国務大臣 おはようございます。九〇年度で六十・一が、二〇一〇年で四十一・五ですから、先生御指摘のとおりでございます。私も、中身を見ても、分離課税の部分でいうと、利子それから土地、これらがやはり相当落ち込んでゐまして、実は中身だけで八兆円近いんです。ですから、そういう意味では、この二

十年を見たときに、金融の面もありますけれども、やはり資産の、土地の下落等が税収にはね返つてきていること、これがそのまま数字に出てゐるのではないかなど。こうしたものが土台となつて、もちろん、累次のフラット化や法人税の減税等はやりまされたけれども、根本にはやはり、こうした分離課税の部分を見たときには、経済の状況というのが影響してゐるんじゃないかと思ひております。

○大野委員 そういう分析は分析として評価しますが、私には感想をどうですかとお伺ひしてゐるんです。

感想からいへば、今申し上げました二十四兆なりの減収というのは、消費税換算で何%ですか。一〇%ですよ。これだけ税収が三税だけで落ちていく、それで今、消費税、最終一〇%の目標で上げていく、消費税の五%を上げていく、こういう議論をやつてゐるのは本当にむなし、こういうふうに思ひます。

だからこそ、消費税を議論する場合に、景気対策とか、無駄の削減とか、それから財政削減とか、こういう問題が重要になつてくるんじゃないか、こういう感想をいだきたかつたのであります。が、どうぞ。

○安住国務大臣 日米議員会議でも、先生に会長をしていただいて、私も副会長をやらせていただいたり、大変長く御指導いただいております。

もちろん、そうだと思います。ただ、例えば、平成十九年は、先生、五十一兆まで税収がね返つて戻つてきているんですよ。ですから、やはり景気を好転させるということは本当に重要なことだと思ひます。それに伴つて税収も上がつてきて。

ただ、一方で、構造的な問題として、やはり社会保障の部分で安定財源を求めたいかないと、ここでも何度も御指摘いただきましたけれども、一般会計におけるほかの予算がほとんど伸び悩んでいる中で、成長戦略を含めて、さまざまな積極的な国の投資という予算措置というものを考えたときには、やはりそういうこともやつていかなければ

ればならないという側面もございますので、今回、消費税の提案をさせていただいているというところでございます。

○大野委員 おっしゃるとおりです。社会保障の安定財源を得るというのは、本当に我々、政治の課題として、自民党も一生懸命取り組んでいるところでございます。

ただし、私が申し上げているのは、増税を考える場合に、やはり、今申し上げたような、財政の削減をどう考えるか、無駄切りをどうやっていくか、景気対策をどうやっていくか、こういう問題だということを御指摘いたしておるところです。

そこで、法案を見ますと、目標として、社会保障の安定財源と財政の健全化、この二つを掲げておりますけれども、財政の健全化というふうなことを言った場合、本当に私は、二十一年から二十四年の四年間ですか、公債発行の方が収収より大きいんですね。こんな国はどこにあるんだ、これはもう絶対直していかなきゃいけない、こういうふうに思っておるところでございます。

民主党は、かつて、増税以外の選択肢を随分強調しておられました。例えば、無駄を省くんだ、あの事業仕分けなんか随分と受けましたからね。事業仕分けとか、公共事業、コンクリートから人へとか、公務員の給与カットとか、こういう無駄を省くことに随分力を入れた。あるいは、埋蔵金があるんだと言って、埋蔵金に随分取り組んでおられた。政府保有株、JT株とか郵政の株とか、そういうのを売ろうとしていた。こういう努力を振り返って、いかがですか。

○安住国務大臣 失礼します。最初に私の方から言って、その後、副総理に答弁していただきます。リーマン・ショックの次の年の税収が三十七兆まで落ち込んだということは、麻生内閣でも大変経済対策等をやられましたけれども、その土台がそこまで落ちていて、一般会計上はどうしても九十兆円近い予算を組まざるを得なかった、そのギャップというのはやはり非常に大きいものがあつたと思います。

財務大臣として申し上げれば、やはり今先生から御指摘のように、公債発行の方が多いということとは、私も恥ずかしい話だと思いますから、何とか来年度は何が何でもこれは逆転をさせたいと思っております。

そういう点から……(発言する者あり)ですから、ことしの税収は何とか上げたいとは思っておりますが、そういう中で、特別会計を含めて、いわゆる埋蔵金というふうなものいろいろ探ってきましたけれども、限界があるということもこれは事実でございますので、そういう中で、やむを得ないことではありますけれども、税収構造の見直しとしての消費税というものをやはり提案せざるを得ないと私は思っております。

○岡田国務大臣 政権交代後、委員御指摘のことはいろいろ進めてまいりました。その結果として、例えば二十二年度は、新たな財源確保として十四兆円。歳出削減で二・三兆、そのうちには公共事業一・三兆を含みます。税制改正で一・一兆、これは年少扶養控除の廃止であります。それから、税外収入で十・六兆、二十三年度につきましては、個々の内訳は申し上げませんが、全体で十・九兆円程度の財源確保をしております。

そういったことはかなりやってまいりました。しかし、こういうものには終わりがございせんから、これからも進めていかなければいけない。間もなく、各省庁がみずからの事業を見直すという行政事業レビューというものを始めます。これは公開して進めるわけですが、今までになかった、役所みずからが自分の無駄をきちんと外部の人を入れて指摘をしていただき、そして、それを概算要求に反映していくという新たな試みでございます。

それから、もちろん、公務員人件費の削減というところにつきましても、一時的なものだけではなくて、例えば給与カーブを見直すとか退職給付を見直すということに取り組んでいるところでございます。それから、先ほどもちょっと話が出ておりました

が、政府のIT化、これも非常に重要なことで、効率的な政府ということにつながってまいりますので、そういったことについても、今、政府の中でしっかりと進めているところでございます。

○大野委員 私が申し上げたかったのは、当初、民主党というのは、無駄の削減とか埋蔵金とか、そういうことばかりおっしゃっていた。だから、やはり全体のバランスをとって、税収、支出と歳入とのバランスをどうとっていくか、そういう大きな観点に欠けていたんじゃないか、こういうことを申し上げたかったのだ、ようやく反省の色が見えたな、私にはそう思えて仕方がありません。それから、もう一つは、経済成長と財政健全化、この関係について伺いたいです。

財政健全化とはかり言ったって、経済成長がなければ健全化はできない、これは本当に強調して申し上げたいです。

経済成長がなければ税収は減りますよ。さっき、過去二十年間を振り返ったとおり、税収は減りました。税収が減ると、当然、財政が悪化。財政が悪化すると、今度は成長率が抑制されます。抑制されると、将来不安が起ってくる。将来不安が起これたら、もう消費をしようという国民の意欲がなくなってくるんですよ。そうすると、消費が低迷する、公債発行残高がふえていく、こういう問題になりますから、やはり増税を考える場合に、一番大事な問題として、景気対策、経済成長というものをどういうふうに考えていくか。もちろん、歳出削減とか無駄を省く、この努力も継続してやっていかなきゃいけないわけでありますけれども、そういう基本的な考え方についてどう思われますか。

○岡田国務大臣 委員御指摘のように、やはり経済成長をしっかりと進めていかないと、経済成長をすれば税収がふえるということもございまして、そもそも、経済が落ち込んだということになると、その税収も期待できないわけでありまして、そういう意味で、新成長戦略を着実に実施することが重要だということを考えております。

先般、その全体の項目を見直しまして、非常に厳しい結果が出ましたが、それはあえて、我々、具体的にやっているとただではなくて、成果が出ているものはどれだけあるかということで見直しをさせていただきました。

いずれにしても、そういうものを踏まえて日本再生戦略というものに反映させていきたいというふうに考えているところでございます。

○大野委員 経済成長が大事であるということはお認めいただいております。それで、かつて、コンクリートから人へ、こういうふうなことをおっしゃっていた。インフラ整備というのは経済成長にとって大変大きな問題です。特に、今から地方の経済が発展していかないと、いろいろな意味で日本の国というのはよくありません。若い人が東京で就職するばかりじゃ困る。地方に雇用先をつくって、若い人が地方で両親と一緒に住めるような、近居できるような環境をつくっていかなくちゃいけない。そういう意味からも、地方の道路、港湾、空港等の整備、これは本当に日本の経済社会にとって重要な問題であります。

お伺いしたいのは、コンクリートから人へというスローガンはお取り消しになりますか。

○岡田国務大臣 この辺になると、大分、委員と意見が違ってくるようになってくると思います。我々は、コンクリートから人へというのは、一つの象徴ではありますが、人にもっと投資を、そういう趣旨で申し上げました。そして、公共事業については、先ほど申し上げましたが、政権交代前と比べて大体一・三兆から一・五兆程度、削減をきちんとしております。そのことがだめだと言う方もいらっしゃると思いますが、やはり、限られた財源をいかに有効に使うかということだと思っております。

もちろん、大震災を経て、その大震災の復興、それから将来予想される震災への対応、そういうことは重要であります。人口がこれから減っていく中で、どんな公共事業を拡大していくとい

うことはあり得ないことであって、しつかり選択と集中で効率的な事業を進めたいと思います。(発言する者あり)

この辺が恐らく、いろいろやじがたくさん飛ぶところを見ると、自民党の考え方がかなり違うところではないかというふうに思っております。

○大野委員 一九八〇年代以降、世界の各国を見ていまして、地方分散が起っていないのは日本だけなんです。地方の経済発展というのはインフラ整備から始まっていくんですけど、これを申し上げて、次へ移りますけれども、認識を変えていただかないと、なかなか日本の将来は暗いなと。

次にお伺いしたいのは、この消費税法等の一部を改正する法律案、この中で、やはり、景気あるいは経済成長と増税の関係をどう考えているか、こういう問題であります。

第一条に、「趣旨」でありますけれども、「経済状況を好転させることを条件として行う」、この非常に強く書いてありますよね。「税制の抜本的な改革の一環として、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを旨とする観点から消費税の使途の明確化及び税率の引上げを行う」、こういうふうに書いてある。

私がびっくりするのは、一面、いいなとも思うんですけど、「条件として行う」、こう書いてあるんです。普通なら目的としてとか書くところを、「条件として」と書いてある。それぐらい強く経済発展、経済環境の整備を願っているんだ、お、これはすばらしいなと思って、しかも、附則の十八条では、「消費税率の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、云々云々と書いて、「経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し」と書いてあるんですね。だから、景気条項、ああ、きちんとしておるなと。

しかし、お伺いしたいんですよ。一つは、増税実施後はどうなるんですかという問題ですよ。増税実施後のことについては何にも

触れてない。一条の「趣旨」の方で見ますと、条件として行うんだから、経済成長がなければ、一遍上げた消費税を、税率を下げるんですかと読めるんだけれども、附則の方を見ますと、実施前によく見て引き上げするかどうかを決めなさい。非常におかしな法律で、「条件として」と、ここまで強く書きながら、増税実施後に景気が悪くなった場合のことには触れておりません。そうすると、これは無用の長物ですよ。せっかく強固な意思を持って書いておられるんだと思いますが、無用の長物。それから、実施前の条件ですが、極めて抽象的。もともと具体的な指標でやるべきではないか。

この二つの点について、どう思われますか。

○安住国務大臣 先生御指摘のように、条件というふうにしたということは、経済状況を好転させることが必要ということをより明確にあらわしてはおります。

そこで、先生から今、特に、消費税を上げた後の景気が例えば急に下がったり、そういう場合どうするかということですが、私には、それは予断を持って答えるのは難しいとは思いますが、やはり一般論として言えば、さまざまな政策努力を通じて景気を下支えしていかなければならないということだと思っております。

ただ、これは、法律にこうしたことを書くというよりは、時の政権としての責任でその下支えをするということが私はいいのではないかと。むしろ法律になじむ事項ではないような気がしておりますので、そうしたことを下支えするということを決意として申し上げたいと思っております。

○大野委員 国民の目から見たら、指標を明確にするべきだ、私はそのように思います。それから、次に、景気対策ということが重要であれば、なぜ、今回の税によってもうちょっと経済対策にかかわることを盛り込んでいかないのか。もともとと早目に書けることはほとんど決めて書いていっているんじゃないか。例えば、今の経済を見ても、もう言うま

でもないことですが、日本には金がある、金が回らないだけなんです。高齢者が金を持っていて、その金が回っていない。いわば、もう、労働分配率も、日本の場合高目になっていきますし、これ以上上げるわけにいかない。それから、消費需要、投資需要は全くない。そういう中で、金はあるんです、金をどうして回していくか。

一例で言いますと、景気対策で重要だと思えますのは、例えば贈与税で、家を建てる場合、この場合に、ことしから一千万が一千万五百万円になっていきますけれども、三千万とかもうちょっと高い数値を出して景気をよくしよう、しかも金が出るようにしよう、こういうような政策をなぜと打ち出していないのか。この点の御意見を頂戴したいと思います。

○安住国務大臣 先生御存じのように、一千万をそれでも一千万五百万にはさせていただきます。これは、エコ、耐震に備えてということですから。まだまだこれが足りないということでございますけれども、私どもとしては、やはり、随時こうしたことをやりながら、いわば贈与のしやすい環境づくりというものは必要だと思っております。

ただ、統計的に見ますと、やはり一千万五百万というのはなかなか大きな数字でありまして、住宅の取得にかかる平均的な贈与額が、先生、一千万なんです。だけれども、これは、都市部は全然、東京なんかは、もしかしたら、それは違うじゃないかという御指摘があるかもしれませんが、それは一つあります。

それから、相続時精算課税制度ができましたので、そういう意味では、毎年の控除の百十万とこれと住宅を足せば、相当な恩恵を得られるような形にはしておるつもりでございます。そうしたことから、こうした住宅面を含め、資産を移転させることで景気浮揚にしていけるべきだという趣旨には私も賛同するところは、大変多いでございますので、全体の税のバランスの中から、私は、徐々にでございますが、そうした方向でやっ

ていっているつもりでございます。

○大野委員 そういう、今申し上げましたような税の持つ多面的な意味をもうちょっと考えていたきたいと思います。

次に御質問申し上げたいのは、再配分の問題であります。

これは、消費税についても再配分ということを法案には書いてあるようではありませんけれども、消費税は逆進性を持っている、もちろん、消費税というのは世代間の公平は確保できる、こういう問題はありますけれども、所得税についての再配分問題を議論させていただきますと、所得税の最高税率を、今回は四〇%を四五%に上げる。これはもつと上げていいんじゃないですか。四五を五〇ぐらいにしてもいい。

それから、課税最低限をもう少し上げれば、そうすると、消費税の逆進性を直していくために給付つき税額控除とかそういう議論は、税率一〇%まではそうしなくてもいいような状態がつくれるのではないかと。

こういう点について、再配分をもう少し考える、特にその中の一例として申し上げました所得税の再配分、この機能をどう考えるか。

○安住国務大臣 先生、四五%に五%今回上げさせていただくということでございますが、これをさらに上げよということでもありますけれども、これはいろいろな議論があると思いますから、今後十分議論をさせていただきたいと思っております。

それから、一つだけちょっと、反論というわけじゃございませんが、最低限のところをもう少しと何とかせいという御指摘ですけれども、先生御存じのとおり、五%—一〇%範囲で八五%なんです。我が国は、先生が一番詳しいフランスの例をとっても四〇%。それから、イギリスでも一〇%以下だと全体の二四%。アメリカで二〇%。それからいって、日本は、一〇%以下が所得税を納めている方の八五%である。これからのうと、私は、控除制度も含めて、低所得者の皆様方に対しては相当対応しておるつもりであります。

す。

ですから、累進税率をどうするかは、これは国会で、極めて重要な課題だとは思いますが、これは今のフラット化を直すというときに、上の部分については十分検討はしますが、下の方では、他方、やはり、一〇％以下の所得税を納めている方が八〇％あるということが累進性や再配分機能からいってどうなのかという面も考えていただければと思っております。

○大野委員 もう少し伺いたいんですが、時間の問題がありますので、次へ移らせていただきます。今回は消費税を目的税としていただくことであります。目的税ということであれば、その目的のための収支バランスがとれていないとおかしい。つまり、消費税を上げても社会保障経費は全部賄えません。まだすき間が随分残っています。二〇一五年の例でいいますと、十七兆円のすき間があく、これは地方税も含めてですけれども。

十七兆円のすき間があく。すき間としては随分大きいんですよ。こんなのはすき間と呼べません。だけれども、目的税とした以上はやはり収支はバランスしていかなきゃいけないんですが、その間、この問題をどういうふうに考えていくのか。すき間のところはできる限り圧縮していくとするのか。つまり、社会保障制度について考えていくのか、削減していくのか。あるいは、それに至るまで徐々に徐々に一般財源を圧縮して、将来はちゃんと、きちっと独立できるようにするのか。諸外国では付加価値税は全て一般財源になっていると私は理解しております。

そこで、なぜこれを目的税にしたのか、この点について伺いたいと思います。

○安住国務大臣 今現在でも高齢者三経費に予算総則上は明記をするということですが、一言で言えば、国民の皆さんに御理解いただけるように透明性を確保すると。それから……（発言する者あり）今、伊吹先生から、説明しやすいというだけの話じゃないかと。しかし、それは事実、真理でございまして、お預かりしたものは、ほかのもの

に使わないで、これに回していきます。

ただ、他方、先生御指摘のお話のように、では、これまでの目的税を考えた場合に、自己完結といえますか、ちゃんとそれを、受益と負担がわかりやすく、特別会計とかになっているんじゃないかと。

この場合は、社会保障というのは、一般会計で歳出に占める割合が一番大きい中で、では、これを足らず前も全部、この原理でいけば、全ての税でやるのかということになると、ちょっとこれは話は違っていて、やはり国民全体が受益者であるということからいえば、目的税としていただきますけれども、これをもつて一〇〇％回せる状況では率直にはございせんので、今後、足らず前のいわゆる十七兆の部分というのは、さまざまに努力をしながら再設計をしていかなければならないと思っております。

○大野委員 今後の検討課題が随分山積しておりますね。国民の側から見ると、もともと今できることは今すぐ明快にしてみたい、こういう気持ちでは、今の社会保障と税の一体改革を理解できるんじゃないかなと。

そういう意味でいいますと、検討課題としていっぱいあります。例えば、住宅取得に係る措置とかさつきちよつとお触れになりましたけれども。あるいは、自動車取得税とか重量税、地方法人特別税とかいっぱいあって、軽減税率の問題とか。軽減税率の問題もちよつと議論していいと思いますけれども。今解決できる問題、自動車重量税とか取得税なんというのは今すぐ解決できる問題じゃないですか。これは二重課税ですよ。しかも、重量税なんて理屈に合わない税金もある。これは当分の間税率とおっしゃっていたんじゃないですかね。

こういう問題を明快にした上でやっていくという心構え、この点、どうお考えになりますか。

○安住国務大臣 個別税については、やはり毎年の年度改正の中でしっかりとそれぞれ解決をしていかなきゃいけないと思います。過去の例を見て

も、全てフルセットで法律を出した中で解決しているのではなくて、それから施行までの間にやはり年度改正でやっているものも多うございします。で、私ももうそろそろいきたいと思います。

個別税について、消費税をさらにかけることで二重課税という御批判もありますが、欧州諸国等を見ていると、そういう個別税に対しても消費税はほとんどかけております。

ですから、軽減をどう図っていくかという議論は十分あつてしかるべきでございますので、私どもは党の整理におきまして、車体課税等については、そうしたことを勘案しながら対応していきたいと思っております。

○大野委員 社会保障と税の一体改革です。税の中でも一体で改革していく、こういう心意気、これがなくなかなか国民は理解してくれないんじゃないか、私はそのことを申し上げたいと思います。

主な問題がどうしても残っております。もう一つ大変重要な側面が今あるんですよ。

それは何かといいますと、ライフスタイルがどんどん変わってきている、ワークスタイルも変わってきた、少子高齢化の問題です。独居世帯がどんどんふえている、あるいは、若者がなかなか結婚しない、東京へ東京へと若者が就職していく。こういう、ライフスタイルがどんどん変わっていく。

これは、社会保障を考える場合に、もともとと税で、こういう人間のきずながだんだん薄れていっているんですよ。ひとりて孤独死してしまうお年寄りがふえている、本当に悲しいですね。家族制度をもうちよつとつくっていくけば、三世同居をもうちよつとふやしていくけば、子供の数がもつとふえていけば、人間同士のきずなが生まれ

てきます。そういうことを考えれば、ここでもう本当に大革命、所得税の大革命をやるべきじゃないか、私はこのように思っているんです。

フランスでは家族単位の税制をやっておりますね。詳しくはもう御存じでしょうから解説しませ

んけれども、要するに、家族全体の収入を家族の人数で割って課税ベースをつくっていく、こういうような問題であります。

この問題は、フランスでは分母の方に子供しかカウントしていませんけれども、フランスの場合は、第一子、第二子は一人、第三子からは一・五人分にカウントする。非常に子供を大事にしている、こういう問題ですね。日本の場合は、両親、つまり、おじいちゃん、おばあちゃんも分母に入れているんじゃないか。おじいちゃん一人と同居していれば、おばあちゃん一人と同居していれば、恐らく、私は考えるんですが、一・五人分ぐらいにカウントして、そして、そういう税制で人間のきずなを強めていく。

今いろいろなアンケートがありますけれども、一つのアンケートを見ますと、何をしていたときに一番楽しいですか、こういう質問に対して、多くの人が、家族一同が夕食のときに顔を合わせて一緒に食事をとりながらきょうの出来事を話し合っていく、これが一番楽しいという人もいます。だんだんそういう日本人の心が失われてきていく。自助、共助、公助といいますが、共助がだんだん失われていく。それを税制で支えていく、これは物すごく大事な問題になってくるんじゃないかな。

これは、もう忍び寄る有事ですよ。忍び寄る危機ですから、今ほっておいたってどうということはありません。だけれども、やがて十年、二十年たつたら、なぜあのときこういう問題をきちんと処理しておかなかったんだらうか、こういう大きな反省が出てくると私は思います。

そういう意味で、今すぐ取り組んでもらいたいのは、こういう社会的な問題、いわば少子高齢化、独居老人、三世同居、こういうものをどうやって、家族のきずなをどうやってつくり上げていくか。長生きできることは人生の喜びです。この喜びを孤独死という心配に変えては絶対にならない。これを守ってあげるのが政治の一番大きな責

任であります。そういう心構えはいかがでしょう。

そういう意味で、私は、この問題、どういふふうにお考えになるか、税制でそういう世界をつくっていいんじゃないか、こういうことについて、感想で結構です、安住大臣と小宮山大臣、お二人から御意見を伺いたいと思います。

○小宮山国務大臣 感想をとということでございますが、フランスはいろいろなことで家族政策に取り組んでいるというふうに承知をしています。子供についても、税制だけではなくて、いろいろな面で手当てをした結果、今、少子化だったものが、子供の数がふえている。一方で、女性がいろいろな場面に参画できるように、バリテという、一対一に男女をしなきゃいけないというものをいれたい、いろいろなことで社会制度をフランスの中にも変えてきています。

日本はやはり、家族のきずな、これが大事だという文化だということは承知しておりますので、さまざまな工夫があつていいとは思いますが、私個人の感想からしますと、私も四世代同居をしておりまして、これはいい面とかなかなか大変な面があるということも御理解をいただいて、日本の中でも、特に超少子高齢社会に対して税制を初めいろいろなことで工夫をしていくということはあるといいというふうにも私も思います。

○安住国務大臣 とても大変な問題でございますが、シャウブ勧告以来の税制を抜本的に変えようというふうにも聞こえます。

世帯合算制度は、昭和二十五年から、これはもう先生も大蔵省の大先輩であられますから、これを個人単位課税に変えろということで、今まで六十数年間やってまいりました。これをN分のN乗方式にもし変えろとなれば、もちろん、大家族等がそれでできていく、それが結果的に社会全体や税収にとってもいいということは、やはり少し研究をきちんと重ねていった上で考えないといけないとは思っています。

フランスも、この税制で子供がふえ出したのか

ということとはちょっと私わからないところがございまして、ただ、そういう意味では、長年培ってきた個人単位課税制度そのものを見直すということですから、単に社会を変えるというよりは、税制の根幹にかかわる今御提案だと思っておりますので、いろいろな意味で研究もしてみたいと思っております。

○大野委員 研究をしたいと思うという前向きな御姿勢ではございますが、私は、この研究は、本当に真剣に取り組んで、早急に取り組んでいただきたいと思えます。そうでなければ、今はもう日本は改革の時代ですよ。どういふ世界が正しいのか、その目標を掲げて、それからバックキャストイングで現状を直していく、こういうことをやらないと、日本はいつまでもこういう沈滞したムードが流れてしまう、いつまでも家族のきずなが生まれてこない。そういう意味で、家族制度を、ぜひとも、社会の幸せのために、日本人の助け合いの気持ち、思いやりの気持ちを守っていくために大革命をやろう、このぐらいの覚悟で取り組んでいただきたいと思えます。

これに関連して、もう一つは、民間のサポートもやはり要すると思えます。これは、例えば生命保険とか年金保険とか、そういう問題であります。国がやる社会保障に加えて、年金制度等に加えて、やはりそういう問題も考えていかなきゃいけない。

今回の税制改正では、恐らく生命保険料控除等について改正ということも考えておられるんじゃないでしょうか、それは見方が違うんですね。中立的な観点から考えていこう、そうじゃなくて、社会保障、家族をどうやって守って、そのことが逆に社会保障経費を減らしていく、こういうことにもつながっていくんだ、こういう観点から、生命保険とか年金とか民間のやるサポートを取り入れていってほしいと思います。

単に、税の理論とか経済的な視点とか、そういうことではなくて、今申し上げたような、家族を守る、愛情を守る、社会保障の一環を民間にもやっ

てもらおう、こういう観点から考えてもらいたいと思えますが、いかがでしょうか。

○安住国務大臣 個人年金の保険料の控除は、そういうことだけではないんだというお話ですが、一応、政策的には設けておりますし、確定拠出年金につきましても、自助努力を促そうということ、これは控除対象等になっております。

ただ、先生が御指摘のように、つまり、どこまで国としてそうしたものをサポートしていくのかというの、資産形成過程における自助努力をどこまでやって、どこからがいれば我々自身が助けていくかという哲学的な話にもなりますので、よくお話を聞かせていただいた上で、本当にできるのかどうか、それから、限られた政府の財源の中でどこまでサポートするのかということは、検討をしていかなければならないとは思っております。

○大野委員 自助、共助、公助ということがよく言われます。今、世の中を見ていると、共助の世界がだんだん薄れていっているんですね。それを国として、税制としてどういふふうにかえていくのか。共助、これは、家族同士の助け合いがあれば公の部分の役割が少なくても済むかもしれない、こういうことを考えていく。それは国として社会保障を考える場合にも大事ですけれども、もともとと大事なものは、やはり、人間として、家族としてのきずなをどう考えていくか、こういう問題であります。

ですから、検討しますとかそんなことじゃなくて、真剣に取り組んでいただきたいと思えますが、そういう意味で、小宮山大臣、もう一度、覚悟のほどというか、今までの議論をお聞きになって、感想なり異議なりありましたらお聞かせください。

○小宮山国務大臣 財務大臣もお答えいただいたように、税制を根幹的に変えるというのはなかなか大変なことだといふふうに思います。

ただ、さまざまな面で、日本らしく、本当に、家族のあり方とか男女のいろいろな問題とか、そ

うしたこと工夫をしていく必要はあるかといふふうに思っております。

○中野委員長 総務大臣の答弁は要りませんか。(大野委員「はい、お願いします」と呼ぶ) 総務大臣、感想をどうぞ。

○川端国務大臣 税制によって家族のあり方を国の意思として応援していこうというお話含めて、大変、私は、ある種の説得力のあるお話であるといふふうに伺いました。

この前の日曜日に孫が生まれる予定がまだ生まれていないんですが、家族というものを含めて、今おじいさんの話が出ましたので、そのことを含めて、私は本当に、そういう部分では、それぞれに対してお互いに果たす役割というのは、社会、家族のきずなという意味では大変大事である、それはもう同感であります。そして、それを税として国がそういうことで応援するということは、私は、真剣に一生懸命考えるべきで、大きなテーマだといふふうにと受けとめさせていただきます。

○中野委員長 突然、どうもありがとうございます。

○大野委員 総務大臣から大変すばらしい感想を伺いまして、ありがとうございます。

今の点は、ぜひとも真剣に取り組んで、研究を始めていただきたい。そうでなきゃ、おくれまず。どうぞよろしく願います。

最後にお伺いしたいのは、税というのはあくまでも手段である、このことをどうお考えになるか。つまり、社会保障と税の一体改革ですから、社会保障の姿形、これができなければ、消費税を上げますよ、目的税化なんてとんでもないわけでありま。この点、つまり、私が申し上げたいのは、社会保障の未来図をきちんと詰めて、そのための目的税として税収をどう考えていくか、このためには、将来、税率がどうなっていくか、そこまで見通しをつけていかなきゃいけないのであります。

とにかく、大事なことは、税は手段なんです、目的じゃない。目的はあくまでも、国民を幸せに

するために、長生きできる喜びを心配の種にしないように社会保障制度をきちっとつくることである、このことを確認したいと思います。岡田副総理、お願いします。

○岡田国務大臣 基本的には、委員のおっしゃるとおりであります。

ただ、現状を見ると、歳入の半分を国債に頼っているという状況ですから、やはり今の社会保障制度を維持していくだけでも、何とか消費税を含めて歳入をふやさなければいけないというのが現状。しかし、将来的なしつかりとした社会保障のビジョンを持って、そして手段である税について考えていく、基本的には委員のおっしゃる考え方のとおりで、今回の一体改革をなし遂げた後、さらにそういった議論をしつかりとやっていきたいというふうに考えております。

○大野委員 まず、お願いというか、申し上げたいと思いますのは、この重要な課題でありますから、内輪げんかあるいは問責二大臣を抱える中で、自民党は優しく協議に応じているわけでございます。そういうことも念頭に、本当に早く内輪げんかをやめて、きちっと議論して、すばらしい議論をした上で、社会保障と税の一体改革に取り組んでいただきたい。このことと、もう一つは、やはり体質、考えが変わってきているんだから、選挙はやらないやいけませんよ。

この二点を申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○中野委員長 これにて大野君の質疑は終了いたしました。

次に、谷公一君。

○谷委員 自由民主党の谷公一でございます。

きょうは、大野大先輩に引き続き、質問をさせていただきますと思います。主に地方税を中心に何点が御質問したいと思います。

質問の前に、先ほど大野議員が、昨日の野田・小沢会談について、岡田副総理に感想といいますか、それを聞かれました。副総理の方は、大騒ぎし過ぎている、しよせん党内のことではないか、

また、党内手続、閣議、政府内の手続もきちんとしていて、やや不快そうな感じで答弁されたわけですが、当然、今度の国会内にこの委員会で採決をできる限り早く求める、その考え方に変わりはない、そういう考え方だと受けとめさせていたでいて、岡田副総理、よろしいですか。

○岡田国務大臣 これは、いろいろな論点は残っております。ですから、それはぜひ協議をしていただいて、御党を初め各党の賛成をいただいて、しつかり採決をしたいというふうに考えております。

〔委員長退席、古本委員長代理着席〕

○谷委員 もちろん今の会期内の、ここはまだ衆議院ですから、参議院も残っていますので、六月のできる限り早いときに採決を求めたいということとよろしいですか。再度確認します。

○岡田国務大臣 この社会保障・税一体改革をこの国会でなし遂げる、これは総理のかたい決意でございます。そのためには衆参で可決しなければなりません。ぜひ御党の賛同をいただいて、そしてしつかりと採決をしてまいりたいというふうに思います。

○谷委員 もう一つ、岡田副総理に感想をお尋ねしたいと思います。

昨日、私は夜テレビを見ていて、小沢さんの方が、いや、消費税増税の前に行うことがある、おなじみの、行政改革だ、社会保障の将来像といいますが、きちんとした確立だ、そして経済の立て直しだ。新聞で見えていますと、与党内でさんざん議論されたようなことをまだ言われている。党内の実力者と言われる方がメディアに出て、NHKの九時のニュースで生出演していたかと思えますけれども、いまだなおそういうことを、岡田副総理も言われるように、党内手続も既に終えているにもかかわらず言っているということについて、どう思われますか。

○岡田国務大臣 行革などは、私、担当であります。そもそも、政権交代以降、党内もさまざまな議論をしながら進めてまいりました。ですから、

全然できていないとか、そう言われると、それは違うだろうという気持ちはございます。

ただ、小沢元代表が言われている中で、消費税に別に反対なんじゃないんだ、こういうことが足らないんだという言い方をされていますので、それは言葉を尽くして説明をしていけば最終的には賛成していただける、そういうことだと私はきのうのテレビ出演などを見ていて受けとめたところでございます。

○谷委員 そうですか、最終的には賛成していただける。何かテレビを見ている限り、全くそのように思えませんでしたけれども、まあ、これは認識の違いですから、もうこれ以上言いません。

質問に入ります。

まず、私、震災復興の特別委員会の理事を設置以来ずっとさせていただいておりまして、安住大臣にもたびたび、いろいろお世話になっているところでございますが、さて、その被災地への配慮ということで、私も十七年前、神戸で震災に遭遇しましたけれども、住まいの再建、確保ということが、やはり被災地が復興するためには何よりも不可欠だと思います。

今は仮設住宅に、もうほとんど、多くの方が入れられ、また、今回の場合は仮設住宅以上に、賃貸住宅の借り上げ、みなし仮設というんですか、それに住んでおられますけれども、あくまでも暫定的なものだ。そうすると、恒久的な住宅をこれから確保しなければならぬ。

それは、個人で再建される場合は、前の、津波被災地であれば同じところというのはなかなか難しいので、今、高台移転などの事業を進めているわけですが、多くの方が相当、ウエートはどれぐらいになるかわかりませんが、自力で、個人で再建しようとしていると思いますし、また、そのことを国としても、行政としてもしつかり支援する必要があるかと思えます。支援が不十分であればいわゆる災害公営住宅、恒久的な住宅に多く入るわけでありまして、また、そのことも相当な財政支出も伴いますし、できる限り個人で頑張ろう、

汗をかいて建て直そうという方に支援は必要かと思えます。

そういう観点から見ると、今回の政府の対応は大変不十分だと私自身は思っております。法文の中の検討事項にも書いていない。住宅は書いていますよ。ただ、それは住宅全般についての記述なわけでしょう。復興については、法案ではなくて、三月末に決定をした閣議決定で、次のような方向ということで、「地域全体のまちづくりを進める中で支援を行うなど、被災者の方々の負担緩和への配慮を行う。」。何をやるのかよくわかりません。

具体的に、消費税を、仮に一〇%になるということになれば、土地は非課税ですけれども、二千万円の建物、家であれば、二百万でしょう。安住大臣の選挙区も大変な被害を受けたところでございますので、十分現状についてはもちろん私以上に承知しているかと思いますが、消費税で何か手当てするというお考えはございませんか。お尋ねします。

○安住国務大臣 まず、本当に谷先生には、復興に関しては大変御配慮も御指導もいただきました。心から感謝を申し上げます。

御地元の方からの石巻への支援物資や、本当に、小中学校の皆さんの激励文とかいただきました。心から改めて感謝を申し上げますとともに、実は、皆さん意外と知られていないんですけれども、兵庫県の県庁の皆さんにいち早く宮城県に入ってくださいまして、宮城県ではこういう被害の経験がなかったものですから、瓦れきの積算は、ほとんどが神戸市や、たしか石巻市では兵庫県の県庁の皆さんに来ていただいて、過去の事例をもとに積算をしていただいたという経緯があります。今でも石巻の人間は本当に兵庫の皆さんに大変お世話になったと思っておりますので、申し添えさせていただきます。

復興特ではいろいろなお話もいただきました。現状では、被災住宅に係る非課税措置や控除限度額の四百八十万円の引き上げ等、さまざまな

ことは手当てをしております。先生おっしゃるように、これから、個人の側から見たときに、被災者にとって一番重要なのは、どうやって早い段階で仮設住宅から普通の住宅や、集合住宅も含めてですけれども、住んでいくか、移っていかかということが最大の焦点になります。

今、私、地元に行ってお話を聞いていますと、やはり高齢者の方の多い地域なんです。ですから、そういう地域では、新しく住宅を建設するという方以上に、実は、災害復興のアパートをつくってもらえば、そこに集落のみんなと一緒に住みたいという方の声も非常に多うございます。

ですから、そういう点では、家賃等に対する非課税措置というのは消費税でありますので、そういう点では、私は今の消費税の体系の中でも十分対応ができると思います。では、新しく家を建てて自立する方に対してはどうかというと、被災地向けに特段、消費税の中での措置というのは、現時点では、制度設計でそれを盛り込んでいくわけではございません。そういう点では、復興にかかわるさまざまな措置を通して、現時点では住宅支援をしていかなければならないというふう

ことは十分踏まえた上で、一般の住宅取得への配慮とは別に、被災地の住宅取得については何らかの、税で無理ならほかの手段でもいいです、やはり配慮をすべきじゃないか。全国的な住宅取得と違うでしょう。やむを得ず、災害で流されて、その災害さえなければ二重ローンまでして建てる必要はなかったんです。

その辺を、何か消費税についても、正確に言う消費税が消費税相当かわかりませんが、必要な支援というのをしっかり検討してほしいと思います。再度御質問します。

○安住国務大臣 私も地元の選出議員としてはそ

う願いたいなと思っておるんですけども、一方で財務大臣として考えたときには、ちょっと、なかなかはいわかりましたとは言えませんが、十分配慮をしないと重要な事項だというふうなことは認識しておりますので、税の部分では単一税率を維持しますが、それに相当すると先生はおっしゃいましたが、何らかの形で配慮というものができるかどうか、事務当局に検討させます。

○谷委員 ありがとうございます。

相当長い期間かかると思います。神戸のときと違って、十年ではできないかも知りません、福島もありますので。相当の期間支援が必要かと思

いますので、ぜひしっかりとした検討をお願いしたいと思います。

もう一つ、経済への影響ですけれども、一点だけお尋ねします。

今の政府の案では、平成二十六年四月から八%、二十七年十月から一〇%、つまり二段階だと。そのうなると、二段階で上げるということは、さまざまな問題が現実的にはあると思います。

商店の事務コストの増大というのも大変だと思います。

もう一つは、その事務コストの問題と、最初の段階で八%でしょう。今五%ですから三%上げようにも、そんなのならもう上げてちょうだい、なかなか転嫁できない、法律の精神は最終消費者が負担するということですから。では、最初の八%のときに、今よりも三%分だから、店の方で何とかまけてえなということになつてしまふ。次が、今度は二%。二%そこそこなら、もうあなた

○安住国務大臣 何点かの問題があると思

います。

まず、中小零細業者がいろいろな意味で転嫁ができないのではないかと。それに対しては、我々としては、これまで二回の引き上げ以上に厳しい取り組みをして、そういう方々が、例えば優越的地位にある方々から言われていわば課税ができないような、自分でその分をかばらざるを得ないような状況を何とか回避するために、あらゆることをしたいと思っています。

あらゆることの中には、それは容易ではないかもしれないませんが、そういう意味では、徹底した、転嫁Gメンをつくったり、行政サイドでできることを含めてやっていきたいと思ひます。そして……

(発言する者あり) 巧妙にやるところをさらに厳しく、我々としては、これを阻止するためにやる。それで、表示カルテルを独禁法の適用除外とするようなことも党から御提案をいただいておりますので、そういうこともやりたいというふう

に思っております。

段階を踏むのは、先生、やはり経済への影響が、いきなり五%では逆に言えば非常に衝撃が大きいところもあるので、今回、段階的な引き上げを提

案させていただいております。

そういう経済的な側面は御理解をいただくとして、総額表示の張りかえ等が大変だという事務作業については、それは本当に申しわけないという気持ちもござりますけれども、しかし一方で、そうしたことをやることで、いわば経済への影響というものをできるだけ少なくしていくということ

をぜひ考えなければならぬということ。今度の案を提案させていただいているということを御理解いただければと思っております。

○谷委員 二段階がいいのか悪いのか、いろいろな観点からさまざまな意見があると思ひますよ、言われるとおり。

ただ、私が気になるのは、中小企業あるいは商売をやっている方が、現実に、本当に転嫁できるかなということ。それは、今、例えばジャスコに納める業者はやはり弱いんです、実際問題。だって、今の牛乳価格を決めているのは大手のスーパーですよ。雪印なり明治が生産者と決めているわけじゃないんですよ。結局は販売するスーパーが決めているんです。それが実態なんです。

そういうことだけじゃなくて、もう一つは、店が消費者に売る時です、あるいは食堂、レストラン。食堂が転嫁できるか、こういうデフレで厳しい経済状況で。そういうことは実際にはなかなか難しいのかな、その指摘だけさせていただいて

います。

いろいろやっておられるということでありませけれども、大臣、いずれにしても、単に公取とか、その問題もありますけれども、消費者との関係ではできないでしょう、実際問題。そのことを指摘させていただきます。

さて、消費税の配分と使途の話です。国と地方の配分については、この委員会でも石田先生を初め、配分なり使途の考え方の議論がございましたけれども、それに関連して何点か確認させていただきます。

国と地方をどう配分するかというのは、役割分担に応じた配分ということで、今度新たに、五%

のうち三・四六％は国、一・五四％が地方。地方一・五四％のうち、地方消費税が一・二％で、交付税が〇・三四％。

お手元の資料二にございますように、地方消費税相当は社会保障四経費の地方負担分に対応するものであり、地方交付税は地方単独事業に対応するものであるということでございますが、川端総務大臣、これで間違いございませんか、これは総務省の資料でなければ。

○川端国務大臣 地方消費税一・五四％分は、基本的には、地域主権改革の基盤整備と同時に、特に地方の社会保障の安定的財源の確保という観点から配分することにいたしました。そういう意味では、地方消費税の充実は基本でありますけれども、財政基盤の弱い小さな自治体においては、消費税だけでは収入が非常に少ないということもあって、特にそういう団体からも強い要請があつて、一部は地方交付税法の定率分の充実に回してほしいという御要望もありました。

そうしたら、この一・五四％をどういうふうな比率で分けるのかといういろいろ議論の部分の中で、地方消費税はいわゆる社会保障四経費の社会保障給付費の地方負担分、消費税の交付税法定率分は地方単独事業に対応するというところでシェアを案分して、結果的に一・二％と〇・三四％に配分するというところで、この一・五四％、同じ地方の社会保障の安定財源であるけれども、どういうふうな考え方で配分するかという物差しとして、ここに書いてありますような四経費と単独事業という部分で案分をさせていただいたところでございます。

〔古本委員長代理退席、委員長着席〕

○谷委員 次の質問を先取りしたかのような答弁でございました。

つまり、この資料二でいいますと、社会保障四経費に当たるのが地方消費税、単独は交付税、こういう考え方で分類した。そうしたら、法律はどう書いていますかということですね、地方消費税は、法。こうは書いていないんですよ。地方消費税は、

社会保障四経費に加えて、「その他社会保障施策に要する経費」、お金はいただいていないけれども、法律ではそれだけ書いている。どういうことなのかということでございますが、法律で書いてある「その他社会保障施策」というのは、川端大臣、これは単独事業のことですか。何ですか、この中身は。お尋ねします。

○川端国務大臣 お尋ねの、いわゆる「その他社会保障施策に要する経費」というのは何かというお問いだと思いますが、例えば予防接種とか健康診断あるいは障害者のサービスなど、国分の消費税収の使途である社会保障四経費以外の社会保障施策に要する経費が該当しますので、その中には地方単独事業も含まれております。

また、今の御指摘でございますと、一・五四％で地方消費税と地方交付税の配分時、先ほど私が申し上げた配分時の考え方と使途においては整合性が無いのではないかと、御指摘だと思いますが、先ほど申し上げましたように、財政力が弱いということへの配慮で、一つの目安として、全国ベースでの社会保障四経費と単独事業の、七・七兆円と二・六兆円の分の配分をいたしましたのはそういうことであります。

充当先に関しては、地方の実態としては、四経費とその他の部分にミシシ目が入ってはつきり区分けするというのではなくて、総合的、一体的に運営しているという部分があるので、そういうことも加味して、配慮をぜひともやるべしという地方の御意見があつたということで、予算区分である社会保障かどうかを峻別して、これはこちら、これはあちらというふうにできないということがあつたということで、地方団体の意見も尊重して、「その他社会保障施策に要する経費」にも充当できるといふふうにさせていただいたという経過でございます。

○谷委員 今大臣が答弁になりましたけれども、要は、消費税を地方消費税も含めて何に充てるかという議論がさきに行われて、配分はもめにもめて年末に決まった。ですから、配分の考え方と消

費税の使途のギャップがあつたのでこういうことが生じたのかなと。それとも一つは、現実には、地方、現場においては、社会保障四経費だけでは、現実の社会保障を行っている立場からいうと全てカバーできないという実態があるということかと思ひます。

さて……（発言する者あり）いや、また質問はこの後続くんですけども、一旦視点を変えまして、この配分は、平成二十二年度決算で行つてますからね。二十二年度決算で行つていて、では、今後、新たな五％の値上げによつて、新たに社会保障を充実する。どうも、子育てなり、介護とか医療とかを充実さす。そうしたら当然、そういう経費であれば、地方の負担が今まで以上に多いと思うんですよ。

ですから、とりあえずは二十二年度決算をベースに国と地方はこういう負担割合にしていますけれども、今後の値上げ分の社会保障の充実経費の使途によつては、配分を変えることは当然あり得ると思ひますけれども、それでよろしいですか。

○川端国務大臣 この引き上げ分に関しては、いわゆる地方と国の、それぞれのやっている事業の役割分担に応じて配分をさせていただきました。

これで結局、四事業に係る経費それぞれの部分と、地方においては単独事業をプラスして配分したところで、六九・二対三〇・八というふうになつたということは先ほど申し上げた経過でございますが、その中で、今回、二・七兆円の社会保障の充実に必要な財源ということで出ております。これが新たに充実させるということでありまして、この部分に関しては確実に財政措置を講ずることということで、地方にもしっかりとお金が来るといふことであります。

この中で、推計でありますけれども、この二・七兆円の国、地方の負担は、国が一・八五兆円、地方が〇・八五兆円ということ、しっかりと財政措置を講ずるといふことに地方としてはなっておりますので、この比率、一・八五対〇・八五はちょうど〇・七と〇・三という配分でありまして

で、今実際に国と配分した分と今度追加的に充実してやる分とが、率がほとんど同じでありますので、そういう部分では国と地方の役割分担が年度の進捗で大きく変わることはないといふふうにしておりまして、社会保障充実分の国、地方負担の動向に伴つて、引き上げ分の消費税収の国と地方の配分を変更することは考えておりません。

○谷委員 大臣は推計で言われ、私は、実態を見て必要に応じて、変わるならば変えるべきだといふあれですから、すれ違いに終わりますから、この議論は指摘だけにさせていただきます。

さて、そういうふうには、地方単独事業をどれぐらい認めるかというのを、国と地方で大分、何回も会議を開いて、もめて、年末に決着をしたわけでありまして、お手元の資料の三にございまして、社会保障四分野に該当するといふものと、それから〇・五の地方単独事業の総務省資料でありますけれども、これらについては、川端大臣、地方交付税で今見ているんですか、見えていないんですか。お尋ねします。

○川端国務大臣 この分野で整理をいたしましたのは、こういう事業がそれぞれで、四事業とそれのつとつた範囲といふもので整理をさせていただきました。これを、個々の事業がどれぐらいどう関与しているかということではなくて、一定の基準で総額を切つて決定した。人件費を除くといふことで二割引き、それから、制度として全国あまねくやっているかどうかというので、七五％にということを決めました。

そういう意味では、これの整理と、個々の事業に係る、いわゆる交付税で見ているかということとは、基準財政需要額への算入とは直接関係しているといふことの制度にはなっておりません。

その上で、この過程に用いた調査として、例えば、妊産婦健康診査あるいは児童相談所については、現在の基準財政需要額の算入の対象としておりますけれども、乳幼児医療費助成や障害者医療費助成は、現在の基準財政需要額の算入には対象

としておりません。

基準財政需要額については、国の制度等との整合性を持った標準的な財政需要を算入することにしておりますので、社会保障に関する地方単独事業についても、この考え方に基つき、今後とも適切な交付税措置を行ってまいりたいと思っております。

○谷委員 では、大臣に確認します。

資料三の経費は、いずれも来年度以降の地方交付税でしっかり見ます、そう受けとめてよろしいですか。

○川端国務大臣 今申し上げましたように、直接的に交付税の基準財政への算入のところに入っているものと入っていないものがございます。そういう意味では、今書いてある部分が全て、地方交付税という意味で全部手当てされるという仕組みにはなっております。（谷委員「いや、来年度以降です。今後です」と呼ぶ）ええ。

それで、例えばそのときに、乳幼児医療費助成というのを調べてみますと、義務教育就学前の児童を対象としているものが、都道府県の制度としては、通院で三十七団体、入院で四十五団体です。都道府県は四十七というところで、大半の団体で実施されることを踏まえて、この社会保障四経費ののつった範囲の社会保障給付における地方単独事業には含めることにいたしました。

ということでありますが、事業としては、この対象として見ているという意味では、これに使っていたかどうかということの範囲としては当然カウントされるものになるというふうに思っております。

○谷委員 要は、資料三をこれからしっかり見ますということかと思えます。

そういうふうにと考えると、小宮山大臣、この中で、今、川端大臣も御指摘のありました乳幼児医療制度助成、国の制度は就学前は二割でした。ね。ほとんどの自治体は、なしか、一割負担にしているんです。なぜかという、現場では、子供さんは二割負担よ、お年寄りは一割負担よ、これが通

用しないからです、実際問題。以前は、国の上乗せの医療費助成は裕福な自治体が行っているというふうにならなれていきましたが、実態を見ると、恐らく安住大臣なり川端大臣の御地元もほとんどやっていると思います。私の地元でもそうです。過疎の団体もほとんど例外なくやっているんです、やらざるを得ないんです。

しかし、厚生労働省は今まで、いや、そういう単独事業をやるから医療がかかるんだ、医療費は波及増するんだといって、国庫補助をペナルティー、カットしてきたんです、御存じのように。もちろん、自公政権のときからしてまいりました。しかし今回は、もめにもめて、何度も繰り返すようですけれども、社会保障を国として初めて、こういう単独も認めよう、こういう地方の事業が、単独の社会保障があるからこそ国、地方が両輪となつてしっかり社会保障を担っているんだということを確認したと私は思います。

そういう考え方からすると、論理的に、小宮山大臣もカットはやるべきだと思いますが、どうでしょう。

○小宮山国務大臣 委員がおっしゃるように、国と地方が二重のセーフティーネットを重層的にかけていくということは、年末の国と地方の協議の場でも合意をしているところでございます。

御指摘の地方単独事業は、国、地方の役割分担に沿った消費税分の配分を概括的に整理する中で、社会保障四分野として整理したものです。

御指摘の乳幼児医療費の助成、これは引き続き地域の判断で行われるものですが、一般的には、医療費の窓口負担を軽減した場合には、しない場合に比べて医療の給付費が増加をして、これに対する国庫負担が増加することになります。

このため、国庫負担について、限られた財源の中で公平に配分をするというその観点から、軽減している市町村に、軽減を実施していない市町村と同じ補助となるように国庫負担額を調整しています。これは別に地方単独事業が果たしている役割を否定しているわけではございません。（谷委

員「いや、大臣、今後のことを言っているんです、今後のことを」と呼ぶ）

今後ですけれども、国保の国庫負担の調整措置につきましても、市町村間の公平性の確保、また財源の確保など、あわせて考えなければならぬので、これは中長期的な検討課題として受けとめさせていただきます。

○谷委員 信じられない答弁ですね。何のためにまとめたんですか、国と地方を。怒りますよ、地方は。結局、国は、何やかんや言いながら、地方の単独の社会保障の仕事を認めると最後は言っておきながら、またペナルティーをかける。論理的に考えてもおかしいんじゃないですか。

交付税で見ると今川端大臣は言われたんですよ、この資料三の経費を。しかも、先ほど大臣に、御質問前にお話ししましたように、乳幼児が、特定の東京都とか大阪とか豊かな団体だけやっているというならまだ私はわかりません。全国で七割の自治体が行っているんじゃないですか。障害者の自己負担を軽減するための単独措置というのは、六割以上の団体がやっていますよ。そして国は、こういう四分野に、資料三にありますような範囲の地方単独事業を、こういう地方の単独事業があるからこそしっかり社会保障制度が今まで担われてきたんだと認めたんじゃないですか。中長期的な検討課題、信じられない答弁ですよ。

財務大臣、この議論を聞いておられましたか。どう思われますか。きっちり検討してくださいよ。財務省に遠慮しているんですか。論理的話ですよ。当然じゃないですか。

○安住国務大臣 突然の御指名ですが、実は、各府省に対して要望書はしっかり来ております。ですから、川端大臣から答弁はいたしましたけれども、政府としては、こうした実情があることは十分認識しておりますので。

ただ、四分野の上の事業、書いてあるものと、それにのつとったという、そののつとったところをきっちと正確にコンクリートしてまではいっていませんので、要望に沿って今後対応しますとい

うふうに厚生労働大臣はお話をなさったと思いますので、しっかりと調整はさせていただきたいと思っております。

○谷委員 いきなり財務大臣の答弁を求めたので、安住大臣も勘違いされたと思います。

のつとった範囲じゃないんです。のつとった範囲じゃなくて、上の方の四分野に該当するんです。医療のところの二番目に書いてあるでしょう。全国的にやっている制度で、総務省も今後地方交付税でちゃんとカウントすると言っている。でも、厚生労働省は、いやいや、こんなことをするからその自治体の医療費が波及効果でふえるんだ、ペナルティーだということを相変わらず続けようとする。

是正は中長期的な課題だ、こういう姿勢は許されないうね。本当の地方の社会保障に係る単独事業を認めた姿勢とはとても思えないです。無視しているんですか、地方を。これはもう不要だと思っているんですか。

○川端国務大臣 私からちよっと。私の発言が正確であつたので、誤解を与えたいけないので。地方交付税の基準財政としてカウントすることではないということは、制度として申し上げたとおりであります。ただ、社会保障全体として何にどういうふうな地方が使われたかという中の話においては、この費用も当然ながら、社会保障としてやるという意味で、カウントされるというふうに申し上げました。

そして、今先生御指摘の減額の話は、これは大変大きな課題だというふうに我々としても認識をしております。地方財政措置に対しての各府省への申し入れの中では、これは昨年の九月二十日、まだ決着がついていないときですが、かねてからの議論でありますので、厚生労働省に対しては、「子ども・子育て支援に係る財政措置」という中で、「地方公共団体が乳幼児医療費助成等を行っている場合に採られている国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置を廃止するなど、地域の実情を踏まえた子ども・子育て支援策の展開を阻

害する現行制度を見直すとともに、「云々」を検討されたこと。」ということで、我々としては大きな問題意識として持っておりますので、引き続き、厚生労働省それから財政当局を含めて、これを大きな検討課題として取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○谷委員 ぜび。

今大臣が言われた、総務省が毎年財務省と厚生労働省に申し入れをしている。余りに筋が悪いから申し入れしているんです。私も承知をしています、それは。申し入れをしていますけれども、財務省と厚生労働省は無視してほったらかしてした。もつと言え、自公政権のときからそうでしたから、反省も込めて言うんですけれども。ただ、今回は今までと事態が違う。そのことを踏まえて、しっかり対応していただきたいと思っています。

次に、今回の改革の中で、自動車関係諸税もお尋ねしようと思つていたんですけれども、大野先輩が少しされましたので、地方法人特別税についてお尋ねしたいと思っています。

お手元の資料の四番目でございます。

今さらこの制度のあれを私が言うまでもなく、要は、全国の自治体間で余りにも税収に格差があるので、裕福な団体の法人事業税の一部を特別税として国税で徴収して、全国に再配分をしよう。それで、四ページにございますように、もともと地方消費税一%相当、東京都から三千二百億、制度創設時の想定はいただいて、全国にざつと配分しようということで、現在は景気が悪いですから、額が減つていきます。

こういうことでございますけれども、これは税制の抜本的な改革において偏在性の小さな地方税法系の構築が行われるまでの間の措置だということになっておりますが、今回は検討課題に記されているのみであります。具体的にどうするということは何も出ておりません。

しかし一方で、今回の消費税、地方消費税の創設で、たしか、川端大臣、東京都は四千八百億はどお金が行くんですかね、地方消費税。四千八百

億行くんですね。全国の消費税、地方消費税のうち一三%か一四%ぐらいは行くはずですよ。うらやましい限りです。何もしなくても、四千八百億、東京都に行くんですから。一方で、地方法人特別税、四ページにあるのは、これは約束じゃないか、早く解消しろということも、東京都なら全国知事会には言われています。どういう方向でこれを直していくんですか。お尋ねします。

○川端国務大臣 お答えいたします。

今の地方法人特別税・譲与税は、御指摘のように、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税法系の構築が行われるまでの間の措置として、平成二十年度の税制改正で創設されました。今、このままで、消費税が手当てされるということの中で、これをものととり復元をするということにしますと、さらに偏在性を拡大してしまうということになります。これを見直す際には、地方法人課税のあり方を見直すことで、地域間の税源偏在の是正の方策を講ずる必要がございます。

それで、法的には、地方法人特別税・譲与税の抜本的な見直しは、この法律に基づく地方消費税の引き上げ時期を別途として実施することと閣議決定及び法案に書いておりますので、今後、いろいろな審議会、地方財政審議会あるいは財政制度審議会等々の御議論、これは既にいろいろと、例えば地方財政審議会の意見では、消費税の地方交付税分を地方消費税にもうそのまま入れて、地方法人課税を国の法人税の地方交付税分へという税源交換が提言されたり、一方で、財政制度審議会等の建議においては、むしろこれはそれぞれ

そのまま、既存の地方法人特別税も活用しつつ、地方税の仕組みの中で不交付団体を含めた財政調整を行うことということで、中でやったらどうだというふうに、いろいろな意見が出ております。それで、これらの審議会の提言なども参考にしながら意見を聞いて、この問題については、専門的に検討する場を設けることを準備したいというふうに思っております。

おっしゃるように、それぞれの立場でいえば、

ふえることはウエルカムで、減ることはノーというのが基本にどうしても出るという部分を、前回、これを導入するときも大変厳しい御調整をされたというところは伺っておりますので、これをまた、その期限が来たという状況をしっかりと踏まえつつ、幅広い議論の中で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○谷委員

いろいろなやり方があるかと思うんですけども、この地方法人特別税と譲与税によって、名前を出して悪いんですけれども、東京、愛知、大阪以外の地方は大分助かっているんですよ。だから、助かる度合いをよくするのは賛成ですけども、助かる度合いを少なくするというのは絶対にやめていただきたいと思っています。

ただ、ちょっと今の内閣ではやや心配なんです、東京都と時としてガチンコをやらなきゃならないですから。前のときは与謝野先生が相当動いたんです。石原都知事とけんかできる、けんかをして少なくとも引き分けに持ち込めるだけの内閣はいるかかと若干心配はいたしますけれども、岡田副総理は大丈夫だと目では言われておりますけれども、またしっかりとその点についても取り組んでいただきたいと思っています。

それでは、公務員の改革についてお尋ねをいたします。

国家公務員に協約締結権を付与するという国家公務員法の改正案が国会に出ております。全く審議をしておられませんし、我が党もまだ正式には党内では議論をしておられません。方向としては賛成したいということでございますけれども、何かそれに加えて、地方公務員の協約締結権も認める公務員改革案をまとめた。そして今月の十八日に、全国知事会が反対だ、そして先週の日曜日には、全国消防長会、これは消防組織のトップでつくる消防長会ですが、断固抗議すると総務省に提出したというふうにお伺いしております。

こういううまだ二団体といいますが、ほかの団体もあるかも知れませんが、国家公務員の改正も

この先が全く見えていない段階で、何か地方公務員も、いろいろ圧力はあったのか、変えようとしている。しかし、しよばなから強い拒否反応を、関係の方面から受けている。これをどう受けとめ、これから、どういう場で、いつぐらいをめどにこの問題について話し合つていこうとしているのか。お尋ねします。

○中野委員長

谷先生、大分時間が過ぎてしまいましたが、去年私が提出した法案でもあるので、総務大臣から答弁してもらいます。

○川端国務大臣 国家公務員法は、国会に提出されていることは御案内のとおりであります。

国家公務員と地方公務員それぞれに、公務というのを国と地方で役割を担っていたという意味で、自律的労使関係できちつと運営すべきだという考えのもとに加えて、国家公務員制度改革基本法附則第二条第一項において、地方公務員の労働基本権のあり方について、国家公務員に係る措置にあわせ、これと整合性を持つて検討することが要請をされております。こういう背景で、我々としては素案の取りまとめをいたしました。

御指摘のように、知事会等々、各団体からいろいろな意見をいただいております。これは、それぞれの部分の御理解をしっかりといただかないといけない問題でもありますので、これから丁寧な、まあ御意向の部分の理解を深める作業はまだ少し足りないというふうにも私も思っております。丁寧に議論を進めて、真摯な形で議論を重ねる中で、法案の提出に向けてできるだけ早い時期にそういうものが取りまとめられるようにということで努力をしまいつておまして、今、一定の、ここまでということをしているわけではございません。

○谷委員 委員長、ありがとうございました。では、これで質問を終わります。ありがとうございます。

○中野委員長 これにて谷君の質疑は終了いたしました。午後一時から委員会を再開することとし、この

際、休憩いたします。

午後零時六分休憩

午後一時開議

○中野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。齋藤健君。

○齋藤(健)委員 自由民主党の齋藤健です。

きょうは、質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

いつも、しつこいようですが、申し上げておき、揚げ足をとらず、正論の直球勝負でいい議論がしたいと思っておりますので、御答弁の方

もよろしく願いを申し上げます。

まず初めに、安住財務大臣にお伺いをいたしますが、大臣は就任されて八カ月ぐらいますか。私は、前の野田財務大臣にもお伺いしたんですが、この八カ月の間、財務省の事務方の官僚の皆さんとおつき合いをし、彼らのいいところ悪いところを今どのように把握されているか、感想を聞かせていただければと思います。

○安住国務大臣 九月のたしか一日の就任ですから、九九月月でございます。あしたで十月月目に入るといってございしますが、なかなか難しい質問で、五十時間審議いただきましたけれども、最も難しい質問でございます。

どこの、それこそ齋藤さんの御出身の役所でもそうでございますけれども、目標を持って前向きにやっている職員の方というのはやはり輝いておりますから、そういう意味では、別に財務省だから特段いいとか悪いというのではないと思います。それは、さまざま、戦後の、いわゆる官僚の皆さんから見ていい時期に比べれば、例えば、役人を終わつた後の人生のこととか、大変不安を抱えているような時代でございすけれども、厳しい財政状況の中で予算編成をしつかりやつたり、税制改正等について夜遅くまで仕事をしておりますから、そういう点では、安い給料でよく働いてく

れているな、率直な気持ちはそういうところでございいます。

○齋藤(健)委員 私、財務省の皆さんとは長いおつき合いがありまして、私の見るところ、財務省の皆さんのいいところは、一つは、予算や税制という各省にまたがるお仕事をしていますので、全省のことを把握しておられます。だから、どの省の案件でも、一応、財務省に聞けば何でも答えが返ってくるということでもあります。

そのことも関連するんですが、全省のことを把握しているわけですから、国全体をどうしているとか、そういう経緯を曲がりなりにも持っている職員の人が多いな、私は、今までのおつき合いでそう思っております。

そしてもう一つは、何か物事をなし遂げるときに非常に周到に準備をされるということでもあります。これがだめだったら次はこれ、そういう案を幾つも考えた上で、二の矢、三の矢まで準備をしているというのが私の知っている財務官僚の皆さんのいいところだと思います。

一方で、きょうは野田先生とかおられるわけがあります、ややよくないと思ひますのは、財政を預かる者のさがかもしませんが、余りに財政がきつものである、皆さんから要望をたくさんもらいうということもありますので、時として、財政が短期的に助かるのであれば国民経済的にはあるいは長期的にはマイナスになつてもいいという政策判断をしがちであるという点があります。そういう点を政治が政治主導でしつかりと是正していかななくてはならないのではないかと、私はそういうふうと考えているところであります。

そういう意味で、今回提案されております社会保障と税の一体改革の身を私なりに拝見させていただきますと、私が理解しております財務省らしくないなと思ひます。一言で言えば、なぜこんなに詰りが甘いんだろうか、なぜこんなに段取りが悪いんだろうかということが不思議でなりませ

きょうは、この不思議でならないところを安住大臣あるいは関係の大臣の皆さんにお伺いしたいと思っております。

その前に、質問通告をしておりますが、今大変私が心配していることをお伺いしたいと思っております。それは歳入庁構想についてであります。

歳入庁の構想につきましては、皆様方のマニフェストの中でうたわれている話であります。私は、本当にこの歳入庁というものを、これからどういう案が出てくるかわかりませんが、かなり心配をしているところであります。

今回の消費税法等の一部を改正する法律案におきまして、七条でこれからのいろいろな検討事項が書かれているわけですが、その第八号に、条文として「歳入庁の創設による税と社会保障料を徴収する体制の構築について本格的な作業を進めること。」というふうに記載されているわけがあります。

私、ここでまず真つ先にお伺いをしておきたいのは、この歳入庁をつくるとういういうメリットがあるか、どういう目的でつくるとうと検討されるのか、この点についてまずお伺いをしたいと思ひます。

○岡田国務大臣 歳入庁のメリットの最大のものは、恐らく、国民年金の保険料、もちろんそのほかの年金の保険料もあるんですが、国民年金の保険料と国税の徴収が一元化されることによって、特に納付率の非常に低い国民年金の保険料が改善するとういうことが期待されるとうことだと思ひます。

○齋藤(健)委員 納付率の改善とういうことであります。政府の方で税と社会保障料を徴収する体制の構築についての作業チームとういうものが中間報告を出されました。

私もこの中間報告は精読をさせていただきました。その中間報告の中に、国税の皆さんがカバーしている方々と社会保障料の徴収の相手の皆さんとは随分すれ違っているんだ、とういう記述がこ

ざいまして、その記述によりますと、国税庁が確定申告なんかによりまして所得情報を把握しているのは八分の一ぐらいにすぎない、とういう表現があつたと思ひます。

ですから、対象者が大きく異なっているとうことではあります。けれども、社会保障料の納付率とういうものはそんなに大きく向上するものなんでしょうか。

○岡田国務大臣 今委員御指摘の点は、私、きのう、この場でも申し上げ、指摘をしたところでございます。

重なっている部分はもちろんあるんですが、そうでない部分もありますから、国税にそれを一本化するとういうことになれば、しかも、我が党の主張も年金機構の人は連れていかない、とういうことですので、そうすると、国税そのものを相当ポリユームアップしないとできないし、そもそも保険料と税とは必ずしも同じではありませんので、徴収の形も変わつてまいります。そういうところについてどう答えを見出していかとうところが一歩難しいところ。しかし、先ほど言いましたメリットも当然ありますので、そこをしつかり検討しなければならぬ。

私は、基本的には、歳入庁を設けるとういう党の方針に従つてしつかりと問題点を説明していきたいとうふうには思っておりますが、委員の御指摘の問題があることは事実であります。

○齋藤(健)委員 そうしますと、今の副総理の御答弁ですと、国税庁の職員の皆さんが保険料の徴収の方に携わっていく、その分、国税の方が、手を抜くと言つては言葉が悪いかもしれませんが、おろそかになつてはいけなから、国税庁の職員はふやしていくんだ、とういうお考えだとうふううに受けとめてよろしいでしょうか。

○岡田国務大臣 それがどこまで可能かとう問題はあります。全体の公務員人件費を抑制していくとう一方の要請もございす。それから、機構の皆さんは合流しない、では、今機構で働いておられる方々はどうなるのか、こ

ういう問題も当然あるわけで、やはり連れていつてしつかりとバージョンアップして、そういう方々に集めていただく、こういうことも考えられる。しかし、今公務員ではありませんから、その辺をどう考えるか、そういった問題があるということであります。

○齋藤(健)委員 確認ですけれども、そうしますと、今、年金機構にいる職員の皆さんは税の徴収については全く知識がないのではないかと思います。そう、そういう人たちも、今の副総理の御答弁ですと、少し勉強して国税の方もやっていただく、そういう理解でよろしいでしょうか。

○岡田国務大臣 今政府の中で議論していると、ろで、方向性を出しているわけではありません。いろいろな今申し上げたような論点を、きちんと答えを出していかなくはいけないということであります。

○齋藤(健)委員 もう一つ申し上げますと、国税の皆さんが徴収に入る方というのは、ケースとしていろいろあると思いますけれども、悪質であったり高額であったりするケースが非常に多いし、あるいは、長年にわたっているものであったりするケースを徹底的に調査されるということになると思います。

一方で、年金の方は、毎月毎月の支払いということになりますし、額も、低額と言っては怒られるかもしれませんが、多数の皆さん相手に、税金でやっているものに比べれば、かなり金額が低いものを多くやらなくはいけないということになりますので、お金をいただくという同じ仕事であるにしても、かなり質の違ったものになるのではないかと思います。

そういうときに、これから議論されるということなので、まだお答えは出ていないのかもしれませんが、年金機構の皆さんが、税を勉強して、これから入ってきて税の徴収の方もやるというのは、私はかなり高いハードルになってくるのではないかと思いますし、もっと突っ込んで言えば、そういうことによって国税本体の徴収機能という

のが弱まっていく可能性もあるんじゃないか、大量にこれから勉強する人が入ってくるわけでありますから。

そういうことを考えると、歳入庁というものをつくって本当に合併をしていく意味というのは一体どこにあるのかということも、もう一度御答弁いただけたらと思います。

○岡田国務大臣 今委員が御指摘のような問題は、当然頭の中には入っております。そういった中で総合判断していかなければいけません。しかし、国民年金のこの現状は何とかしなきゃいけません。

それは、徴収体制の問題だけではなくて、やはり年金に対する信頼、必ず払った保険料以上のものが返ってくる、それは、税金が半分入っているわけですから、そのことが将来にわたってしっかりと確信を持って国民に受け取ってもらえる。

それから、私は、国民年金を見ていまして、従来、伝統的に入らない人はいやみだいな感じが実は国の側にもあったのではないかと。それは、自営業者であったときは比較的資産もある方が多いということ、それはそれで成り立った、入った人だけを国民年金の対象と。しかし、今や、国民年金の性格そのものが変わってきておりまして、まさしく所得の少ない方々、そういう方々がたくさん入っておられる中で、これは、きっちり入っていただいて、そして年金もお払いしなきゃいけない非常に根幹的な国のシステム。したがって、そういう集める側にもまだまだ甘さがあるということとは言えると思うんですね。

そういうこと全体を考えながら、最終的にどうするかということについて答えを出さなきゃいけないということであります。しかし、余り時間をかけるわけにはまいりませんので、今精力的に議論しているところであります。

○齋藤(健)委員 もう一つお伺いしたいんですが、一般の国民の皆さんには、旧社会保険庁のいろいろ起こした出来事についてのイメージが鮮明に残っております。

残念ながら、年金機構におきましても、それが一〇〇％改善されたという印象は、国民の皆さんが持っているとは言えません。私の地元でも随分いろいろお話を伺いますが、細かいことはここで申し上げませんが、信頼が回復されていないと思います。

そして、年金記録も不完全にしか残せなかった。そして、内部情報は、リークしたとか思えないような出来事がたくさん続く。そして、職場規律は緩くてずさんだったということが明らかになっている中で、こういう人たちと一緒に国税の職員

の皆さんを仕事させる組織をつくるということ、私は、私は、悪貨が良貨を駆逐するという言葉がありますけれども、国税の方の規律が緩んでいくのではないかと、このことを大変心配しております。

今、この統合の議論をするに当たりまして、年金機構が、もう昔の年金機構とは違う、大臣がリーダーシップをとって変えたから大丈夫だということに言える状況になっているのかどうか、大臣の御答弁を伺います。

○小宮山国務大臣 日本年金機構は、今委員が御指摘のように、社会保険庁のときに大きな不信を抱かれていますので、信頼していただける、そのような仕組みにしっかりと生まれ変わらなければいけないという強い認識を持っています。

発足に当たりまして、二十年七月の閣議決定に沿って、懲戒処分を受けた人は採用しない、それから、訓告などとされた人の採用も、民間出身者から成る職員採用審査会、この意見を聞いて、設立委員会が行ってまいりました。

また、今おっしゃいました不正アクセスの件についても、業務目的外の年金個人情報閲覧をするに際しましては、個人の情報を保護するという意識を徹底するのはもちろんのこと、生体情報認証による厳格なアクセスの制御、監視を今行っております、こうしたことが起こらないようにしているところです。

おっしゃいますように、それでは、全て生まれ変わったのか。まだまだ甘い点があるということ

は私も思っておりますので、そこはしっかりと取り組むようにということ、いろいろな折に触れて私の方からもやっているところでございます。

○齋藤(健)委員 今大臣の答弁をお伺いしますと、途上であるというふうに受けとめるしかないような御答弁でありました。大丈夫ですという御答弁ではなかったように思います。

そして、私は、この問題を本当に慎重に検討した方がいいと思うわけであります。まず、国税庁に今やっている年金の徴収業務を少しずつ委任をする、合併するんじゃないかと。委任をしていって、その分は国税庁の人の手当てもして、本体部分の業務に支障が出ないようにしながら委任をしていって、悪貨が良貨を駆逐するようなことがないようにして、その間、年金機構の規律をもっとと

と高めていって、そしてそれが成就した暁に初めて統合の議論をすればいいのではないかと私は思いますが、まだ途上であるにもかかわらず、こういう合併がいい、やった方がいいという議論には、私はくみできないのであります。

安住大臣、いかがでしょうか。

○安住国務大臣 懸念はごもっともだと思っております。

党としての方針も十分私はわかっておりますけれども、昨日もここで答弁させていただきましたけれども、やはり、税を徴収するのと保険料を納めてもらうのでは全く似て非なる業務なんです。

私の印象では、大変恐縮ですが、社会保険料を徴収するというのは、実はNHKの受信料とよく似ているんじゃないかということ、私は感じております。何回も訪ねていって、それでも取れな

きや、済みませんでした、取れませんでした。取るよう努力をしているということをよく言うんです。

ところが、税務職員は全く違います。取らないで済みませんでは済みませんから、きちんと、重加算税をかけた、社会的制裁も含めて、さまざまなことをやります。そのかわり、非常に重い責

任を持って、いわば取りにくいようなところにも
どんどん行って取ってくるという長い蓄積があ
る。

そういうことと融合することが本場にプラスに
なるのであれば、私はほとんどやればいいと思
います。これは、国民の立場から見ても、その組織統
合というのが本場に利益があるんだとしたら私はや
ればいいと思いますけれども、今、齋藤さんの御
懸念というのは、私も、副総理もおっしゃいまし
たが、持っておりますので、そういうものを払拭
して、本場に、データ統合をするのは、国税庁と
一緒にならなきゃデータ統合をできないのか。登
記は、本来登記を持っているのは法務省のよう
な気もするんですね。

ですから、そういう意味では、年金機構そのも
のがまずどれだけ努力をして収益の改善も含めて
やれるのかというのを、まず必死にやったりやっ
てみるべきだという意見も、私は賛同いたします。

○齋藤(健)委員 まず、年金機構が規律を回復
し、それからの議論ではないかと私は本場に思
います。一度崩れた組織を立て直すのはなかなか大
変だと思っておりますので、ちょっと聞くと思
い議論がもしも、歳入庁構想というの
しかし、やはり現実をきちんと踏まえた上で、お
かしかならないように対応すべきだということ
重ねて申し上げまして、次の話題に移してい
きたいと思います。

今回の消費税の改正法案の議論に戻したいと思
います。

冒頭申し上げましたように、不思議に思うこと
を一つ一つ伺っていきたく思っております。

まず最初に、軽減税率を、例えば食料品なんか
に導入をした方がいいのではないかと議論があ
ります。そして、それに対しては、低所得者の
人に対する対策を講ずる、今軽減税率を設けるの
は適切ではないというのが皆さんの御判断だと
思いますが、そのかわりと言ってはなんですが、
低所得者対策をしっかりとやりますという話も何
つております。

この法案でも、第七条の中に、低所得者対策に
ついて検討するという条文が入っています。しか
し、本来、税率を一〇%にする、そのときに軽減
税率をなぜやらないかという議論があつて、そし
て、低所得者対策をかわりにやりますと言つてい
るのであれば、低所得者対策の中身を一〇%の税
率とあわせて示すのが筋ではないかと思うん
です。そうしませんが、軽減税率を設けるべきだ
という議論をしている方、あるいは低所得者の人た
ちが判断できないのではないかと私は思うので
すが、なぜ、同時に具体的内容をここに示さない
のでしょうか。

○安住国務大臣 一〇%の段階で、政府案として
は、軽減税率はとらないという方針は示して
おります。ですから、給付つき税額控除にする
と。

ただ、この委員会でも、五十時間の審議の中で、
主な論点の中に、この給付つき税額控除をした場
合に、絶対の条件として番号制度の導入、この番
号制度の中で、ストックをしているものまで全部
把握できないのではないかと、だから、そういう
点では本場にいわゆる低所得対策ということに
なるのかという議論がありました。

制度の設計までは提案しましたが、具体的な幅
範囲、それからどういう方を対象にするかとい
うところまでは決まっています。そういう点
では、御指摘をいただいたとおりでございます。

一つだけちょっと、言いわけじみたことになり
ますけれども、六年のときも、実は制度設計を全
部完璧にやつたのではなくて、やはり施行までの
間の、年度改正の中でやるといふのがこれまでの
流れでございましたので、そういう意味では、今
回は制度としての給付つき税額控除は提案をさ
せていただきましたので、その幅、内容について
は年度改正等で十分審議をしたいと思つて
おります。

○齋藤(健)委員 今回は、上げ幅も五%という
うに大きくて、しかも軽減税率というものが前
回と比べて大きな議論になっている中で、それ
をカバーするものとして提案するのであれば、一
緒に

提案をしてくれませんか、低所得者の人たちは
一〇%がいいのか悪いのか判断できないと思
うんですが、なぜ一緒にやらないんですか。前回
というのがありましたけれども、今回一緒にや
つた方がベターだと思ふんですけれども、何でこ
ちらだけ置いていくんですか。

○安住国務大臣 私もベターだと思います。

ただ、やはり番号制度を、ある意味で制度設計
をきちっとしないと、これは、ある意味でその制
度設計をちゃんとすれば、あとは、どの段階か
やるかというのとは自動的に決まってくる。そ
れから額も決まってくると思うんですね。す
から、そういう点では、番号制度をきちつと決
めて、それが例えば二〇一五年、一六年、いつ
なるかということになりますけれども、それが決
まるまでの間に、やはり額、対象、幅、そうい
うのを決めていかなければならないと思
います。

ですから、ある意味では骨格というものは示
しておりますので、その中で、いづれ、どうい
う範囲を、ターゲットと言つたら恐縮でござい
ますが、対象にするか。それができない間は簡
素な給付措置と申し上げておりますので、これは
例えば、前の二回のときには臨時福祉給付金
という形をとりましたが、そういうふうなものを
参考にしたいと思つております。

○齋藤(健)委員 今の大臣のお話を伺つても、
一〇%という高い税率にする以上は、その経過
措置のものもあわせてどうするといふに具体
的にセットで提案をしなければ判断のしようが
ないと思ひますが、判断できると思われますか。
○安住国務大臣 逆の見方をすると、やはり、
軽減税率でいくとなつた場合も、これは諸外国
の例を見ても大変に奥の深い議論に入つてい
かないといけないと思ふんですね。

例えば、では、日本の場合、品目を何にする
かという話になっていったときに、主食はパン
の人も多ければ米の人も多い、また、みそ汁
を飲む人もいればスープを飲む方もいる。つ
まり、ターゲットによって全然この額も変わ
ってきます。それか

ら、いろいろな意味で、文化や習慣を考えれば、
他国の例だけでは当てはめられないものもある。
それは、ほかの国では、基本的には、標準税率
が大体一五%ぐらいですね、これを導入したとき
に、ですから、一〇%というのは、そういう点
では非常に微妙なところにも私どもあると思
います。やはり、かかる経費や対象等を含めて
とときは、むしろ低所得者の方を、特定する
てはあれですが、ある一定のターゲットを絞
ったところに給付するやり方の方がより効率的
に低所得者対策が打てるというふうにして、
今回の低所得者対策としての給付つき税額控
除を提案して、おる次第でございます。

○齋藤(健)委員 私が伺っておりますのは、大
臣、わかつて御答弁されているんだと思
います。その低所得者対策、私は軽減税率を
やれという議論はここでしていません。だけれ
ども、皆さん方が低所得者対策をやれと言
うのであれば、低所得者の方から見て一〇%
をいかに悪いかに判断するときに、その対
策の具体的な中身がなければいけません。い
は判断できないのではないのでしょうか、そ
のときに何で一緒に提案をされないんですか。
一緒に提案されない理由を伺つて

○安住国務大臣 やはり、番号制度をきちつと
法案化して、その中で、例えばストックの問題
なんかをどういうふう把握するのか。例えば、
これは固定資産税なんかをどう扱うかにもよ
りますけれども、ここでもやはり利子は、つ
まり、源泉徴収、源泉課税はほとんど対象
になっていないので、そういう意味では漏
れが多いんですね。

だから、そういうものをちゃんと制度化して
ある程度やはり制度がしっかり設計をされ
た段階の中でどれぐらいの幅でやるかとい
うことを決めていかなければならないので、
そういう点では、全部決めておかしいじや
ないかという御指摘は、ある意味でござい
ます。現時点では、やはり骨格を示すところ
で御提案をせざるを得ないという状況で
ございます。

○齋藤(健)委員 これ以上繰り返しません
が、低

所得者の方々は、具体的にここが示されなければ賛否は判断できないと思います。そして、その低所得者の方々を選挙区に抱えている私も判断ができません。

次に伺います。

簡易課税制度、これも第七条で検討課題になっております。中小企業の皆さんは、この簡易課税制度がどうなるか非常に関心を持っておられますが、この簡易課税制度についても検討なんです、見直すんです。さっきの質問と同じですが、どうして一緒に示してあげないんですか。

○安住国務大臣 さまざまな論点を二十八項目にわたって列挙させていただきました。これは理事會の方に昨日資料は出させていただきましたが、現時点では、例えばみなし仕入れ率の問題もそうでございますが、率直に言って、今内部調査はしております。それで、その中で実態調査をしながら、これもやはり年度改正でしっかり提案をさせていただいた。その年度改正は、来年度、再来年度とありますが、やはりその中で一つずつこなしいかないといけないというふうに思っております。

○齋藤(健)委員 中小企業の皆さんは、自分が簡易課税制度を使えるのか使えないのかわからなければ、この一〇％についてもなかなか賛否を決められないと思います。

なぜ、賛否を決められないような提案の仕方をあえてするのでしょうか。もし、年度改正でこれを手を打つのであれば、そのときに一〇％をあわせて問わなければ、今一〇％だけに結論を出してくれ、後は俺たちに任せてくれよということでは、中小企業の人たちもなかなかわかりましたというふうにはならないのではないかと思います。なぜ、一緒に示すという親切な対応をしないのでしょうか。

○安住国務大臣 見直しを行うということは、例えば簡易課税のみなし仕入れ率については、御存じのように、卸から始まって九〇、八〇、七〇、六〇といきますね。しかし、実態として、これが

いけば実質の仕入れと設定をしたバーセンテージの間にどうも開きがあるという意見があるわけですね。

そこで、今本格的な調査を行っておりますが、そこで出てきた幅をきちと見た上で、やはり、得をしているというふうな意見もありますから、このいけば課税額を正確にみなし仕入れ率に反映させるには、やはり少し時間を置かせていただきたい。同時に、それは年度の改正の中でしっかりとやらせていただきますので、少し時差があることは、私は大変申しわけありませんが、やむを得ないことではないかと思っております。

○齋藤(健)委員 ということは、今の時点で、この税法の改正案について、中小企業の皆さんは判断できないのではないかと私は思います。そういう提案になっているということが私には不思議でならないわけです。

私は、一緒に決着を図るというのが、政権の政策あるいは提案の仕方として、中小企業の皆さんが賛否をはっきり決められるように、全部セットで示すべきだと思います。それができないんだつたら、セットで示せるようになるまで待つべきではないかと私は思います。先に一〇％の方だけ決めて、後はどうなるかわかりません、これから見直しますというのでは、皆さん心配になるばかりではないのでしょうか。

また、同じように、この七条には、酒税、たばこ税、石油関係諸税のタックス・オン・タックス、税金の上にさらに消費税をかけるということで、税負担が大きくなるので、これをどういうふう調整をしていくか。世界の流れがいろいろありますとか、そういうことは私も承知をしておりますが、しかし、ここでするということをお知らせして提案していかないのはなぜなんでしょうか。これも将来の課題に先送りされているんですが、なぜ一緒に示さないのでしょうか。

○安住国務大臣 原則はしっかりとしているんです。タックス・オン・タックスです。ですから、二重課税という御指摘もありますけれども、欧州

諸国においても、そうした個別税については、その上にある意味で消費税をかせさせていただくことは、世界の中では普通のことです。

ただ、個別に、酒、それから、今たばことおっしゃいましたか。(齋藤(健)委員「言いました」と呼ぶ)そうですね。自動車等、いわゆる納税者の側から見たときに、いろいろな意味で重税感があつたりそれから、これはちょっと取り過ぎじゃないかというところなどは年度の改正でしっかりとやっていく方向性は示しておりますので、その中でやはり、政府税調、党税調の中で議論を詰めて一つ一つ提案をさせていただきたい。

それはいずれ、先生、年度改正でやるということとは、それぞれの通常国会で御議論いただいてきちと結論は出していきますので、時差があることに對して先ほどから御指摘はいただいておりますけれども、完全な形でこれだということろまでいかないことについては、ある意味では申しわけないとは思いますが、そういう点では一〇〇％でないということとは、ちよつと御理解はいただかないといけないと思います。

○齋藤(健)委員 私が申し上げたいのは、皆さんの理屈はわからないわけじゃないんですが、ただ、実際にこういう関係の業界におられる方々が、こっちはどうなるかわかりません、検討します。しかし一〇％はお願いしますというのでは判断ができないでしょうということをおっしゃっているわけですね。なぜセットで示さないのか。それとも、セットで示さない方がいいというお考えなんですか。

○安住国務大臣 方向は示しておりますけれども、検討する方向ですね。

それはなぜかという、先生、税法の骨格は、一〇％に上げさせていたでいて、単一税率でやらせてくださいという事なんですよ。今齋藤先生がおっしゃっている話というのは、その中で、いわば特別措置をどういうふうにしていくかということですから、それは、今までのやり方でいえば、自民党の時代も、年度改正の中でそれぞれの業界

や団体からお話を聞いて、その中で合理性のあるものについては、ではこうしようという形でやってきたという経緯があるので、そこはわかっていたいただきたいということです。

そのかわり、二十八項目についてはできるだけ早く結論を出して、どんどんとそれについては方向性は出していくつもりでございます。

○齋藤(健)委員 この話と同じ結論になるんですが、お酒やたばこ、あるいはガソリンなんかを御商売で扱っている人は、これがどうなるかはつきりわからなければ、いや、検討しましたけれども年度改正では何もしないことになりました。ということにもなる可能性があるわけです。ですから、そこはどういうふうになるかということをはっきり示さなければ、一〇％ということについてもどう判断していいかわからないですよ、普通の人は。そういうことを申し上げているわけですね。

○安住国務大臣 齋藤さん、それは、だからこそ、例えば自民党時代も大変、電話帳と言われて、業界、団体との話し合いというのを丹念に、丁寧に重ねられて、特別措置も含めてやってこれたわけで、むしろ骨格の、本体の法律の中でそれを全部書いてあるということではないわけですね。そういう意味では、私は、これから骨格は決めてさせていただいて、方向は、例えば見直すなら見直すという方向を出しておりますから、肉づけの部分では、さらに業界や団体、それから消費者の皆さんなんかも話し合いを重ねながらいいものをつくっていく、こういう手続を、時差があることは私は先ほどから認めておりますから、それはしっかりとやっていきたいと思っております。

○齋藤(健)委員 関係する皆さんは、恐らく、一〇％だけが決まっています、その後のことはこれらの議論ですというふうにしかな受けとめられないと思います。なかなか議論が前へ進まないんじゃないかな。今提案されているわけですから、この国会でやるということ。しかし、この国会ではそういうものが出てこないで、年度改正とい

うことでありますから、なかなか判断が難しいな、何でそういう難しいやり方をするんだらうかというのを素朴に疑問に思っているということであります。

それから、次に、税の話はまだ、燃料課税、印紙税、全部同じ問題がありますが、社会保障の方も同じ問題を抱えておりまして、これはもう何回も指摘されておりますので、私の方からしつこく言うつもりはありませんが、後期高齢者の医療制度の問題をどういうふうにするのかとか、全部一緒にすると言った年金はどうなったのかとか、それから最低保障年金はどうするのかとか、そういうものが一体改革と言いながら示されないで、税の方だけは何年何%というふうにはっきり示されているということには物すごい違和感を感じていることでもあります。よしあしが判断できないと思います。

つまり、ビジネスの世界で例えて言うのがいいかどうか分かりませんが、請求書の金額は何年に幾ら払ったかということが書いてあるんだけれども、肝心の商品がよくわからないみたいな、そういう状況のもとで判断をしてくださいと言われている、できないんじゃないかというのが私の意見で、本来、一体改革と言うなら、後期高齢者、皆さんがマニフェストに挙げたものがどうなるかというものも含めて一緒に出すべきだと思いませんか。

○岡田国務大臣 論理的には、委員の言われるとおりだと思います。

ただ、現実、今回の5%引き上げの中でも、新たなことは1%で、あとの4%は既存のことの延長であります。率直に言って、ですから、全ての社会保障費を消費税を目的税化して賄うような、そういう増税のときには、当然それに見合った全体像がなければいけません、今回はそこまで至っておりません。

したがって、最小限の1%のところだけ新しいことにしておりますので、全体像が、そういう意味では、先ほどの年金の抜本改革とか高

齢者医療の問題とか、あるいはそのほか、医療、介護ありますけれども、そういうことについては、ある意味で次のステップの問題として議論させていただくということ、そこは御理解いただくしかないというふうに思います。

○齋藤(健)委員 その方向性の議論もしつかりしていないかと、将来、最低保障年金が導入されるかどうかともわからない段階で、今、これで結構ですというふうにはなかなか判断できないということだと私は思います。

そして、私が申し上げたいのは、本来であれば、さっきの税の簡易課税の話や低所得者対策も私はセットで出すのがやはり政府・与党の責任だと思ふんです。なぜなら、出されなければ判断できないし、それがいいか悪いかという議論も、出されなければ進みません。しかし、それがいいというところでありますし、使う側も、これから将来、本当に年金制度が最低保障年金に向かっているのかいかなのかともわからないまま、とりあえず1%でいいでしょうと言われている、なかなか判断できません。

私は何が言いたいのかというと、とにかく判断できるような提案をしてほしいと。中小企業の人判断できるような提案、それから今社会保障でいろいろ苦しんでいる人が判断できるような提案をさちんとしていただかないと、1%という数字だけが、さっきの請求書の話じゃありませんが、あとは年度末に向けて検討しますが、検討した結果、結局やりませんでしたというところにもなるかもしれないようなもので1%だけお願いしてくださいと言われている、国民の皆さんはなかなか、そうですかというふうにはならないんじゃないかというふうな申し上げているわけであります。

したがって、もう五分になってしまいました、私が、私は、特に私が今まで知っている財務省の仕事のやり方は、もう少し綿密だったんじゃないかと思うんです。こういうような指摘をされないように、水も漏らさぬような体制と内容でもつ

て、これだけ大きな、財務省が何十年かに一回の、乾坤一てきの増税をするわけでありますから、私ごときにセットでやるべきじゃないかなって簡単に指摘されるようなやり方をしてくるということに私は不思議でならない、信じられないということでもあります。これだけの大きな提案をするのであれば、水も漏らさぬような詰めてやるべきであるところを、なぜ、わざわざ私ごときに簡単に難癖をつけられるようなものを提案してくるのか理解できないということでもあります。

ここから先は推測ですけれども、私は、これはわざとではないかと。つまり、今の政権のもとで社会保障の細かいことを詰めて簡易課税や低所得者対策を詰めることばらまきになってしまふ。ですから、そうならないように、次の政権ができたときにしっかりとしたものを、こっちの方を詰めていいという深慮遠謀なんじゃないかと思わざるを得ないぐらい、従来の財務省の皆さんの仕事の進め方からすると詰りが甘いなと、推測ではありますが、思っているわけであります。

時間が少なくなりましたが、最後に、経済への影響をどう考えているのかという点につきまして、古川大臣にも来ていただきましたので、ちょっと時間がなくなつたので先に結論を申し上げますと、私は、少し見方が甘いというふうには思っております。

今回の八パー、一〇パーの増税に関して、日本の経済にどういう影響があると分析されているのか、まずはお伺いできたらと思います。

○古川国務大臣 お答えいたします。内閣府で行いました経済財政の中期試算におきましては、消費税率引き上げ前後に当たる二〇一三年度から二〇一六年度にかけての平均実質成長率は、慎重シナリオでは一・一%、成長戦略シナリオでは一・八%になっておりまして、仮に一体改革を考慮しない場合のそれぞれのシナリオの平均成長率一・二%、一・九%と比べ、〇・一%ポイント程度低い試算結果というふうになっております。

これについて、小さ過ぎるんじゃないか、そういう御指摘がございましたけれども、今回の社会保障・税一体改革は、社会保障の充実及び安定化のための安定財源の確保と財政健全化の同時達成を図るものであります。この改革のもとで、改革に伴う社会保障支出の増加があることに加えて、家計の実質所得への影響はあるものの、消費税率引き上げによる税収が社会保障財源として国民に還元されて、社会保障に対する不安が軽減されることが見込まれます。

こうしたことから、一体改革が経済に与える影響は限定的なものであるというふうに想定をいたしております。

○齋藤(健)委員 年平均で〇・一% GDPを押し下げる、そういうふうには理解いたしました。

一方で、今回、東京電力の管内ではありますが、電気料金が上がることになりました。原発が動きませんと、いずれはほかの電力会社も値上げに踏み切らざるを得なくなってくると思います。そういう意味では、今後予想される、東電だけじゃなくて、原料の輸入、燃料の輸入が継続していった場合に、日本経済に影響が出ると思っています。この辺については、今どのように見ておられますでしょうか。

○古川国務大臣 御指摘ございましたように、電気料金等が上がると、当然、それはやはり経済にもマイナスの影響でありますので、私どもも、料金引き上げには極めて慎重であつていただきたいと思っております。今、経産省の委員会において、この料金引き上げの姿勢が適正なものかどうか、より一層の経営の合理化とか、そういうこともやれないか、そういうことを厳しくチェックしているわけでございます。

そうしたことをしっかりと政府としても見ていかなければいけないと思っておりますし、同時に、この機会に、グリーン成長を初めとして、新たな成長戦略をしっかりと実現していく。既に二年前にまとめた新成長戦略、これまでも実行しておりますが、そうしたものを加速させて、経済を

安定的な成長軌道に戻していくことが極めて重要だというふうに考えております。

○齋藤(健)委員 質疑の時間が終了いたしましたので、最後に一言だけ。

この話は、もう一回、景気がこれが原因で大きく腰折れするようなことがあってはいけないと私は思っております。電気料金は間違いなくこれからは上がっていきます。円高も続きます。法人税も四〇％です。そういうことを考えたときに、消費税というのは皆さんが考えている以上に私は大きな影響を持つと思いますので、それについてのしっかりとした対策もあわせてやらなくてはならない。

皆さんは、影響がないと言わないとなかなか党内が通らないのかもしれませんが、しっかりと現実を見据えた上で、打つべき手を打ちながら前へ進んでいくべきだということを訴えさせていただきます。どうもありがとうございます。

○中野委員長 これにて齋藤君の質疑は終了いたしました。

次に、福井照君。

○福井委員 自由民主党の福井照でございます。本日、質問の機会を与えていただきました。本当にありがとうございます。感謝申し上げます。

まず、岡田副総理、国家観、なぜ今こんな大きな消費税の議論をしているのかということについて、その歴史認識、そして、どういう国家像を求めているから、いつまでに何をしなければならぬいから今議論しているんだという認識について、一分で結構でございますので、ぜひお述べいただきたいと思っております。

その考えている最中の時間、ちょっと聞いていただきたいと思いますけれども、まず、資料一をごらんいただきたいと思います。国家の命運を左右したいろいろな災害がございました。

今、私も、国土強靭化こそ国家の基本とすべきであるということを標榜しております。その国土強靭化を標榜する者の代表として今御質問さ

せていただいているので、ここから始めさせていただきますかと思っております。

一番有名なのは一七五五年のリスボン大地震というところで、GDPの三割から五割、平均すると四割のダメージがあったというふうに言われております。日本でも二〇二〇兆円ですね。五百兆の四割、二百兆円のダメージがあった。特に首都と港がやられたので、イギリスとの貿易、ブラジルとの貿易のインフラストラクチャーが壊れちゃったので、その後の衰退があった。また、もちろん引き潮があれば上げ潮もありますけれども、その後数百年間、ポルトガルは苦しむわけですね。フランス革命も、やはり災害があった。火山は一万年に一回のことですけれども。

日本も、江戸のレジームの呻吟のこと、そして最後、安政の大地震、これは、まさに明治維新へつながるということで、まさに国家の命運というのは災害から起こる。もちろんそれだけじゃありませんが、神が時代に埋め込んだメタファーと言ってもいいというふうに私たちは捉えている。そして、東日本大震災が起った。

もっと言うと、大恐慌の後のニューディールも、まさに社会保障、医療改革は失敗したんですけれども、ニューディールは、すなわち社会保障であって、社会保障を成功させるために有効需要をつくって、フーバーダム以降の公共事業を追加したというのが歴史的な事実でございます。

なおかつ、日本は保守合同が起りました。保守合同で政治の時代を終わらせて、これからは経済の時代だということで高度経済成長に突入するわけですが、それはまさに、福祉のために、社会保障のために全体の経済ボリュームを上げるんだということが自由民主党の目標であったわけです。

田中角栄の言葉で、資料にはありませんけれども、福祉は天から降ってくるものではなく、外国から与えられるものでもなく、日本人自身みずからのバイタリティーをもって経済を発展させ、その経済力によって築き上げるほかに必要な資金

の出所はない、そういうふうに書いているんですね。

田中角栄は、まさにいろいろな議員立法、福祉のための議員立法をしました。それが自由民主党の今までの戦後の歴史であったということで、まさに中間層を創造する、中間層を手厚く支援するという意味で、社会保障も公共事業も一緒。

特に今回は、国土強靭化、経済も強靭化、貿易基盤も強靭化、そして防災基盤も強靭化、なので、国土強靭化というのは国家の基本にしよう。そういう国家をつくり上げることこそ私たちの共通目的である。そして、財政だけじゃなくて、成長戦略も、そして経済構造改革も同時に立体的にやらなければならぬ。一つの価値判断、価値基準だけじゃなくて立体的にやらなければならないというのが私たちの主張なんです。

というのは、この十年間、平面があつて、社会保障の背の高さがある。だんだんふやさなければならぬ。防衛費からそこへ乗せる、公共事業費からそこへ乗せるというのを主計局と各省庁がまさに火花を散らしながらやってきたというのがこのいわば十数年間の歴史であったということ。今日に至ったということでございます。

岡田大政治家として、今こうやって消費税を議論し、そしてこの国会でどうしても上げなければならぬのは一体なぜなのか。どういう国家像をいつまでに実現しなければならぬから今議論しているんだ、その理由を、一分間で結構ですので、ぜひお述べいただきたいと思っております。

○岡田国務大臣 私は、国家観とか歴史認識とか、そういったこと以前の問題だと思っております。

つまり、国の財政が半分借金で賄われている、こういうことがいつまでも持続可能だとは思いません。逆に言うと、今までよくもったと思えます。やはりそういう事態を、早く是正の第一歩を踏み出さないと何とでもできなくなってしまう、国としても。社会保障の持続もできないし、それから時代の変化に対応して新しいこともできない、国家が

衰亡していくだけだ、そういうふうに思っております。

それから、委員のお話を聞いておまして、私、一つ思ったのは、やはり我々は高度成長期の情性から早く離れなければいけないことだと思っております。民間企業はパブルがはじけたあたりでそこを大きく転換した。それが社会全体にとつてよかつたかどうかは別にして、企業としては生き残りをかけてそういった努力をしたし、努力しなかつたところは淘汰された。政府だけがいつまでも右肩上がり、もちろん、我々も成長を指さなければいけません。高度成長期の発想から変えられないまま今日まで来て、気がついたら大きな借金を残していた、こういうことだと思っております。

○福井委員 では、もう一問、岡田副総理に御質問させていただきます。

来週、自由民主党で国土強靭化基本法なるものを提出させていただきますというふうに思っております。

その基本理念をちよつと御紹介させていただきますと、まさに、自民党が民主党かというのではなくて、先ほどから御紹介しているように、上げ潮もあれば引き潮もある、右脳もあれば左脳もある、右足もあれば左足もある、集中もあれば分散もある、そして自由もあれば平等もある。自由と平等でエネルギーをつくって進めてきたというのがこの近代政治の力学だったかもしれない。今から十年間は集中だけ、その先の十年間は分散だけというんじゃないかと、集中も分散も自由も平等も全て包摂をして、そしてアウフヘーベンしていくんだ、次のステップに、次の次元にこの日本全体をいよいよ上げていくんだというのを国土強靭化の概念として、基本理念としてうたっているというのがこの国土強靭化基本法なんです。もっと言うと、十七条の憲法の第一条、和をもつてとんとしとなすとありますけれども、大和言葉で言うと和らぎというんです。和らぎをもって

たつとしとなす。これがまさに、物部も蘇我氏も戦争も平和も全て包摂をして、よいしょと次の時代に乗せなければならぬという聖徳太子のお言葉だった、折りに似たお言葉だったというふうに私自身も捉えているわけです。

そういう意味で、その矛盾を包摂して今から日本を進めていくにはどうしたらいいかというところ、これは全ての哲学者、東西に共通しているのは、運動することによって解いていくということですね。とにかく動いていくんだと。カントもキルケゴールも一遍上人も、高速回転をして、全て動かして矛盾を解決していく。だから、解決はできないですね。次の次元に移ることによって、その次の人生に、そしてその次の国に持っていく。その運動することの中身を今回は防災、減災と捉えたわけです。

千年に一回の災害が起こって、今まで一体おまえたちは何をしていたんだと。たまたま高度経済成長のときに私たちは大災害がなかったんです。忘れていたんです。千年に一回。火山は一万年に一回起こるんです。百年に一回の地震、津波には対処しようとしてきました。それだけだった。それをもう一度見直して、国土を見直したときに、私たちは今何を考えるべきか。

もう一度、先ほどの岡田副総理のお話は大変ありがたかったですけれども、もう一歩進めて、次の理念をぜひ御教示賜れば、短目で結構でございますので、よろしく願います。

○岡田国務大臣 なかなかお答えするのは難しいんですが、私は、御党が提案された国土強靱化、その中で最も重点を置いておられるのは、大規模災害への対応ということだと理解をしております。

これはやはり、東日本大震災が起きて、我々、非常にある意味では楽観的だったというか、軽視してきたことを思い知らされたというふうに思います。同じような大規模災害というのは今後も起こり得る、それは現実のリスクとして考えなければいけない。

そういう中で、それに備えて、起こってからではなくて、起きる前からしっかりとした備えをしなきゃいけない。もちろん、いろいろな意味で有限な資源でありますから、選択と集中でしっかりとした対応をしていく、そういった考え方が根底にあるというふうなところで、その考え方は私は賛成であります。

○福井委員 ありがとうございます。

釜石の奇跡ということで、小学生に教えて一人も亡くならなかった、とにかく逃げるということも教えた群馬大学の片田先生のお言葉で、災害ごときで死なない社会ということを私たちは目指したいと。

災害ごときなんですよ。災害は起こるから犠牲者が出て当たり前というのとは間違いである、国家のそして政治の目的としてそれは間違いである、災害ごときで人が死なない社会をつくるべきということをお願いいたします。これからも旨にしたいというふうなところであります。

いやいや、もう結構でございます、時間もありませんから。今、岡田副総理からは、お言葉、二問いただきましたので、これにて終わらせていただきます。

今度は総務大臣にお願いしたいんですけれども、同じ国土強靱化基本法の中でうたっておりますのは、昭和二十二年、GHQが日本国をして廃止せしめたものがいろいろあります。財閥を解体した、そして内務省を解体した。しかし、最も意味のあると思っておりますのは町内会なんですね。町内会をGHQが廃止させたというぐらい、町内会というものは日本のガバナンスの、まさに民主党政が標榜している地方主権の根幹の中核だったというところが、そのGHQの分析で明らかになっていると思っております。

今回は、隣保協同の精神に基づいて行われるその地域地域の防災の取り組み、それを国が支援すべきだ。災害対策基本法には、市町村が地元の方を支援してもいいと書いていますけれども、国がやるんだということを今回、国土強靱化

基本法で位置づけたいと思っておりますね。

いずれにしても、昭和二十二年、町内会を廃止せしめたというままになっているんです。もちろん、町内会もあり、コミュニティ活動もあり、自治省が取り組んでいることでずつとやってきた。もちろん、総務省も今取り組んでおられると思いますけれども、ガバナンスの根幹としての自治会なり町内会なり、あるいは防災隣組なりというのをもう一度見詰め直して支援するという取り組み、ぜひ大臣として、きょう、これからやりますというふうにおっしゃっていただきたいので、よろしくお願いしたいと思います。

○川端国務大臣 地域コミュニティ、特に町内会とかの大事さは、今度の震災を含めて改めて実感をされた。

そして、私は割にNHKの朝ドラをよく見るんですが、この前「カーネーション」で、今「梅ちゃん先生」、両方とも戦争中から戦後、その物語は別にして、地域のお隣さんとか御近所とかというおつき合いを含めて、非常にやはりコミュニティの結束力が強かったというのを改めて感じますし、私は、ありがたいことに、地元大津では割にそういう活動が熱心です。ただ、東京で赤坂宿舎に暮らしておりますと、一応は地域の住民の生活に暮らしておりますけれども、恐らく、地域基盤を置いているんですけれども、恐らく、地域社会とのつながりというものは基本的にはゼロですよ。

そういう部分で、やはりこれからの社会のあり方としての地域、コミュニティ、そして、とりわけそういう部分の自治会組織とかが極めて重要であるというのは、基本的に、私は、先生が思っておりますのと一緒の認識であります。

そして、その自治会活動で、例えば集会所を持つとかいうときに、ある種の法人格ということを持てるようにするというふうな仕組みはありますけれども、御指摘のような、何か、国のある種のガバナンスの位置づけとしてきちとするとすることはありません、正直言って。役割を認識して、サポートすることはいろいろ考えて、特に地方自治

体はやってもらえなければ、そういう部分では、私は、今回こういう切り口で示されたということは、ある種の、ああ、そういう見方があるんだということは、印象として非常に重く感じました、正直申し上げて。

そういう部分では、基本は、そういう活動がより強まって、地域で助け合う、みんなが助け合うという地域社会を、だんだん希薄になっていくのをどう強くしていくか、目的はそうだと思いますので、そういう御提起という部分では、我々としても、私自身としては、ちよつと勉強してみたいなというふうには思っております。

以上です。

○福井委員 本日に、国民年金の掛金を集めるのも、まさにその延長の市町村が今までずつとやってきたわけですから。本日に、そんなのんびりした答弁だと困るんですね。

まさに、社会保障と一体改革で、先ほど申し上げましたように、防災、減災活動を通じて矛盾を解決し、通じて日本のガバナンスを強化するということがございますので、まさにそこが一番根幹であります。生活保護もそうですから、ぜひ御再考いただいて、役所に御命令をいただければありがたいなと思います。

それから、安住大臣、お待たせをいたしました。資料二をごらんいただきましたと思います。

苦勞してつくった棒グラフでございますので、若干御説明をさせていただきますと思いますが、中身は、もう毎日嫌になるほど見た図でございます。

家計の金融資産、一番右を見ていただくと、千四百八十三・五兆円あるけれども、一番下の緑は建設国債。ああ、なるほど、建設国債はこんなものやったんやなど。全然ふえていないし、大体少ない。二百四十七兆円しか残高がなく、地方が二百一兆円で、赤字国債が四百二十一兆円で、足しても八百九十四兆円で、右方、左方あるでしょうけれども、五百八十九・五兆円のいわばすき間があるという現実を踏まえないといけないとい

うのが私の主張なんです。

というのは、先ほど言った国土強靱化は、事業費ベースで最低二百兆円ぐらいかかるというふうに見ております。先ほど言いましたように、ポルトガルがやられたのはGDPの四割。そういうのがあるんです。そして、今内閣府が発表しているだけでも二百兆、三百兆、見直し前で。見直し前で、首都圏直下と南海トラフと名古屋と大阪の直下型地震とを足すと三百兆円、今でも。見直したらもっと行くでしょう。そうすると、もうGDPの四割をはるかに超えて、GDPの六割、七割、そういう被害が予測されているので、早く事前の防災というのをやらないといけません。

事後の、ポストディザスターのリコンストラクションというのは当たり前です。だけれども、プリディザスターのリコンストラクションというのをやらなければならないというのが私たちの主張で、事前の防災、事前の復興、このために要する費用については、それは建設国債を発行していただいてもいいし、今私たちが目指しているのは、この国土強靱化のための特別の債券を発行して、そして、建設国債は六十年ですけれども、百年、二百年、千年国債、いや、今イギリスがやろうとしている永久国債まで含めて、特別の国債というのを発行して、必要な金額をカバーするということがないんじゃないかということを考えている。

そして、それはもちろんハードだけじゃないんです。ばらまき公共事業、ちまちな要らない道路づくり、もちろん違います。全然違います。差し迫った危機に対して必要最小限の、防波堤なり道路なり避難路なり避難地なり、そして情報通信、エネルギー、液状化対策、必要なことは山ほどある。大体もうそれがわかっているということを踏まえると、そして、それがソフトもあるんですね。ソフトもあるので、ソフトも含めて、いわば建設国債、準建設国債というのになじむかどうかというのについて、これはなかなか財務省的には難しいと思います。

きょうは、これから、与野党一緒になって国土強靱化に取り組んでいただくことをお約束いただいた上で、特別な建設国債、国土強靱化債の考え方についていろいろ御指導いただきたいというふうをお願いをして、ぜひその辺のところの御答弁をお願いしたいと思います。

○安住国務大臣 全国防災は、御指摘もいただきまして、補正予算、本予算でも対応しています。復興に関係することということで、額は全然、多分、御想定のものよりは少ないと思います。

先ほど副総理からもお話ありましたけれども、いわゆる防災に関係する必要な事業というのは、ブライオリティーが高くなってきたことは事実でございます。

懸念は、やはり、市中でこの国債をどう見るのかということなんです。出す側から見たら、これは強靱化のための国債だからいいといつても、赤字国債も建設国債もこれも、買う側の視点で見たときには、おのずと規律性というのは絶対出てくるわけでございます。それを外して幾ら発行しても、買う人がいなくなればこれは全く意味がございません。

そういう意味で、やはり財政上の制約はどうしても受けますが、その中の優先順位は、確かに前よりは、大震災の後、高くなって、それは、私も予算編成をやりまして、特に先生の御地元の、入り口の河口の堰のところも要望しており予算はつけさせていただきましたけれども、あれは大震災がなければそういうこともないわけでして、それ以外のこともちゃんとやっていますので、二階先生もいますけれども、和歌山のことも何も含めて……（発言する者あり）関係ないといつても、ですから、そこは程度の問題はあるということだけは注視しております。

○福井委員 ありがとうございます。自由民主党は、リーマン・ショック以前、そして以降の平均GDPで三十兆円のデフレギャップがあるということで、半分は国土強靱化、半分は

新成長戦略、あるいは新々、新々々成長戦略ということをお願いしようとしております。

そこで、枝野大臣に御来臨を賜りましたので、ちよつと時間が迫ってきましたので、問い、答え、四問ぐらいになっていると思いますが、まとめてお願いしたいと思います。

まず、成長戦略。キーワードはもちろん対アジアということでERIAというツールもあって、組織もあって、人もいて、そして関係各国の投資もあってということで、アジアのマーケット、あるいはエンジンとしてのアジアの力というのを援用して、あるいはそのまま取り込んで日本の成長につなげていくということについて、もう一度、もう何回も答弁されているでしょうけれども、御答弁をいただきたい。

それから、先ほど岡田先生とお話をさせていたいたんですが、結論は、和をもつたこととなすということと国土強靱化ということを目指すと、今の経済学というものの限界、サプライ、デマンド、満足とか幸せとかというのを、幸せもスコープ・オブ・ワークに入っていないんじゃないけれども、現在の満足しか取り扱っていない。

未来の希望というのは、プロフェッサー・センがケバピリティーというので若干芽はありますけれども、しかし、未来の希望を目的関数にした経済学というのはまだないんですね。そろそろそれをやらないと、子供の方が自分よりもいい人生、孫の方が子供よりもいい人生、あるいは、地域全体でそういう希望がなければ、だんだんだんだんよくなっていくんだという希望がなければ何もう動かぬというのは、この強靱化を通じて私たちの学習した結果なんです。

ですので、その未来への投資、希望を取り扱っていく経済産業省として、何か言っていると小っ恥ずかしくて汗が出ますけれども、しかし、大真面目に、本当に、心から、経済産業省としてあるいは政府として、希望を扱う施策なり投資なりというのをぜひ実現していただきたいということ

で、アジアと希望と、ちよつとまとめて枝野大臣から御答弁いただきたいと思ひます。

○枝野国務大臣 御質問ありがとうございます。御指摘のとおり、日本のこれからの経済のためには、アジアの成長を取り込んでいくということが大きな柱であるというふうに思っております。

したがって、アジアの特に拡大する中間層をいかに取り込んでいくのかということで、効率的な生産ネットワークの構築を目指す必要があるかと思っております。域内の経済統合やインフラ開発を含む投資環境整備を進めることがその中でも重要だと思ひます。

私自身、四月に日本でASEAN各国の経済大臣をお招きした会議を開催しまして、東アジアの地域包括的経済連携、いわゆるRCEPの年内交渉開始に向けた取り組み強化に合意をいたしました。また、ことしに入ってから、タイ、ミャンマー、インドなどを訪問し、インフラ開発を含む投資環境整備などについて官民一体となった取り組みを推進しております。

こうしたアジア地域の発展のためには、東アジア・ASEAN経済研究センター、いわゆるERIAが大変大きな役割を果たしているというふうには私自身も認識をしております。そして、これらに対してはASEAN各国からも高い評価をいただいているところがございます。これを戦略的に活用して、これまでも、東アジア地域のFTAについて比較分析をしたり、あるいは域内のハード、ソフトのインフラ開発に関するアジア総合開発計画の作成などを実施してきています。

これらは、東アジア諸国の首脳に対して政策提言という形で、実際にアジアの経済統合を推進するための大きなバックボーンになっていると思っております。今、日本が中心となつてこのERIAを立ち上げているところでございますが、日本も引き続きこのERIAをしつかり活用していくことで支援をしてまいると同時に、ASEANなどの各国からも、人、金の面でそれぞれの国力に応じて御協力をいただきたいということを努力

しているところでございます。

こうしたことを通じてアジアの成長を取り込んでいきたいと思っております。

それから、希望とか夢とか、経済の従来の発想からは、特に数値化できないものですから、なかなか取り込めないという問題意識は、私も全く同感でございます。そうした意味では、このなかなか数値化できない価値というものを、経済政策においてもきちっと位置づけていくということが重要であろうと思っております。

今、多分趣旨は近いと思っておりますが、特に豊かさを実感できる社会経済というものをつくっていくことが重要であろうという観点から産業構造の転換を進めていく、あるいは就業構造の転換を進めていくということに取り組んでいるところでございます。

特に、夢、希望という観点からの御指摘ですと、ちょっと小さいと御指摘を受けそうですが、例えば、これから少子高齢社会を迎えていく中で、安心して子供を産み育てながら社会の中で活躍できる、そのための仕組みをちゃんとつくっていくべきです、あるいは、高齢化がますます進んでいく中で、超高齢者、非常に高齢でも、年齢の高い高齢者の方を比較的年齢の若い高齢者が支えるという構造がもう既に出てきていますが、そうした状況になっても、自分の親に快適な老後を過ごしていただくながら、それを介護しながら自分も社会の中で活躍できる、こういったことはニーズがあるし、それがないと逆に現役世代が働けないということで産業にも直接的な影響がありますが、こういったところをしつかり支えていくこと。

それから、日本は、世界各国から、特に広い意味でのクール・ジャパンという、世界で高い評価を受けていますが、それが経済とか産業とか、そういうものに必ずしも十分につながっていない。日本が高く評価されていることをしっかりと生かして、それがビジネスになって日本が伸びていく、こういった戦略を組み立てていくことによって、自分のあるいはこの国の未来に希望や夢

が持てるというような構図をつくっていききたいというところで今進めているところでございます。

○福井委員 ありがとうございます。

次に、中川大臣、この前、高知県にお越しいただきまして、本当にありがとうございます。

資料三をごらんいただいた資料を、久しぶりに電卓を持ち込んで計算したのでございますが、阪神・淡路のときの経験です。

七年度一次補正、二次補正、八年度一次補正とありまして、阪神・淡路の復興に要する公共事業費等というのが、もちろん一兆円、六千億、三千億ありますが、当時は、それ以外の項目で公共事業を追加しているんですね。七年度一次補正で八千億、二次補正で三兆円、八年度の一次補正で一兆四千億。ここが今回と全然違うところなんです。この前、東北自動車道、がっちり何とか守りましたけれども、このときにやっていると守りまして、お金の全国の落橋防止装置をつけて、道路そして河川の堤防の耐震工事を至急やっただけです。建築基準法も、命だけは守るというふうに改正をしました。今回これをやらないと、後世から一体何をやっていったんだというふうに言われると思うんですね。

さらにまた、後ほど古川大臣からお話しいただきますけれども、デフレギャップもあり、そして新々成長戦略に結びつける防災事業もありというふうに思うんですが、この表を見て、今般の経済情勢を見て、そして、南海トラフの発表をされた担当大臣としてどういう御所見をお持ちか、ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○中川国務大臣 先般、地元にもお邪魔をさせていただきまして、本当に熱心に、真摯にこの防災計画を受けとめていただいておりますので、皆さん、これから具体的な計画を描いていくというそのプロセスの途中にあるんだ、我々と一緒にそれを描いていくということ、頑張っていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

阪神・淡路それから東日本の大震災、徹底的にこれを検証していくということ、これがまず第一だと私たちは思っております。その上で、ああいう大規模な、そしてまた甚大な被害を及ぼす災害に対して、どういうふうに枠組みとして体制ができていくのか、これを今、再検証している。その上で、首都直下地震や南海トラフというのは特に切迫感が、迫ってきているということを専門家に指摘されておりますので、それに対する具体的な対策というのを、地方自治体とあわせて、一緒にネットワークを組んでつくっていくということになります。

そのときの基本的な考え方として、ハードもソフトも両方考え合わせた形のトータルな政策をつくっていくということ。その中で、やはりハードをやっても、それから、津波であれば、越えてくるというものの対しては、減災という考え方の中で、例えば堤防の整備と、それからハザードマップの作成、それに基づいて都市計画の中にそれを反映させていく、それから訓練の中にまた反映をさせていく、その専門家も育てていく、そういう組み合わせをしっかりと考えていくということ、これを具体化していくということが大事だというふうに思っております。

そういう意味で、今回、国土の強靱化ということと政策をまとめていただいて、御提言をいただいたこと、感謝申し上げますし、また、参考にさせていただきながら、一緒に知恵を出していくという体制をつくっていききたいと思っておりますので、よろしく願います。（発言する者あり）

○福井委員 余り最初からいい答弁をされてもあれですけれども。来週、国土強靱化基本法を提出させていただいて、二週間後には、南海トラフ由来の巨大地震、巨大津波対策特別措置法なるものを、三重県も対象になりますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

お待たせしました、古川大臣。

資料四は、ちょっと古い、古川大臣が会議で提出された、三兆から十五兆円というときのデータです。先日、十兆円というデータを示されました。とにかく、GDPギャップがあるんだ。そして、その十五兆が十兆になったけれども、今後どうなるかという見通し、なかなかこの場では言いづらくもありませんけれども、言いづらくところを、のりを越えて、ぜひ、GDPギャップについて、古川大臣の御答弁をお願いしたいと思います。

○古川国務大臣 お答えいたします。

GDPギャップにつきましては、今委員の方から御指摘ございましたように、足元の二〇一二年の一月―三月期では、潜在GDP比マイナス二・二％程度、金額では十兆円程度、そういう試算になっております。このGDPギャップは、リーマン・ショック後、マイナス七・九％程度まで拡大をしましたが、その後は、震災による影響を受けながらも、経済状況の改善に伴い縮小してきておりまして、ぜひこういう傾向が続いていくように私どもとしても期待をしたいと思いますし、そうなるように私どもも政策運営をやってまいりたいと思っております。

具体的には、このGDPギャップ縮小の観点から、平成二十三年、累次にわたる補正予算に盛り込まれた施策を行っておりますし、さらには、平成二十四年度予算、これの迅速かつ着実な実行に努めているところでございます。さらには、やや長い目で見て、経済の持続的な成長を実現していくために、今復興需要がこの景気回復に大変資しているわけでございますけれども、こうした復興需要というのは公的需要が中心でございますから、そうしたもののから民間需要主導の経済への円滑な移行を図っていく、このことによってGDPギャップを縮小させていききたいというふうに考えております。

○福井委員 ありがとうございます。ティンバーゲンの定理というのがあんだそうでございます、独立したX軸、Y軸、Z軸とあ

るかもしれませんが、デフレ対策と、それから社会保障と税の一体改革というのはまさに直交する問題であり、それを解く施策も直交していんだというか、独立しなければならぬというのがティンバーゲンの定理でございます。

今、三％だったから十五兆円、二％だったから十兆円。いずれにしても、この三年か二年で回復をしなければならぬ、それをゼロにしなければならぬというふうに私たちは思っていますので、そのデフレギャップの解消のために何をしなければならぬか、一体ほかどんな手があるのか。それは、有効需要の創造、公共事業でそれを埋めていくしかないんじゃないか。

しかもそれは、無駄をするんじゃないで、まさに迫りくる、クリッピングじゃなくて、今まさにそこに存在する危機に対処するための防災・減災対策、避難する場所をつくる、人の命を救う。そして、中川防災大臣がごらんになった、避難を拒否する人が出てくるのを、首長はこれだけは勘弁してほしいとさえ思っているんですよ。三十四・四メートルが来る、もうええわ、どうぞ逃げられる人は逃げてください、私たちは逃げないというふうに、避難しない人、避難を拒否する人、これを救うというのが私たちの政治の役目だと思うんですね。一人もそういう避難拒否者を出さない。

そのために要るお金というのは、先ほど言いましたように山ほどあるわけですし、このティンバーゲンの定理もある。

だから、独立して、社会保障と税の一体改革は税の一体改革、デフレ対策はデフレ対策ということで、公共事業の十年で二百兆円、もちろんソフトも含めて、安住大臣の高い志と大きなお人柄でぜひお認めをいただきたいと思います。

そのアナロジーがあるんですね。

防災担当大臣から御答弁いただきたいんですけども、資料五をごらんいただくと、今世界で一番人気のある、ダボス会議で一番人気のある、二年連続ナンバーワンのキャメロンが何で人気があるかという、緊縮財政だからです。緊縮財政を

しているから人気がある。

しかし、今やっていることは、こんなことをやっているんですね。ナショナル・インフラストラクチャー・プラン二〇一というので、高速道路をつくりましょう、エネルギー開発しましょう、情報通信やりましょう、廃棄物処理やりましょう、上下水道やりましょう、洪水対策やりましょう、知的財産やりましょう。大きなお金を使いますよというところで、国家インフラ整備計画というのをやっている。

この資料にはありませんが、解説として、インフラネットワークは経済を支えるバックボーンであり、成長と生産性を支える上での重要な要素である。イギリスは、過去数百年間の歴史を通じて広範囲に充実したインフラを整備してきたけれども、これまではネットワークに関してばらばらだった、個別対応的であった。これを反省した。ばらばらだった、フラグメンティッドだった、それでリアクティブだったというふうに反省をしたわけですね。

なので、国際競争力を確保する上でも、今までの対応を反省して、ダイナミックな経済を支えるに足るインフラを戦略的にネットワークとして整備しよう。

その結果がこれなんですよ。財政再建は財政再建、だけれどもインフラ整備はインフラ整備。これはイギリスでやっているじゃありませんかということなんですね。これは現実なんです。

これを見て、そして資料六を見ていただきますと、今、日本でも現実としてやっているのが、日本の港の格を実現するための防災対策、そして耐震を強化した堤防、そしてバースをつくろうとしているわけですね。神戸でこれだけ減って、大きな船がもう立ち寄らなくなつたんです。回復すべきは、コンテナの数もそうですけども、港の品格なんですよ、港の格なんです。それを回復しなきゃ日本の企業はますます出ていく。それを食い止めなきゃ一体何してるんや、こう言われるわけですね。

道路はもういいですね、資料七にあります。

日本の今までのインフラの志、これをぜひ理解していただいた上で、しかも、このイギリスのアナロジーを見て、中川大臣から御決意をぜひ御紹介いただきたいと思っています。

○中川国務大臣 復興計画の中で、強靱なというその意味合いは、事前に整備をしていくということ、これも一つあるでしょうが、もう一方で、レジリエントとさっき言われましたが、いわば起き上がってくる、やられてももう一回起き上がってきて頑張っていくんだという、その力をつくり上げていく、そういう意味もあるんだろうと思います。

日本は今どういう状況かというと、やはり東日本の大震災を受けて、あの地域を復興していくことによって日本の元気を牽引していくぐらい、そういう戦略を立てていくというさなかにあるんだと思うんですね。そういう意味では、財源的にも十九兆円という特別の財源がその中にある、そこから全てが始まっていくことだと思っています。

私も、それを全国にどう展開していくかという考え方の中で、それでは財源をどうするんだということがあると思うんですが、まずは東日本の復興ということ、これを優先的にしていきますか、第一義的に考えながら次の戦略をつくっていくということであろうかと思しますので、その点についても、よろしく御協力をいただくようお願い申し上げます。

○福井委員 時間があと二分ありますので、最後の質問を同じ中川大臣にさせていただきます。

BCP計画というのが最近はやりでございまして。いろいろな法人が、企業が、工場が、その企業活動が継続できるように、どんな地震が来ても、どんな津波が来ても継続できるように、バックアップがあり、あるいはその場所が強靱であるというの、今それぞれの企業に課せられた命題であります。この国土強靱化基本法では、国がそれをグリッブする、国が責任を持つ。もう企業企

業が勝手にやるんじゃないで、国が全体を統括し、そして責任を持つということにしたい。

そして、今、日本に欠けているのは国家機能ですね。ここでもし全員が死んだらどうなるのか。順番が決まっています。知事とか市町村長は総務部長から順番がもう決まっていますのでいいんですけれども、国家機能というのは余りにあつてからんとしているというのが、いまだにそういう状態が続いています。

アメリカが二〇〇七年に、国家継続政策ということで、ナショナルな、ビジネスコンティニュイティーのポリシーというのを打ち立てました。アメリカにあつて日本にないのはこなんですね。ナショナルの、国家機能の持続、コンティニュイティストラテジーというのをすぐくらぬといけないというのが今課せられた私たちの命題でございますので、そのところに対する中川大臣の御所見を伺いたいと思います。

○中川国務大臣 重要な点を御指摘いただいたというふうに思います。

民間では、目標が、大企業ではほぼ全てに対してBCPを入れる、それから中堅企業で五〇％というところで、今鋭意進めておまして、大分進んできています。大企業で既に七二％にBCPが入ってきています。それから中堅企業で三六％というところで、この辺、底上げをしていくという努力をしていきたいと思うんです。

それから、中央、我々の足元の省庁、それから首都機能等々含めての問題であります。今、各府省庁の業務継続計画について、非常時優先業務の選定に当たって準拠すべき指針、非常時優先業務に必要な職員の確保、庁舎が被災した場合を想定して、東京圏内外における代替施設、バックアップの施設、これについて検討すべく、対策の委員会を局長級で持ちまして、話を詰めているというところでございます。

○福井委員 時間が参りましたので、これから国土強靱化をよろしくお願い申し上げます。

問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○中野委員長 これにて福井君の質疑は終了しました。

次に、遠藤乙彦君。

○遠藤乙彦委員 公明党の遠藤乙彦でございます。

大変長時間にわたる審議で、委員長、委員の皆様、また閣僚の皆様、大変お疲れかと思っておりますけれども、よろしく願います。あしたで六十三時間ということだそうでありまして、まだまだ続くかと思いますが、どうかよろしく願ひ申し上げます。

私からは、きょうは消費税がメインテーマということですが、各論に入る前に、まず、我が国の社会保障の将来像、これをどう閣僚の皆様は考えているのかということですね。

特に、高福祉・高負担、中福祉・中負担か、あるいは低福祉・低負担か、あるいはその中間的な形態もあるかと思いますが、例えば、北欧なんかの国々は明らかに高福祉・高負担、アメリカなんかは多分、低福祉・低負担と言ってもいいかもしれません、いろいろなバリエーションがあるかと思ひます。

我が国の場合、今後どのような形のそういった社会保障を目指していくのか、その哲学、ビジョンを簡潔にお答えいただきたい。まず、これは岡田副総理にお聞きします。

○岡田国務大臣 今委員御指摘の北欧の高福祉・高負担、なかなかそこまではいけないのではないかと。しかし、アメリカのようなそういった社会保障にはしたくないという意味では、私は、かなりの国民の多くがやはり中福祉・中負担というか、中という言葉自身が非常に曖昧ではありますが、北欧型でもないしアメリカ型でもないというふうには思っておられるのではないかと思います。

そこで、予算に限られて中福祉・中負担というときに、やはり大事なことは効率ということであって、無駄のない、より品質の高い、そういう

福祉が、社会保障が供給されるようにやっていかなければいけない。中福祉・中負担だけれども、同時に高い効率ということではないかと思ひます。

○遠藤乙彦委員 同じ質問、小宮山大臣、お願いします。

○小宮山国務大臣 日本の社会保障制度は、国民皆年金、皆保険といった、先進国の中でもすぐれた機能は持っていると思ひます。ただ、おっしゃる北欧のような高福祉ではありませんし、高か中か低かといえば、中福祉というのが水準だと思ひます。

一方で、社会保障の負担を見ますと、これは低負担と言ってもいい部分があるのではないかと思ひます。これから、まだ不十分だとは言われておりますけれども、何とか社会保障を充実し、そして重点化、効率化もしていく中で、中規模だけれども高機能な社会福祉というものを目指していければというふうには思ひます。

○遠藤乙彦委員 同じく、安住大臣、お願いします。

○安住国務大臣 どうも御苦労さまです。やはり、国民負担率はそんなに高いわけではございませんから、それに比べれば、これまで長年、戦後、特に昭和の終わりから平成にかけて介護などなかもさちとやってきましたから、今、小宮山大臣がおっしゃるように、低負担であることは間違いなくと思ひます。しかし、クオリティーの高い年金、医療、介護のサービスは維持しているのではないかと思ひます。ただ、それがひずみとなっておりまして、そこはやはり税財源をしっかりと確保させていただいて、機能維持をしつかりしていきたいと思ひます。

○遠藤乙彦委員 おおむね中福祉・中負担、あるいは中福祉・高機能といった言葉が出ましたけれども、大体のイメージは理解したつもりでございます。

そこで、一体改革は大変重大なテーマでありまして、これはどの党にとっても本気で真剣に取り

組まなければならないテーマであることは当然です。社会保障の充実をどうするか、その財源をどう手配するか、極めて重大であります。我々としても、非常に重大なテーマでありますし、また、消費税の問題も避けて通ることはできないと思ひは共通でございます。

ただし、今の民主党案、政府案というのが、どうしても増税ありきというのが先に出ておまして、拙速、拙劣、国民の思いというものを果たして本当に十分に理解しているのか、あるいはまた、景気、経済の実態というものに十分な配慮をしているか、極めて疑問でありまして、そういった意味で、私どもは五つの、いわば条件といひますか点を提示して、これらが十分に満たされていらないということで今議論をしているわけでありまして、

そこで各論へ入ってまいりますが、社会保障目的の税化、これはもう、大綱それから政府案でもそういう方向が出ておりますが、この厳密な意味について伺っていきたくと思ひます。

これは、いろいろなふうな解釈をされておりますが、基本的には、私は二つの考え方がありと思ひます。

一つは、消費税と社会保障を一対一対応に考えて、消費税の財源の範囲で社会保障をやっていく、あるいは、社会保障をやるには全て消費税でカバーして、必要ならば消費税を上げていくといった独立採算的な考え方、これを律しようという考え方、一つあるかと思ひます。それをいわばA案とすれば、もう一つの考え方は、国民の理解を得ていくためにも、消費税は全額社会保障に充当する、しかし、それでも足らざるところは一般財源もしっかりと活用して必要な社会保障をやっていく、この考え方をB案といたしますと、今後、民主党の考え方としてはどちらの考え方が、そこから辺を明確にお答えいただければと思ひます。

○安住国務大臣 AかBかと言われれば、間違いなくBでございます。

目的税の定義のことは、午前中、大野先生との

議論にもありましたけれども、やはり一番大事なことは、国民の皆さんにいかんか透明性を確保していくかということだと思ひますね。お支払いになったものがどう使われるかということは、復興の例で例えさせていただきますと、復興についても、所得税を上げさせていただきましたけれども、これは復興に充てるんだということがより明確になりましたので、国民の皆さんは御理解いただいたと思ひます。

消費税については、ただし、A案の話でいえば、本来の目的税はそうかもしれないですね。しかし、これは受益が全国民であるということから、それをもつてすれば、では、足らず前ほど消費税でやるかというところではございませぬ。ここは、先生おっしゃる通りに、広く、いろいろなものを工夫しながら、足りないものはまた賄っていくという考え方に立てば、B案ということになると思ひます。

○遠藤乙彦委員 今大臣から、B案、すなわち、消費税は全て社会保障に充当する、そして足らざる部分は他の財源も充当していくということを確認におっしゃっていただきました。これは、ある意味では私どもの理解と共通だろうと思ひます。

やはり社会保障は極めて重大なテーマでありまして、既に百七兆ぐらいの社会保障給付があつて、最大の項目、特に年金、介護、医療、子育て、あるいは将来的には、若者の自立支援等も含めて、大変重要なセーフティーネット構築でありますので、私は人間の安全保障という観点から、そういった考え方が必要かと思ひます。特に、憲法二十五条ですか、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」また、そのために、国は、社会保障、公衆衛生等をしつかりやらなくちゃいけないと書いてありますので、まさに憲法の精神からいっても、目的税の考え方は今のB案でいくことが大事だと思ひます。これは、この点は評価をしたいと思ひます。

続いて、社会保障の特別会計化ですね。これは、

どうも、今までの議論では、何となく否定的なニュアンスに感じております。

確かに、特別会計をつくるということについては、行政改革の観点から問題が多いということでは、行政改革の観点から問題が多いということでは、原則的には特別会計はほとんど整理をしていくという方針が出されておことはよく承知をいたしておりますが、ただ、先ほど大臣の答弁にあったように、国民にいかにかわりやすくするかということが非常に重要なポイントであります。

特に、社会保障は国民全体の最大関心事項であって、国民にとってわかりやすい、どういう給付が行われ、またどういう財源が使われているのか、明確に全体像が国民にとって理解できるということが非常に重要でありまして、今の実際の社会保障の予算組みは極めてわかりにくくて、どこがどうなっているか負担しているのか全くわからないシステムになっております。

そういった意味で、国民の理解を得ていく、そういった政治的な重要性から考えても、社会保障については特別会計化をして、特に国会でも重点的にむしる審議をしていくべきだと考えておりますが、この点について、安住大臣、いかがでしょうか。

○安住国務大臣 先生の御主張も一つの考え方だと思います。ただし、問題は、最大の歳出項目をそのまま、言ってみれば特別会計にして本当にいいのかという議論はあると私は思います。

それからもう一方で、四経費以外も、言葉は悪いですが、全部入れ込んで、ぶち込みますね。逆に、四経費がどう使われているか不明確になることだってあり得ると思います。いずれ、プラス、マイナスはあります。

それから、もう一つ考えないといけないのは、やはり保険料ですね。保険料とこの税の負担。

そういう意味では、さまざまな組み合わせでこれは成り立っているわけですから、自己完結型の特別会計というわけにはなかなかないかなので、もしそういう考えをとるとすれば、今までにないいわば知恵と工夫が必要だというふうに思いま

す。

○遠藤(乙)委員 私も今、大体同じような問題意識を持っておりまして、確かに一般会計の最も大きなウエートですから、一般会計の中から外すわけにはいかないだろう。しかしながら、それは残しつつ、逆に全く新しい発想で、社会保障そのものがどういう負担の構造なり、またどういう給付になっているか、わかりやすくするために、ちよつと特別会計という言葉は適切でないかもしれませんが、そういう新しい概念で社会保障の仕組みをきちんと教えていくことが必要じゃないかと思っております。ぜひこの点も今後検討していただきたいと思っております。私は、単純に特別会計がいいということをやったわけじゃありません。国民にわかりやすく社会保障というものを理解してもらいためにどうしたらいいかということの一つの検討課題として、全くユニークな、そういう一つの見える化、社会保障全体の見える化を図るという工夫、イノベーションがあってもいいのではないかと考えております。ぜひこの点は御検討いただきたいと思っております。

(委員長退席、古本委員長代理着席)

○安住国務大臣 私も、一つ言えることは、国民の皆さんは意外と、窓口で御負担はいただいているにもかかわらず、公費負担や税の投入が幾らかということに対して、逆に言えば、社会保障全体の国の予算を俯瞰して見るということを理解するのがなかなか難しかったと思うんですね。

だから、そういう意味での見える化をどうするかということとは十分重要な視点だと思いますので、いずれ、特別会計というよりは社会保障全体をどういうふう国民の皆さんに理解いただくかということについては、しっかりと努力をしていきたいというふうに思います。

○遠藤(乙)委員 非常に御理解をいただいて感謝をいたします。

特に、医療なんかでも、窓口で払っているだけではなかなか、実際に費用負担がどうなっているか、多くの方々は保険によってわからないわけ

です。例えば、盲腸だって手術に数百万かかりますし、胃がんだったら数千万かかるでしょうし、いわゆる透視なんかだつたら月五十万から百万かかりますからね。

そういった高額医療については、やはり実際にかかる方も、それだけ多くの方々の保険負担あるいは公費負担等で成り立っているということを理解していただくことも大変大事なことでありまして、そういった意味で、社会保障をできるだけ個々の国民の方にも見える化をどうするかということ、ぜひとも今後の検討課題として進めていただければと思っております。

続いて、今後、その他の議論が決着をして、消費税が上がっていくと仮定した場合の低所得層対策、逆進性対策でございますね。これはよく軽減税率が給付つき税額控除かということで今議論が行われておりまして、どうも政府案は給付つき税額控除を中心に考えているというふうに理解をいたしております。

私も、理論的に考えると、経済学的に考えると、給付つき税額控除は非常にすぐれている。ゆがみがないし、また理論的にはすっきりしているというところであって、確かに、頭で考えるとこれはすぐれていると思うんですが、しかしながら、実際的な、これを執行していく段階のさまざまな実際のインフラ整備の問題、マイナンバーとかあるいは国税庁の人員の強化とか、また、不正なあれをどう対処していくか等について、いろいろな問題が実は存在をしております。

逆に、軽減税率は、既に付加価値税の先進地域であるヨーロッパではこれが基本になっております。

例えば、お配りした資料の資料一を見ていただきますと、これは国会図書館がつくった資料でございますが、各国の付加価値税と軽減税率の具体的な表になっておりまして、いわばEUは、基本的には軽減税率、複数税率の制度をとっております。特に、食料品については、ゼロ税率、軽減税率あるいは非課税といった形で、非常に社会政策

的な配慮をしているわけでありまして。それから、カナダの場合は、いわゆる税額控除をやっておりますが、食料品についてはゼロ税率ということをやつて、やはりこの軽減税率の考え方も併用しているということでもあります。

こういったことを見ると、いわゆる軽減税率方式が、合理的に品目を絞るのは難しいとか事務負担が大変だとか、いろいろあるかもしれませんが、実際にはやっておりますのでやれないわけがないし、また、ヨーロッパ諸国がこういったことをむしろやっているということは非常に参考になります。

特に、私は、国民の現場の感覚からいいますと、やはり軽減税率の方が心理的な負担が少ないんだらうというふうに思うんですね。やはり現場の声を聞きますと、ネギ一本買つても消費税、魚一匹買つても消費税となれば非常に痛み感が強い。

したがって、標準税率で、最終的に控除で返ってくるというように言うても、なかなかそれは、個々の買い物のために非常に負担感があって、特に食料品に高い税率がかかると、これは非常に抵抗感がある。現場の皮膚感覚でいうと、やはりこの軽減税率、特に食料品等については、そういったことを配慮することが極めて政治的に重要なことであることがありまして、こういう問題、ぜひとも今後国民の間によく調査をし、意見を聞いていかないと、単に頭の上で、机上の空論で考えると、これは非常に厳しいことになるというふうに考えるわけでありまして。

また、カナダなんかの場合には、特に確定申告、ほとんど七五%以上が確定申告をしております。日本の場合にはたしか一八%ぐらいだと思います。カナダ、成人のほとんどが確定申告をするというふうな国ですと、非常にこういう給付つき税額控除はやりやすいけれども、日本みたいな、そういった確定申告が十分でないような国、また、国税庁の比率を見ても、カナダの場合には、人口比でいくと、たしか日本の三倍以上の人員が配置

をされておまして、これからそれだけ人員をふやすことは非常に無理な話であります。

そういった点の具体的な実施の体制を考えても、やはり非常に問題があるということを描いたと思いますので、低所得層対策あるいはまた逆進性対策については、よく各国の実情あるいは国民の意見等も聞いた上で、ぜひこれは検討していただきたいということをお願いしておきたいと思っております。(発言する者あり)では、答弁をお願いします。

○安住国務大臣 公明党の先生方から何度か、私も、遠藤先生の上司の先生からもいろいろ御指導いただいたて、軽減税率もいいんじゃないかという御指摘をいただいております。国対委員長からものです。

ただ、問題は、今先生からもお話があつて、それぞれ一長一短あります。軽減税率も、標準税率とかいろいろ見ると、やはり高い税でかけているところが多いのと、ゼロ税率の話がありました。私が報告を聞いている範囲では、イギリスでは逆にそれが問題になっていて、ゼロ税率をやはり上げるべきではないかという意見がかなり出ているというふうにも聞いておりますので、軽減税率もなかなか、いろいろ議論をしていくと難しい問題はあるだろうなと思ひます。

ですから、今回は、私どもとしては、給付つき税額控除という話をこの基本的な設計に持つてきました。

精度のことで、資産部分をちゃんと把握できるのかとか、そういう意見もございまして、精度は高めていきたいと思ひますが、今後、では軽減税率について全く検討しないのか、勉強しないのかということについては、いろいろな御提言もありますので、そういう点では、見える化ということでおっしゃっているんだと思うんですね。ネギ一本、お米を買ったり何を買ったときに、これはかかっていませんよという見える化が大事だという御指摘でしょうから、そういうことが実際に具体的にどこまで、逆に言えば税の侵食をす

のかとか、そういうことをやはりいろいろ研究をして、課題が克服できるかどうか検討させてもらおうと思つております。

○遠藤(乙)委員 それからあと、個別の品目、食料とか医療、教育、あと住宅、不動産ですね、これは一生に一回の非常に大きな買い物だった、それにこの標準税率がかつたら、これは大変な負担になるわけですね。あるいはまた公共料金、こういったものにきめ細かい配慮をしないと、やはりこの負担感というのは非常に大きくて、消費を冷やすことになるだろうと。

こういったものに対しては、今後どういう配慮をしていくつもりですか。

○安住国務大臣 今でも、御存じのとおり、例えば土地、不動産、医療とか、それから今言った教育ですね、例えば火葬とか埋葬料もそうだけれども、さまざま、診療報酬等についても非課税の部分ではございます。そういう意味での政策的配慮というのは今後も同等に継続していきたいと思つておりますが、基本は、やはり単一税率で10%ということにしながら、国民の皆さんの生活の中で著しく消費税が上がったことによるしわ寄せがないような配慮というのは十分していきたいと思つております。

○遠藤(乙)委員 いずれにしても、国民の負担感には非常に大きなものがあつて、やはり、いきなり消費税増税ありきということと非常に問題があるということをお願いしたいわけですので、よくこの点は慎重に調査し、いろいろな意見を聞いて検討していただければと思つております。

それからもう一つ、消費税の経済への影響という視点で、資料二と三を準備させていただきました。いずれも国会図書館の作成でございますが、資料二の方は、消費税の税率と経済成長率が影響があるかどうかということ、それから資料三の方は、引き上げたときに、景気にあるいは消費需要にどのような影響を及ぼしているかということを表にしてみました。中長期的な経済

成長率でいうと、消費税の高い低い基本的に関係ない、中立的だということと言えるわけであり

ます。

ただ、問題なのは、例えばスウェーデンなんか非常に高いけれども、二五%もあるけれども、成長率は高い。日本なんかは低い、五%だけれども、非常にマイナス成長みたいところがあつて、相関関係は、一旦消費税が定着してしまえば、経済成長率というのは中立的ということが言えるわけであり

ます。

他方、問題なのは、短期的な景気への影響でありまして、資料三で見えていただくと、付加価値税を引き上げたときのその数年間のあれを見てみると、確実にGDPが落ちており、また民間消費が落ち込んでおりまして、明らかに、そういった短期的な衝撃というものは景気には必ずあるということが言えるわけであり

ます。

これから見ると、今の日本のこんなに深刻なデフレ不況、円高不況の中で、本当に中小企業もさまざま、商店街等があつておぼろげなところ

で、そこで消費税を引き上げることが果たして適切かと。これはもう野党こそつてこういふことを指摘しておりますし、民主党の党内でもそういった指摘が非常に強いわけでありまして、これは決してそういった政局ではなくて、本場に現場の声として、こういった日本の今の現状において消費税を上げることがどうかということは、

まさに満ち満ちているわけであり

ます。

強いて言えば、例えて言えば、重病人に冷たい水をかけたり冷たい空気にさらすようなものであつて、必ず経済をさらに腰折れさせていくのは間違いないということでありまして、そういったことを考えると、やはりまず景気回復が大前提ということになると思うわけであり

ますが、この点につきまして、これは大臣ですかね。

○岡田国務大臣 遠藤委員の御心配もよくわかります。そういう指摘は、ある意味では我々も共有するところであり

ます。

ただ一方、では過去を振り返って、いつがチャ

ンスだったのか。私は、そういう観点で見れば一回しかなかった、小泉政権のときの二〇〇四年あたりからの成長期。あとはずっと日本経済は調子が悪かつたわけ

です。

ですから、結局、それはずっとできないことになりかねないということ、私はやはり、よほどの状況の変化があればそのときはストップをかけることができる、そういう仕組みはビルトインされておりますので、一方で、成長戦略によって経済成長をこれから図りつつ同時にやっていく、そういうことだと思ひ

ます。

多少リスクはありますけれども、それを乗り越えてやっていかないとさらに大きなリスクが待っている、つまり財政的にやっていけなくなる、そういうことだと思つて

おります。

○遠藤(乙)委員 これは、最も大きな論点の一つとして、今後本気で議論する必要があると思つて

おります。

我々としては防災・減災ニューディールというのを出し、また、自民党さんも先ほど、国土強靱化計画を出し、同じ発想に立つて、もしやるのであれば本格的な景気対策を打つて、それからだというのが基本認識でありまして、これは非常に重要な、譲ることのできない論点でありますので、ぜひ今後ともしっかりと議論をしていきたいと思つて

おります。

続いて、成長戦略の問題に移りたいと思ひます。これは、今の一体改革の問題、いわば強い財政と強い社会保障をつくるかという問題意識だと思います。民主党の成長戦略の中にも、強い経済、強い財政、強い社会保障ということが提起してありまして、私は、問題提起としては妥当だと思つて

おります。

ただ、どうやってソリューションをちゃんとつくるかということ、これは極めて難しい話であつて、強い財政と強い社会保障の次元だけで幾ら議論しても、真の意味で持続可能なシステムはつくれない。多分それは、どこかでまた行き詰まるということだと思つて

おります。

基本的

には成長戦略をしつかりやって、十分な経済の活性化、成長、そしてまたもう一つは、人口、出生率の回復といったことも含めていかないと、この社会保障の問題自体が長期的に持続可能でなくなる、これは共通の理解だと思っております。

そういった意味で、どうやって強い経済、強い財政、強い社会保障を、いわば三位一体の形で現実的な、実効的なソリューションをつくるかという問題があるわけでありまして、この点につきましても、民主党はどうも成長戦略が弱いと言われておりますけれども、この点はぜひとも重要なテーマであります。したがって、まずこの点につきましても、古川大臣、御担当だと思しますので、どうやってソリューションをつくっていくかということをお答えください。

○古川国務大臣 お答えいたします。

ちょうど二年前に新成長戦略を閣議決定した。同じ日に、財政運営戦略も閣議決定をさせていただきました。

まさに、私どもは、経済成長と財政規律をきちんと維持していく、やはりこれは、今日日本が直面しているさまざまな課題の中で、車の両輪としてやっていかなきゃいけない問題だというふうに位置づけていたからでございます。

その中で、新成長戦略の考え方は、これは委員もよく、後でも御質問が出てくると思いますが、イノベーションの話は、委員とは科技イノベーション特でもやらせていただきましたけれども、重要性を認識しておられると思います。

今、日本も、そして世界も、歴史的な大変大きな構造転換を求められている時期にある。従来の産業構造も含め、人口構成も、特に先進国を中心に高齢化が進み、日本はそれだけじゃなくて人口も減少している、そういう大きな社会変革が起きている中で、産業構造も大胆に転換をしていかなければいけない。

ですから、人も、従来いる企業などから、新しい創業や起業を促して、そういうところに移っていく。しかし、従来のところにいる人たちが新たな

なことにチャレンジするには、当然リスクが伴います。そのリスクを少しでも軽減して、新しいことにチャレンジする勇気を起こすためにはどうしたらいいか。やはり、社会保障を中心とするセーフティネットがきちんとかかれていますことによって、新しいことにチャレンジする勇気も出てくる。だからこそ、社会保障をきちんと安定化させるということが重要であると考えたわけであります。

だからこそ、新しい成長を目指すためには、新たな分野にチャレンジしてイノベーションを起こすような人たちがいるいは企業をふやしていくかなきゃいけない。しかし、そうしたリスクをとるような人たちが企業をふやしていくためには、セーフティネットの整備も必要である。そうしたことをやっていくことによって結果的に経済も成長していけば、それは財政にも資するわけでありまして、また、財政の中心は何かといえば、社会保障のところが中心になってくる。その三位一体に、これを実現しようということでこれまで取り組んできたわけであります。

したがって、私ども、今この委員会で御審議いただいております社会保障と税の一体改革と同時に、総理も、消費税の引き上げをお願いさせていただくところまでの二年間は日本経済の再生に専念をしていくんだ、集中して取り組むんだと。今、新成長戦略を昨年の震災や原発事故を踏まえて再設計、再強化する日本再生戦略の取りまとめを行っておりますが、こうした取り組みを車の両輪として行っていくことによって、今御指摘もいただきました強い経済、強い財政、強い社会保障を一体的に、有機的に進めてまいりたいというふうに考えております。

○遠藤(乙)委員 御説明はよく聞かれましたけれども、要するに、成長戦略、私もずっと読みましたが、非常にいいことをいっているように見えます。ただ、これはアイデア集なんです。要するに、アイデア集であって、戦略とは言いがたい。要するに、各省のいろいろそれぞれが、お役人さんが

考えた作文をホツキスでとめてあるというだけであって、本当の意味の戦略とは言いがたい。

それからまた、議論が非常に定性的、精神論が多くて、何となく全力を挙げる、何とかを努めるとか、そういう表現ばかりで、要するに精神論であって、戦前の日本の軍と変わらないような、精神論だけで攻めていくという話であって、本当に、定量的な一つの道筋あるいは戦略、工程がほとんどわからないわけですね。これでは、作文集ではあっても戦略とはいえないということであります。

もう少し戦略について言いますと、少なくとも成長戦略として大きな三つの分野があつて、一つはマクロ経済戦略、財政金融ですね、実は最も強力な部分がマクロ経済戦略です。それからもう一つはイノベーション戦略であつて、これはさまざまな潜在的な成長力を高めるいろいろな施策。それからもう一つは対外経済戦略で、例えばTPPとかFTAとかEPAとか、そういったもので国際的な日本の経済成長環境を整える。こういって少なくとも三つの分野について、総合的にこれをやっていかないとだめだというのが私の見解であります。特に、新成長戦略ではマクロ経済戦略がすっぱり抜け落ちていて、一番重要な部分が抜け落ちていくために、定量的な、具体的な目標とか筋道が全然示されないということではないかと思っております。

まず、この点について、総合的な、今の三つの分野のいわば成長戦略を進める必要があるということについて、大臣、どうお考えですか。

○古川国務大臣 まず、抽象的だという御指摘がございましたが、新成長戦略、これは工程表をしっかりとつくって、できるだけ数値目標等を入れて、それをどう実現しているか、そうしたこともチェックしていくということを厳しくこれは二年前に求めました。そして、先日、このフォローアップを行いました。これもかなり厳しく私ども、フォローアップ、チェックをさせていただきました。従来ですと、役所の方は、委員もよくわかり

だと思えますけれども、やりましたと、成果が出なくてもやっていたらそれは丸というふうだったんですけれども、私どもは、ただやっただけではだめで、ちゃんと当初の目的としていた成果が出ているかどうか、成果が出ていなければ、それはやったというところまでまだ言えない、そういうかなり厳しい見方をさせていただいております。

そして、今回のフォローアップの中でも、もう少しきちんと具体的な数値や何かを、目標を立てた方がいいものとかを、もっとちゃんと示せということも今後厳しく指摘をしていって、今度とめる日本再生戦略の中では、できるだけ、具体的な数値も入れて、工程表をつくって、それをきちんと毎年フォローしていくような、そういう形にしたいというふうに思っております。

また、マクロ経済戦略、そしてイノベーション戦略、対外経済戦略の総合戦略というお話がございました。

これは、私が今全体、経済財政部門の担当大臣であつたりとか、科学技術担当大臣であつたりとか、国家戦略担当大臣であつたりとかいうことではあります。それぞれ部局は、スタッフは分かれておりますけれども、しかし、それを総合的に私のところでまとめて、しかも、これを国家戦略会議において日本再生戦略という形で一体としてまとめていく、そうした作業をいたしております。

マクロのところでも申し上げても、これは新成長戦略の中で、二〇二〇年度までの年平均で、名目三％程度、実質二％程度の成長というのを政策努力の目標として明確に掲げております。今後とも、それぞれがばらばらではなくて、私のもとで、そして国家戦略会議のもとで、マクロ、イノベーション、そして対外経済、そうした戦略を総合的にまとめて、そのないような形で実行に移して、そして実行に移すだけではなくて、しっかりとそのフォローアップも行つてまいりたいというふうに思っております。

○遠藤(乙)委員 御説明は伺いましたが、やはり相変わらず精神論ということだと思えます。

それで、先般のキャンペーン・デービッド・サミットでも非常に重要なメッセージが出ました。要するに、単なる財政再建、緊縮策だけでは不十分で、やはり成長と雇用と両立をするものでなければならぬ。これはもう世界じゅうがそれを実際に示したと思います。フランスの政権交代あるいはギリシャの選挙の結果を見ても、最も国民が求めているものは雇用であり、成長なんだ。それなくして、単純に財政再建あるいは緊縮だけでは国民が受け入れないということでありまして、このサミットのメッセージは、オバマ大統領の大統領選を目指しての一つの思惑もあるかもしれないけれども、それを割り引いたとしても、極めて重大な、世界全体の国民のメッセージであるという受けとめが必要ではないかと思っております。

特に、マクロ経済、経済成長において実は一番の中核を占める分野でありまして、この部分がすっぽりと抜け落ちていくというのを私は非常に危惧しているわけでありまして。また、マクロ経済政策には司令塔がないんだということをよく言われております。かつては経済財政諮問会議というものがありました。そうだったものがなくなってしまうと、今は本当に単なる言葉だけが流れているという話であります。

それで、もう少し踏み込んでいきますと、やはりマクロ経済政策という場合には、これは基本的な目標が幾つあります。まず、十分な、完全雇用に近い雇用の確保、適正な成長の維持、物価の安定、それから為替レートの適切な水準の維持、少なくともこれはどんな教科書にも書いてあるわけであって、先進国の中では必ず何らかの形で法律の中に書き込まれているわけでありまして。

例えば、アメリカでも、FRBの一番のトップには最大雇用が来ているわけでありまして、日銀の場合には物価安定しかありませんけれども、最大雇用が一番重要なFRBの目標だということが出ております。それからEUでも、基本条約の中でこういった項目、あと産業政策であるとかいろいろなことを含めてきちっと整理をしておいて、

法的なものとして明示しております。

ところが、我が国の場合は、成長とか雇用といったことは出てこないんです。例えば、マクロ政策を握っている財務省、財政金融政策を握っているわけでありまして、財務省設置法の中には、健全財政の維持とか税制の公正といったことは書いてあるけれども、雇用とか成長はどこにも書いてありません。だから、どうしても財務省が主導する経済政策の場合には財政再建が主導になってしまっていて、成長とか雇用といったものをどう達成していくかということについて総合的な戦略がやはり不十分ではないかというふうに思うわけであり

ます。そういう意味では、これからの成長戦略を考えていく場合には、やはりこれを、適正な成長、それから十分な雇用機会、あるいは物価の安定、為替レートの維持等々を含めて、きちっと政府が守るべき目標とすべきものとして法制化すべきだろうと私は思っております。及びそれを実行していく期間を明示するといったことも含めて、法制の整備が必要ではないかと考えておりますが、この点につきましてもいかがでしょうか、古川大臣。

○古川国務大臣　ちよっとその前に、先ほど委員から雇用についてすっぽり抜けているという御指摘がございましたが、これは新成長戦略の中でも、雇用、人材を非常に重要な分野として位置づけておりますし、今も、特に若者の雇用環境は非常に不安定でございます、やはり、未来をつくっていく、次の時代を担っていくのは若者ですから、その若者の雇用に特化した若者の雇用戦略も今まとめていこうとございます。そういう意味では、しっかりとこれをやってまいりたいと思っております。

そして、さまざまな施策をやっている上では、先ほど申し上げました二〇二〇年代までの年平均で名目三％程度、実質二％程度の成長を政策努力の目標とする。これは、日本再生の基本戦略等において閣議決定されておりました、政府全体の行

動の指針として位置づけられております。

また、現在この委員会で御審議をいただいております税法等改正法案の附則第十八条におきましても、この政策努力の目標を示して、デフレ脱却や経済活性化に向けて、こうした望ましい経済成長のあり方に早期に近づくための総合的な施策を実施することを政府の責務といたしております。

そういう意味では、政府としてしっかりこのことを決めて取り組んでおりますし、今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

○遠藤(乙)委員　努力していることはよくわかります。今、非常に雇用が問題、特に若者の雇用が問題であることはよくわかっておりますし、いろいろな政府の報告書で書いてあることはよくわかっておりますが、要するに、私が言いたいことは、目標がきちっと法制化され、各省がそれを達成しなきゃならないという明確な拘束、義務が課されていないというところに問題があるわけであって、やはり、役人の心理からしますと、法律に書いてないことは結局ネグっちゃっていいわけですね。

したがって、内閣がかかるたびにいろいろな報告書が出るけれども、それは作文で終わってしまふ。本当に強制力のある、拘束力のあるもので縛っていくためには、あるいはきちっと目標として与えるために、やはり法制の中にもきちっと書き込んで各省がそれを実現しなきゃいけないという形にしないと、これは実効性がないだろうということを考えております。

そういう意味で、成長戦略を考える場合には、特にマクロ政策が大事であり、その枠組みをきちっと法制化する。例えば、これは今ばつと思いついた話ですが、マクロ経済政策推進基本法のよ

うな形で、そういう目標と組織をしっかりと書き込んで、また各省の分担も書き込むものは書き込んで、きちっと政府全体を拘束する法的な制度が必要だろうというふうに考えておりますので、ぜひとも、これは日本の長いデフレ不況を脱却し、

これからの日本を再建していくためには極めて重要なポイントではないかと私は思っております。特に、失われた二十年でありまして、日本は突出して実は停滞をしております。世界全体は、この二十年間で大きく、約五％以上の平均成長率で伸びておりますし、それからEUやアメリカでも名目で四％以上の平均成長率で伸びている。日本は二％台、実質でいうとほとんどゼロに近いわけでありまして、もしこのままいきますと、つい最近の経団連の報告書でもありますように、二〇五〇年ごろには、悲観シナリオでいくと日本は先進国の地位を脱落する、実はそういった大変厳しい指摘もされているわけでありまして。

これは本当に、党派を超えて、マクロ経済政策のあり方、そしてまたイノベーションや対外経済戦略を含めて、どうしたら日本の持てる可能性を引き出し、グローバルにしっかりと活躍して具体的な成長につながるかということは、これは真剣に考えなければいけないわけでありまして、そういった点、今はまだ極めて不十分であります。この点がなくして単純に増税ということだけでは、ますます事態は悪化するだろう、ますます日本は衰退を早めるだろうというふうな危惧をするものでありまして、ぜひともこの点、しっかりと議論をしていただければと思っております。

それから、防災・減災・ニューディールの件。先ほど少し申し上げましたが、これは非常に定量的な目標を示しております。毎年十兆円規模の公共投資を、特に防災、減災、災害に強い国づくり、またまちづくりのためにしっかりとやっていくということでありまして、向こう十年間にわたって毎年十兆円、十年間で約百兆円規模ということを提案しております。

特に今、三・一一以降は、いかにこの日本列島が大変な地震大国であり津波大国であることか、よく認識したわけでありまして、また三・一一以降、実際の地震発生も十倍以上になっておりますし、いつ首都直下地震あるいは三連動地震が来るかわからないという切迫した状況にあるわけであ

ります。そして、国民の思いは、ぜひともそういった命を守らなさいけないということにあるわけでありまして、これは十分に国民の理解を得られるものであると思います。

また、日本は高度成長期にいろいろなインフラをつくってきましたが、コンクリートの寿命は大体五十年から六十年でありまして、いよいよそういった公共インフラの更新期を迎えるわけでありまして。そういった意味では、更新はもう最低限やらざるを得ないわけでありまして、また、新たな耐震技術を踏まえた、そういった構築もしなければならぬわけでありまして。

そういった意味で、ぜひともこの防災・減災・ニューデールを、国民の命を守る、災害に強い国づくりをするという目的と、それから、今の深刻なデフレ不況を脱却する最も重要な、これはいわば手段としてやることをぜひ検討していただきたいと思っております。

具体的に、毎年十兆円規模ということは、約二％の経済成長になります。日本は約五百兆円弱でありますから、毎年十兆円規模の公共事業をすることとは、約二％の成長率を上乗せすることになります。その他の成長等考えますと、間違いなく三％以上の成長を実現することは明確でありまして、それを十年間続けられれば、しっかりと日本は成長軌道に戻るといってかまいません。そういった意味で、私は成長のターボエンジンだと思っております。ぜひこういったことをやるべきだと思っております。そうすることによって初めて、強い財政と強い社会保障の持続可能性が担保されるだろうというふうに考えるわけでありまして。

そういうことで、先ほど自民党さんからも、こういった、国土強靱化計画、同じ趣旨であると思いますが、されておりますけれども、特に我々の主張する防災・減災・ニューデールについてどのように政府としてはお考えか、お聞きしたいと思っております。

○古川国務大臣 お答えいたします。
御党からは、かねてより、防災対策を含め、経

済財政政策の御提言をいただいております。

政府は、現在、大震災からの復興等、景気の下振れ回避に万全を期すとともに、デフレ脱却に断固として取り組むことをマクロ経済政策運営の基本スタンスとしておりまして、今委員から御指摘があったように、この点においては、御党とお考えは大きな違いはないというふうに思っております。

そして、御党から御提案のあります防災・減災・ニューデールの考え方でございますが、政府としても、現在、学校、病院の耐震化等、約五千八百億円の全国防災、減災対策を含む平成二十三年度第三次補正予算を執行しているところでございまして、また、約四千八百億円の全国防災事業を含む平成二十四年度予算、これも、一日も早く、迅速かつ着実に実行してまいりたいというふうに思っております。こうしたことを行うことが、需給ギャップの縮小を通じてデフレ脱却にも寄与するものというふうに考えております。

また、さらに、ことし四月以降開催しております閣僚級のデフレ脱却等経済状況検討会議におきましては、デフレ脱却に向けて国民の潜在需要を重視するという観点から、住宅等の耐震性強化等を重視すべき政策分野として検討課題の一つに挙げておりますので、今後、御党の御提言等も踏まえつつ、デフレ脱却と経済活性化に向けて、引き続き全力を挙げてまいりたいというふうに考えております。

〔古本委員長代理退席、委員長着席〕

○遠藤（乙）委員 ぜひ強力に、この失われた二十年から脱却するためにも、防災・減災・ニューデールを強力に推進すべきですね。取り組んでいただくことを強く要望しておきます。

それでは、続いて、今度は枝野経済産業大臣にお聞きしたいと思います。
国際競争力という視点から成長戦略というものをちよつと見てみたいと思います。
資料の五をごらんください。
IMDというのはスイスにある国際経営研究所

で、非常に有名な経営の研究所であります。そこがたしか一九九〇年ぐらいから国際競争力の比較を出しておりまして、これは国際的にも非常に有名でございます。特に、これは企業の観点からの企業から見ても好ましいかどうかという視点からの国際競争力ということをやっております。若干企業の見方に偏っておりますけれども、逆にまた非常に参考になるものであります。そういった意味で、この視点からお話をしたいと思っております。

特に、日本は、当初、一九九〇年代初頭においては、国際競争力は一位でした。たしか二、三年ぐらいは一位をキープしておりましたが、その後、急激に低下をしまして、二〇一〇年が二十七位、二〇一一年は二十六位ということで、非常に今低迷をしております。ほかの、シンガポールとか中国とかマレーシアとか韓国等にも抜かれておりまして、企業から見ても、日本が非常に魅力のない国になってきたということが言えるわけであり

ます。
特に、この総合指数を構成するものとして、経済状況、政府効率性、ビジネス効率性、インフラと分けておりまして、この小項目部分で非常に参考になる情報を含んでおりますが、いずれにしても、日本の場合、急速に企業から見ても魅力のない国になってきているということでもあります。特に、このIMD指標は、現時点のものというよりも、中長期的な日本の未来を知る上で非常に参考になるわけでありまして、企業がどんどん退出していく、外国の企業が入ってこないということとを意味するわけでありまして、これは実は、日本の未来予想図に大変暗い影を投げかけている。さっきの経団連の調査もそうでありまして、いろいろな各種の指標が、中長期的に、今のままでいくと、日本の未来予想図は非常に暗いということを示している形でありまして。

そういった意味では、ぜひこの国際競争力をもう一回取り戻していくということが非常に重要ではないかと思っております。

そういった意味で、特に経産大臣から、この総合力、総合指標二十六位、また、いろいろな指標でも非常に低いという状況についてどうお考えか、また、今後国際競争力を高めるためにどう取り組んでいかれるかを含めて、御所見をお伺いしたいと思います。

○枝野国務大臣 御指摘の国際競争力の比較というの、一つの比較ではありますけれども、大変示唆に富んだ、そして深刻に受けとめなければならぬ問題だろうというふうに受けとめております。

そのうち、この資料五にもあります「競争力向上のために望まれること」の一番最初にあります持続可能性への道筋の確保ということについては、まさに当委員会で御議論をいただいているこの問題を解決することだろうというふうに思っております。

それから、二つ目にあります一般的な意味での競争力強化策としては、三年後からの法人実効税率の五％引き下げ、あるいは、主要貿易相手国との高いレベルの経済連携推進、それから、若干ミクロかもしれないですが、国内立地補助金やエコカー補助金などを進めておりますし、また、グローバル企業にとつての投資先としての我が国の魅力を高めるべく、税制上のインセンティブ措置などを講じるアジア拠点化推進法案、それから、事業環境整備等の施策を取りまとめたアジア拠点化・対日投資促進プログラムの実施などに着実に取り組んでいるところでございます。

さらに加えて申し上げれば、やはり、まさに日本の実質的競争力を高めなさいけない、回復をさせなければならぬ、そういったことの意味では、一つは、結局は、日本の財産は人材であるということに思い至りますが、その人材、育てるということも大事ですが、今ある人材が生かされていない。例えば、いわゆるM字カーブに象徴される、女性の力が活用されていない。逆に、日本の国内で統計をとりますと、女性を活用している企業ほど収益力が高い、こういう客観的なデータも出

ています。こうしたことを促していく。それから、例えば、高齢者といっても、六十代ぐらいの高齢者の方は元気でいらつしやいますが、こうした方でいろいろなスキルのある方を生かすことができていない。こうしたことについては、即効性もあると思っておりますので、ここをどうやって人材力を最大活用するかというこのプログラムを今つくっているところでございます。

それからもう一つは、日本にとつての競争力の源泉は、広い意味でのクール・ジャパンだと思っております。ただ、これが、例えば、コンテンツは非常に魅力がありますが、コンテンツだけでは大きなビジネスにならない。それから、地方には、たくさん魅力ある特産品であったり観光資源などがありますが、単品ではなかなか競争力を持たない。こうしたものを、流通であるとかそれから消費財であるとか、さまざまな分野を横断的に結びつけることで潜在力を掘り起こす、こういったことを今推進しております、こうした総合的な施策によつて、この競争力の順位を着実に回復をさせていきたいというふうに思っております。

○遠藤(二)委員 枝野大臣の御所見、私も基本的には同じであります、大変心強く感じた次第であります。

特に、人材の活用、これは本当に大事でありまして、女性とか高齢者も含めて、持てる能力を最大限に活用するような社会システムにするということがまず大事だと思います。

それからさらに、このIMDの報告書を見ると、強み、弱みということが非常に明確に浮かび上がっております。

日本の持つ強みは、特に研究開発能力、科学技術、これはもう圧倒的に強くて、非常にすばらしいというふうな評価がIMDからなされております、これはまさに我々の実感とも共通する。ノーベル賞学者も出ています。また、特に特許件数なんかは、年間三十万件ぐらいありまして、いまだに世界でトップランクにあつて、科学技術能力が極めて高いということがありまして、これは日本の

非常にすばらしい強みです。

逆に、弱みということになりますと、特に起業家精神、これは、全世界、五十九カ国、対象をとつた国の五十九位です。最下位ということでありまして、要するに、非常に国民が職人かたぎとか、あるいは安定志向といえますか、技術には非常にこだわるけれども、安定を志向して、リスクテイクとか、新しいものを立ち上げていく、そういった経営感覚あるいは起業家精神には乏しい。五十九カ国中五十九位という、名譽あるというか、名譽ある地位になっておりますけれども、これが非常に問題。

それからまた、企業から見ても、大学の魅力がない。これは、大学それ自体のやり方はあるんだけれども、企業から見ても、企業のニーズに合った人材育成がない。即戦力として、そういった育成がされていらない。今までは、ブランドで学生をとつて、企業に入つてからオン・ザ・ジョブ・トレーニングでしっかりと訓練をして使っていたわけですが、今はもうその余力がありません。したがつて、企業としては即戦力を使える人材を欲しがっているわけであつて、そういった人材育成には、日本の大学は教育力が非常に欠如しているということを言っているわけです。

また、語学力、これが五十八位。五十九カ国中五十八位でありまして、アジアでも最下位。多分、北朝鮮の次ぐらいに、下から、ブービーだと思ひますけれども、大変に語学力が悪い。

また、経営者の国際感覚が非常に欠けておりまして、こういったことが相まって、今、日本のガラパゴス化をもたらし、世界全体が非常に、七十億の市場が大きく発展し、特に新興国が物すごい勢いで発展しているにもかかわらず、日本がどんだんガラパゴス化をしており、企業関係者も外に目が向かない、学生も留学を全然しなくなつた、温泉とかそういったものが好きで、また、いろいろな国内的なことばかり志向してございまして、全然世界に行かなくなつたということで、このガラパゴス化こそが日本の今の衰退の一つの大

きな理由だと言われております。

そこで、成長戦略ということを見ると、先ほど枝野大臣も言われたように、人材をどう活用するか。女性とか高齢者をどう活用していくか。もう一つは、グローバルな視点から、これにどうもつと力をつけていくかということで、特に国際感覚、それからもう一つは経営感覚、この二つをしつかりともう一度、再教育、再訓練していけば、日本人は非常に優秀ですから、必ず世界でも活躍できると私は思っております。ある意味で成長戦略の最も重要な部分が、これは政府でも取り上げておりますが、グローバル人材の育成、あるいはグローバルリーダーの育成、これこそ最要の国家戦略だという認識をぜひ持っていただきたいと思つております。

そこで、文科大臣に御出席いただいておりますので、なぜ消費税のところに文科大臣かということとを御疑問に思つかも知れませんが、今言つたコンテキストで、消費税の問題を議論していくにも、持続可能な社会保障、経済をつくるためにも、成長戦略が大事だ、その成長戦略の最も大事な部分が人材であり、特にグローバル人材の育成ということが鍵だということで、文科大臣にお越しいただいているわけでありまして。

さつきの中にもありましたように、特に国際感覚、これは、一つは実践的な語学能力と、もう一つは異文化に対する理解、コミュニケーション能力、この二つだと思つておりますが、これが著しく日本人に欠けているということでもあります。

特に語学面では、日本は中学、高校でかなり時間をとつて英語教育をやっているにもかかわらず、全然使えない。アジアで国際会議をやつても、ほかのアジア人はみんな英語でしゃべるのに、日本人だけは通訳をつけて浮いてしまつてゐる。これは、とてもじゃないけれどもグローバルに活躍できるわけがない。ますますガラパゴス化が進行するわけであつて、この語学問題、特に英語の実践的能力というのが実は極めて重大なテーマであると思つております。

そういった意味で、文部大臣には、日本の英語教育の問題点をどのように認識しておられるか、どうやって今後これを改革していくか、この点につきまして、まずお話を伺いたいと思ひます。

○中野委員長 文部科学大臣平野博文君。日本語はどうぞ。

○平野(博)国務大臣 私もドメスティックな人間ですから、日本語で答弁させていただきますと思ひます。

今、遠藤さんから言われたことは、もう私自身も、あらゆる部分についてやはり共通していることは、全て人がやるということでありまして。そういう中であつて、人材の育成、また、これだけ多様化している社会でありますから、いろいろな人材があつて当然だと思ひますし、そういう中で、先ほど御指摘ございました特に語学力、特に英語、こういうことですが、私は、学校教育の中に、英語の学問を教えているわけではない、こういう認識に変えなきゃだめだ、こういうふうに通つております。

特に、これはコミュニケーションをしていくためのツールとして、これはもう我が国の、もちろんベースにありますが、これは日本語をしっかりと学ぶということが大前提であります、それに加えて、やはりこれだけ世界に、グローバル化した時代に共通する言葉のツールとして、日本人が全て持つておく、こういうことの認識が大事であらう、こういうことでございます。

そういう中にありまして、問題点は、そういう観点での教育をしてこなかつたというのが問題点だ、私はかように思つております。読み書きそろばん、そういうところでは英語においてもできるわけですが、コミュニケーションツールとして本当に使える教育になっていない、これが今、私、現実の認識に立つております。

したがいまして、今後、そういう観点での英語の教育のあり方をしっかりと模索し、今の大学入試あるいは中高、もっと小学、そういうところで、本来の共通言語としてのあり方に英語も加えてい

くべきだ、かように考えています。

○遠藤(乙)委員 平野文科大臣の認識は、私も基本的に同じものでございます。

それで、日本の英語教育、何でこんなにだめなのかということなんですが、これは、多分日本の置かれた文歴史的状況を歴史的に見ると、要するに、常に海外先進国、かつては中国、アジア、そして近代では欧米、そういったものの先進文化、技術を取り入れていく、特に文献を通じて、文献情報の解説を通じて取り入れていくということに非常にウエートがかかっておいて、例えば蘭学事始でわかるように、先人は大変な努力をしたわけですが、それでも、基本的に、海外の文献情報、言語情報を徹底的に解説してそれを吸収していくというだけであって、アウトプットは全然考えておりません。外に向かって発信することなど全く考えていない。

また、音声情報のことはほとんど考えていないわけであって、本来、外国語というのは、音声情報と文字情報があって、それを受容する部分と発信する部分があるわけで、要するに四つの分野があって、リスニングとリーディング、それからスピーキングとライティング、四つあるわけです。普通、どこの国もこの四分野を同じバランスで発達させるために、非常にスムーズに語学力が発展するんですが、日本の場合には読解だけ、文法知識と単語を辞書で引いていくだけ、そういう教育であって、自動車の教習に例えますと、法規と構造だけは知識を徹底的に教える。ところが、技能教習はほとんどやらない、路上教習は全然やらない。これでは車を運転できるわけがないわけです。また、語学というのは、スポーツと同じように練習量に比例するわけで、ちゃんといいコーチについて、練習量をどれだけ確保するかによって習得するわけであって、全くその部分が欠けている。単に言語情報、文献を解説していくというだけのやり方がずっともう長年にわたり、中国語も返り点で吸収するだけで発信は全然ないわけで、また、英語も同じようなものであって、こういった

構造がずっと受験制度あるいは学校教育において再生産されてきて、これが今に続いているわけですね。ただ、もうこれがもたなくなつて、本当に日本がグローバル化しなきゃ日本の経済も浮上できないことになりまして、ぜひとも本格的な英語教育の改革が必要になってくると思います。

そこで、具体的な提言として、今のいろいろな、TOEICとかいろいろなテストが非常に盛んでありまして、これは、今の学校教育から何とか脱出せにやいけないということでは皆さんが模索する中でそういったものに飛びついてるんだと思いますが、一番のポイントは、四つの分野、さっきの、聞くこと、読むこと、話すこと、それから書くことですね、この四つの分野をしつかりとバランスをとって発展させるということが大事でありまして、特に韓国なんかは非常にその点は明確な戦略を打ち出しております、ことしから、NEATというんですか、ナショナル・イングリッシュ・アビリティ・テストを既に実行いたしました、大学の入試あるいは公務員の採用にもそれを義務づけております。

日本人は、もともと非常に資格試験好きといいますが、試験好きなものですから、逆に、そういった本当にグローバル化を反映したすぐれた内容のテストあるいは検定試験をつくることによって、それに一生懸命頑張つてもらうことが、実際のグローバル化に役立つようなものであれば、それは非常にいいガイドラインとして作用するわけでありまして、ぜひとも、そういった意味で、文科省がひとつ音頭をとっていただいて、そういう本当にグローバル化の現実に適した検定試験をもっともつと発達させるように努力していただければと思います。

TOEICなんか、一面、非常にいいんですけれども、あれはリスニングとリーディングだけであって、スピーキング、ライティングの分野はありません。したがって、そういった意味で、発信する部分はなかなかまだついておりませんが、高得点をとつても実際には使えない人もいる

わけですね。したがって、もつともっとバランスのとれた検定試験を、ぜひ文科省の主導のもとにしっかりと進めていただければと思っております。

これにつきまして、文部大臣の御所見をお伺いいたします。

○平野(博)国務大臣 今先生から御指摘がありましたが、確かにバランスのとれたものでなければなりません。書くことはできるけれどもしゃべることができないみたいな、これでは何の意味もなさない、こういうふうに思っています。

私も会社生活のときには余りそういう昇級資格はなかったんですが、今、企業においては、TOEICで七百点以上なければ課長に行けないとか、それだけ、この世間、社会もそういう時代になっております。

したがって、文科省におきましてもいろいろな検定制度を後援してまいりました。先生御指摘の、バランスのとれた、そういうものが新たに、民間が今やっておりますが、生まれてくれば、文科省としても積極的にそれは後援あるいは支援をしてまいりたい、かように思っております。

○遠藤(乙)委員 ぜひ、その方向で努力をお願いしたいと思っております。文部省として、海外への留学の拡大、奨学金あるいはバカロレア等で非常に努力されていることは高く評価をしております。ぜひその方向で努力をお願いしたいと思います。

それからもう一点、先般、タンザニアの議長が訪日をされまして、横路議長ともお会いになって、そのときに、ちょうど駐タンザニアの日本の大使が帰つてこられておりまして、おもしろい話を聞きました。

それは、今、タンザニアで、もう援助の時代は終わってビジネスの時代になって、非常に活性化して成長も進んでいる中で、日本からやってきた三十歳の若者がビジネスで非常に大きな成功をおさめて脚光を浴び、有名人になっている、タンザニア政府からいろいろな助言まで求められるぐら

いの存在になっているということでもあります。

沖縄出身の男性らしいんですが、二十四歳のときにタンザニアに定着して、そこでビジネスに開眼して、今や、五年間で四十一社を立ち上げ、百人以上の従業員を使い、何と年商三百億という話を聞きまして、通称タンザニアのブリーダー君というように呼ばれているそうなんです、ドロップアウトしたような青年でも、国際的に活躍して、実際にそういった起業家精神を発揮して成功している例もあるわけでありまして。

そういった意味では、今後、単に正規のいわゆる大学、大学院といったところだけではなくして、専門学校生とかあるいはニート、フリーターも含めて、これからそういったグローバル化へのさまざまな支援をし、またチャンスを与えていくべきだと思っております。

特に、起業家精神は、学校システムで図れないし、学校では教えておりませんので、こういったことはやはりまた別の能力でありますので、そういったことも含めて、広い視野に立ったグローバル人材育成の支援策が必要だと思っております。まず、ニート、フリーターといった点では、ぜひこれは小宮山大臣にお聞きしたいと思っております。

○小宮山国務大臣 今委員がいろいろ、あと実例も含めて御指摘いただいた視点は、大変大事だといふふうに思っています。

今、厚生労働省の方では、企業が労働者を海外に行かせる前の職業訓練の助成をしたり、自分で留学前に外国語の関連講座を受講したりするときにその費用の一部を助成したりしていますが、まだまだそうしたところは足りないと思っております。こうしたことは被保険者のフリーターには適用になりますが、非常にまだその規模が小さい。それから、ニートなどに対しましては、職業的に何とか自立するようにサポートするために、民間にも委託をいたしました地域若者サポートステーションというのを全国に今百十カ所、ことし百五十カ所つくりたいと思っておりますが、そ

うしたところにも、今言われたような海外展開も支援できるようなところもあるかと思ひますので、そうした視点をぜひ持つて、もっとこは積極的に進めるように私からも働きかけていきたいと思ひます。

○遠藤(乙)委員 ぜび、大臣のまた御尽力をお願いしたいと思ひています。

先ほど枝野大臣が言われたように、やはり人材の活用、育成、特にグローバル化という視点でこれは非常に重要であります。私は、成長戦略の最終的なポイントは教育改革にあると思ひておりまして、いかにグローバル人材の育成に向けてそういった教育改革をするかということになるかと思ひております。

もう一度大臣にお伺ひしたいんですが、今の文部省の姿勢を私は大変評価しておりますが、さらにこういったことを、いわゆる大学生だけではなくて、例えば専門学校とかそれ以外の分野にも幅広くチャンスを広げていく、使い勝手のいいそういった新システムをつくるということをぜひ御検討いただきたいと思ひております。

○平野(博)国務大臣 議員からの御指摘でございしますが、もちろん学生は、そういう意味で、支援、バックアップする奨学金制度等充足しておりますが、これだけ多様化した時代、国際社会にあつて、より実践的な部分、あるいはいろいろな分野にやはり支援をしていくという考え方のもとに、特に成長分野を中心として中核的人材を養成する、育成する、こういう観点で産官学によるコンソーシアムを組織化いたしております、この二十四年度の予算におきましても四・八億円の予算をお願いしております。そういう中で、ITでありますとかファッションでありますとか、そういう分野においての人材を養成するモデルカリキュラムを今開発し、支援をしよう、こういうふうと考えております。

○遠藤(乙)委員 ぜびとも大臣の強いリーダーシップをお願いしたいと思ひております。いずれにしても、今我々がやらなきゃいけないのは、日本再生のシナリオ、再建のシナリオをつくることであります。ソリユーションをつくらなくちゃいけない。そのためには何よりも成長戦略が極めて重要な役割を占めるということ。さらに、人材の活用、育成、特にグローバルな視点に立つた育成が非常に大事だということでありまして、ぜひこれは党派を超えて取り組んでいき、いずれきちつとしたシナリオが党派を超えて合意されて、国民から見ても本心に信頼され、また希望の持てるような、そういうソリユーションができることを強く期待して、皆様の徹底的な御審議をお願いし、私の質問を終わります。

○中野委員長 これにて遠藤君の質疑は終了いたしました。

次に、浅尾慶一郎君。

○浅尾委員 みんなの党の浅尾慶一郎です。

今回の消費税の増税の話は、基本的には、財政再建のためではなくて社会保障の充実のためという説明がされておりますが、同時に、マスコミにおいては、財政再建待ったなしだというような報道もされているわけです。

では、日本の国を会社にならせた場合に、経営の再建というのを値上げという形で考えれば消費税増税ということになるのかもしれないが、値上げの一本足打法というのはなかなか経営再建にはつながらないだろうというふうにも思ひております。

普通、経営が厳しくなったときにまず最初に行うのは売り上げをふやすということでしょうし、その次に行うのは、同時にということかもしれないが、不要不急の資産があればそれを売っていかなく、そして、社長の給料が多かったら給料を減らしたり、実体がない役員がいればその人に役員をやめてもらったり、さらに、役員の数も減らして、従業員の給与も減らしていくというようなことをやった上で値上げというのが通常の順番なんじゃないかなというふうに思ひます。

国においても同じことだろうというふうに思ひます。

ておりまして、そんな観点から、まず、我が国の現在の税収というものがどういうものなのかというところで質問をさせていただきたいと思ひます。

日本の国の今の税収は四十兆円ぐらいのこととありますが、今配付をさせていただいた資料、一般会計税収の推移というのがありますけれども、これを見ますと、平成二年が六十兆一千億円で一番多くて、確定しておりますのが、平成二十二年が四十一兆五千億。これは決算が出た数字ということですが、平成二年と比べて三分の二に税収が落ちてしまったということでもあります。

私が非常に不思議に思つたのは、経済の実力を示すのは実質のGDPということで、お手元に実質のGDPの推移の資料もお配りをさせていただきまして、平成二年、一九九〇年ですが、このときの実質のGDPは四百五十三兆六千億

円、平成二十二年、二〇一〇年は五百一十一兆というところで、実質の経済は今の方が大きくなつてゐる。そうすると、実質の経済が今大きくなつてゐるにもかかわらず、何で税収が三分の二になつてしまつてゐるんだらうという疑問を持つたわけでございます。

しかし、よくよく考えてみますと、我々が日ごろお店に行つて物を買うのは実質ではなくて名目、これはちよつとわかりにくいかもしれませんが、お金を払うのは実際に表示されている価格だということとありまして、表示されている価格で計算しているのが名目のGDPだということになるわけですが、名目のGDPで見ますと少し差が縮まります。一九九〇年のときが四百五十一兆円で、二〇一〇年が四百七十九兆ということなので、なるほど、実質よりは差が縮まるなど、しかし、名目のGDPは、一九九〇年と比べると、まだ今の方が大きいということがわかるわけでありまして。

今の方が経済の規模が実質、名目ともに大きいということについて、ちよつと、名目というの本来に税収から見た場合に全てのものを入れているのかというふうにも思ひて、これは古川さんのところにもまずは確認の御答弁をいただきたいと思ひます。

経済を調べるに当たつては、名目の経済値を調べた後でGDPデフレーターというもので修正する、このGDPデフレーターには土地の値段や株の資産価格の変動は含まないというふうにも理解してありますが、そういう理解で正しいですね。

○古川国務大臣 そのとおりでございます。

○浅尾委員 そうなんです。土地の値段や株の値段は含まれていないんです。

そうすると、では、土地の値段、株の値段を、一九九〇年の年末と二〇一〇年の年末、つまり、今の一・五倍税収があつたときと比較をしてみるとなるのかというのがもう一つの資料であります。

年度末ですから、日付でいうと一九九一年の三月二十九日、株価は二万六千二百九十二円でありました。二〇一〇年度末、二〇一一年の三月三十一日は九千七百五十五円ということになるわけでありまして。土地の方も、これは公示価格で見ると、住宅地が八十八万八千六百円が三十三万七千五百円に、商業地はもつと落ちてしまつて、七百七十五万円が百七十一万七千円と相当落ちてゐるということなんです。

この資産性のもとの税収との連用性というか関連性というのがどの程度あるというふうにも財務大臣は考えておられるか、まず伺ひたいと思ひます。

○安住国務大臣 連用性はわかりませんが、土地も、統計だけ見ると、分離課税分だけ見ても、土地譲渡だけでも三・七兆だったのが〇・四ですから、それだけ見れば約十分の一ぐらいになつてゐますし、利子も調べると五・三兆から〇・五になつてゐる。

ですから、そういう点では、浅尾さんおっしゃるように、デフレの正体は何ぞやというのはいろいろな議論があると思ひますが、資産の中で占める土地、不動産価格というのはやはり反射しているということは税収からわかります。

ただ、九〇年のこの時点をどう見るかというのは、これはあると思いますよ。パブルのはしりぐらいですから、このもともとの足が、丈が大きいというか、八十八万とか七百七十五万が、大変言い方は申しわけありませんが、標準の中で考えて真つた数字なのかどうかというのはちよつとわかりません。

○浅尾委員 私が生し上げたのは、冒頭申し上げましたように、実質の経済の規模は九〇年と比べても今の方が大きい。これは、結果として、土地とか株等を除いた物価も落ちたので、例えば、九〇年当時は町で一杯コーヒーを飲めば三百円だったのが、今は安いところに行けば百円とか百二十円で飲めるようになったとか、そういうものも含めて、お金の価値がその分だけ上がったから実質の経済は大きくなったということなんだと思いますが、しかし、名目で比べてもちよつと今の方が大きい。ただし、この名目というもののの中には資産性価格というのが入っていないということとをまず指摘させていただいたかったです。

きょうは、日銀の総裁にもお越しいただいておりまして、まず、総裁に伺いたいんです。

もちろん、日銀の金融政策の目的は物価の安定ということになるかと思いますが、しかし、物価といったときに、経済に与える影響は、資産性のものの価格が少なくとも安定している、あるいは落ち過ぎちゃったら少し戻してもらおうということもかなり、法律を読めば日銀の本来業務ではないかもしれないが、日銀が通貨の番人としてはやっていかなければいけないことではないかなというふうに思います。

その観点から、日銀が金融緩和をしたときに一番金融緩和に対する反応度が高いのは、多分、最初が為替で、その次が株価であったり地価、土地の値段で、その後にいわゆる消費者物価が来るのではないかなというふうに思います。総裁としてどういうふうに判断されておられるか、伺いたいと思います。

○白川参考人 お答えいたします。

資産価格、特に株価あるいは為替相場は、これは市場で常に新しい情報を織り込んで相場が形成されますために、金融政策の変更にもすぐ反応があるということ、これは御指摘のとおりであります。これとの比較でいいますと、消費者物価とあるいは実体経済の方の反応がおくれるというのは、そのとおりでございます。

これは、金融政策が物価あるいは実体経済に影響を与える経路を考えますと、まず、中央銀行による流動性の供給なりあるいは金利の変化が金融機関あるいは金融市場に影響を与え、それがまた時間を経て最終的な経済に影響を与えていくということ、したがって、時間的な差があるということでございます。

ただ、資産価格は、そういう意味で金融政策の方に反応しやすいということはそのとおりでございますけれども、しかし、実際の、これは為替にしても株価にしてもそうでございますけれども、昨今の欧州の問題が示しますように、これはいろいろなニュースに反応いたします。最近でいきまると、スペインの問題を背景にして、投資家が先々リスクをとれる、あるいはとれない、そういう判断が非常に相場を動かしていますので、そういう意味で、確かに金融政策に反応する部分はございますけれども、やはり相場の変動それ自体を見た場合は、実はさまざまな要因で動いているという感じがいたします。

いづれにせよ、先生の問題意識として、日本銀行は、資産価格の変動、そうしたことも意識してちゃんと金融政策を行っているのかというお尋ねだと思います。

日本銀行としては、資産価格それ自体をターゲットに政策を行うことは行っておりませんけれども、しかし、資産価格の変動が実体経済にもあるいは物価にも最終的には影響を与えていくということも十分に勘案しながら政策を運営しているということでございます。

○浅尾委員 現行の日銀法では物価ということになりますので今のお答えのとおりだと思います

が、政府として、税収というものと名目プラス資産価格を入れた何らかの経済全体の大きさというものを考えた場合に、現状の、先ほど古川大臣にお答えいただきました、デフレーターには資産性価格の変動というのは入っておりません。

前にも安住財務大臣に検討していただくということでもこの委員会にお願いをさせていただきまして、たけれども、税収全体に対して、やはり経済全体で、その経済というのは、繰り返しになりますが、資産性のものが入った指標というのがあった方が、それに対して税収がどう動くかということが少なくともわかると思いますし、そういうものが見通しをとれると思いますし、そういうものがあつた方が国民の負担というものもわかりやすいのではないかなというふうに思いますので、安住大臣になるのか、あるいは古川大臣なのかわかりませんが、今申し上げた問題意識の検討状況についてお答えいただきたいと思います。

○安住国務大臣 先般、ここで、そういう統計も政府で調べたらどうだということでございます。

私がここで申し上げたのは、過去のデータは全く、そういう統計をとっていないので、比較対照するものがないので、統計で大事なのは、そういう意味では、同じデータでとり続けるからこそ統計でありますので、そういう点でも、しかし、資産の中で不動産なんかがどういうふうな影響をGDP全体に与えるかというのは一つの研究例としてあつてもいいということで、調べさせますというのを申し上げましたので、その姿勢は変わっていません。

○浅尾委員 地価がGDP全体に与える影響というよりは、土地の値段や株の値段が税収に与える影響の方が大きいということだと思いますので、そのことをぜひ踏まえて検討していただければと思います。

日銀の総裁、お時間があると思いますから、最後に一点だけ。

先ほど、株価や土地の値段も踏まえながら金融

政策を行っているというような趣旨の答弁をいただいたと思いますが、具体的に、日銀としてその際見る指標というのは、どういう指標をこちらにしているかということをお答えいただいて、あとは総裁に対する御質問はございませんので、よろしく願ひしたいと思います。

○白川参考人 お答えいたします。

実際に金融政策を行っていきます場合には、もちろんさまざまなデータを使いますので、ある一つの数字だけではございませんけれども、資産価格という意味でいいますと、やはり何といても、企業の経営者のマインドに大きな影響を与えるのは、為替相場であり、あるいは株価であるというふうに思います。

これも釈迦に説法でございますけれども、例えば急激な円高になった場合に、企業収益あるいはマインドに影響を与える、それが実体経済に悪影響を与えるということは、これは一つの影響が出てくるルートでございます。この点は十分注意して見ております。

それから、あと、資産価格と物価の関係でございますけれども、確かに、資産価格そのものは物価指数には入ってございませんけれども、しかし、重要な資産である例えば住宅、住宅を借りる際の賃料、あるいは、自分が住宅を持っている場合、その場合の仮想的な賃料というものを想定しまして、こうしたものは実は物価指数にも入っております。

そうしたものを含めて、私どもは、不動産も含めて資産関連の価格あるいは取引の情報をかなり集めておりますので、そうしたことも見て、政策運営に生かしております。

○浅尾委員 最後の質問と言ったんですけれども、今為替のことをおっしゃったので、もう一点だけ。

多分、多分というか、間違いなく、日本銀行が金融緩和をしてバランスシートを大きくした場合には、その分だけ相対的に、例えばFRBのバランスシートの伸びと日本銀行のバランスシートの

伸びによって為替価格が決定される要素の方が、介入によって決定される要素よりも大きいというふうに思いますが、そのことについてどういうふうに判断しておられるかということを知って、本当に最後の質問にいたしたいと思っています。

○白川参考人 お答えいたします。

ただいま先生から御質問のありました問題意識というのは、これはよくエコノミストの方からも頂戴する意見でございます。

もちろん、為替レートの決まり方についてはいろいろな理論がありますので、私もいろいろな理論はもちろん注目しておりますけれども、事実だけを見ますと、実は、そうした関係が現実には当てはまっていけないということでございます。

例を申し上げますと、日本銀行は、二〇〇一年に量的緩和を始めまして、二〇〇六年の三月にこれを解除いたしました。この量的緩和を行ってるときは、日本銀行のバランスシートは、FRB対比、これは拡張したわけでございますけれども、しかし、この時期は、どちらかというと、むしろこれは円高でございました。日本銀行が量的緩和を解除した二〇〇六年の三月、それからゼロ金利を解除した七月以降の為替を見ますと、むしろ為替相場は円安方向になりました。二〇〇七年の円安は、これは数字を見ればわかりますけれども、非常に円安水準でございました。これは、日本銀行のバランスシートが縮小しているもどで実は起きたわけでございます。

もちろん、これは全く関係がないと言っているわけではございませんけれども、やはり、為替レートの動きを規定する大きな要因は、先ほど申し上げましたような、グローバルな投資家などの程度、今自分がリスクをとれるかということに関する評価でございます。

今の時点でいきますと、欧州債務問題について、これが少し改善の方向に向かっていっているのか、あるいは悪化の方向に向かっていっているのか、こうしたことがやはり大きな決定要因になっ

ているように感じております。

○中野委員長 総裁、どうもありがとうございます。

○浅尾委員 次に、国の保有する資産について、では、どの程度これが資産、負債両建てで落としていくことができるのか。日本の国が一兆円を超える借金を抱えているということでありまして、これも、同時に、かなりの資産も持っているということでもあります。

例えば、日本の国が両建てで持っている資産、負債の中で、恐らく一番大きいのは外国為替資金特別会計ではないかというふうに思います。一千兆円のうちで、この平成二十三年度末の予定額でいいますと、百五十五兆円が外国為替資金特会の、全部が借金ではありませんが、貸方ということになるんじゃないかというふうに思います。そういう理解でよろしいですか。

○安住国務大臣 ちょっと丁寧にお話ししますか。それだけでいいですか、まず。(浅尾委員「とりえず」と呼ぶ)では、それで。

○浅尾委員 丁寧というのは、私の質問は、もし丁寧におっしゃっていただくのであればそれはそれで、要するに、借金が百三十兆ぐらいですか、それから積立金が二十兆ぐらいというので百五十兆というような数字だと思いますが、そういう理解でよろしいですか。

○安住国務大臣 いや、私が申し上げたのは、政府資産全体ということだったので話なんです。(浅尾委員「はい」と呼ぶ)では、それはそれでいいです。

○浅尾委員 私の質問は、政府資産の中で両建てで持っているもの、資産と負債両建てで持っている特別会計で一番大きいのは外国為替資金特別会計ではありませんかと。一千兆円を超える我が国の負債に対して、一番大きな負債というのが外国為替資金特会のこの数字ではないですかという質問です。

○安住国務大臣 ですから、短期証券は、貸している方で百二十兆で、積み立てが二十・五ですか

ら、大体そういうところでございます。

○浅尾委員 一千兆円の借金のうち百二十兆ぐらいが外国為替特会の借金。これは、例えていうか、事実でいうと、日本の政府が国民から短期のお金を借りて、これを借りがえりかえて百二十兆になっているんですが、その借りがえて得た円を使ってドルやユーロを買って、そのドルやユーロはドル債で運用されたりユーロ債で運用されているということでありまして、例えて言うと、日本の政府が国民からお金を借りてアメリカの政府にお金を貸し付けているというような形になっているということでもあります。形状的には。

これは、果たして本当に健全なのか。では、今、全部その米國債を売ったら、四十兆ですか、五十兆ですか、含み損があるということなので売れないということですが、多分、想定レート百二十円ぐらいに戻ると含み損がなくなるんじゃないかというふうに思いますが、百二十円になると資産、負債がちやうどバランスする、百二十円を超える円安になると含み益が出るという理解だと思いますが、まず、そういう理解でよろしいですか。

○安住国務大臣 その分岐点を、何円なのかというところは、私の方から今申し上げることはできませんけれども、一定の水準になれば、計算上は、今浅尾さんが言うようにプラスになっていくことは事実です。

○浅尾委員 ですから、私が申し上げているのは、形の上で、日本の国民からお金を借りてアメリカの政府に貸し付けている、この形というのが、それは円高対策とか何とかということの政策効果は別に、ちょっとおかしいんじゃないか。もし、円高対策という政策効果ということでは、何で含み損が介入しているにもかかわらず出るとかという話にもなるわけでありまして、別の対策をとって、できるだけ、為替が反転したときには外国為替特会というのを小さくしていく努力というのを、国全体の借金を減らすというのであれば、やられたらいいがどうか、そういう

う提言であります。

○安住国務大臣 適正な保有額がどれぐらいかということは議論のあるところで、率直に申し上げて。

ただ、現時点での為替の水準を考えれば、やはり大きな赤字になることは事実でございますから、保有を続けるということになると思います。浅尾さんの提案というのは、もう少し規模というものを考えるべきではないかということであれば、私も、それは幾らが適正なのかということでは十分議論しなきゃいけないと思っております。

○浅尾委員 次に、我が国が持っている特別会計の資産、負債で、私が規模が大きいなと思いつつ着目しておりますのが、いわゆる地方公共団体向けの貸付金でありまして、これは平成二十四年度の末の予定額でいうと五十三兆円ぐらいになるということだと思います。

これは、何を私が注目しているかというと、この制度は、日本の政府が國債を発行すると、金利は地方自治体が発行する何とか市債とか何々県債よりは多分安い。安い金利をそのまま、これは政策目的もありますけれども、貸し付けているというのは、資産、負債両建てで言うと、日本国が借金をしたものを日本の自治体に貸し付けていることなので膨れ上がるということなんです。が、国が安くお金を調達して地方自治体に貸し付けているというのは、ある種、言葉を恐れずに言えば、中央集権的な形になるんじゃないか。

むしろ、地方分権ということであれば、地域の自主性に任せて、それは、その地域の自治体がそれほど財政的な信用力がなければ借りる金利が高くなるけれども、そういうことも含めて地方分権なんだという発想になれば、この五十五兆円というのでも減らしていける方向にあるんじゃないでしょうか。

○安住国務大臣 意見の分かれるところだと思います。

地方自治体の現実を考えますと、そういうやり方をすれば、それは国としては少し楽になること

はあるかもしれませんが、現実にはマーケットが、それぞれの自治体が発行する債券、地方がどういう形で債券を発行するか、そういう御提案はいろいろあるのかもしれませんが、現実には、やはり消化していかないといけないわけですね。

それが国が肩がわりしているのは問題だという御指摘はあるかもしれませんが、整備をしつかりやらないと、極端なことを言えば、やはり自治体ごとによって差も開くでしょうし、地方が一緒にあって、例えば地方自治体の、地方公共団体金融機構というのを今やっています。これは二・二兆ぐらいやっているとのお話を聞いておられますけれども、地方債の発行総額というのは二十四年度でも十四兆ですから、そういうところから見れば、私は、今財務大臣として言わせていただければ、やはり現実対応をせざるを得ないというふうに思っております。

○浅尾委員 地方共同債という考え方は、地方自治体が共同で発行して行うという考え方もあると思います。

申し上げたいのは、むしろ、具体的な施策としてはそういうことができると思いますが、哲学として、国が安い金利で調達をして、財政力がそれほど、国ほどない地方自治体にそのままの金利で貸し付けるといふ制度が、ある種、国から借りるためにはいろいろな言うことを聞かなくはいかぬということもあるでしょうし、そういう考え方でいくのか。それとも、各自自治体が、地方分権の流れの中で、これは税源の移譲もしなきゃいけないでしょうけれども、自前の財政の中でやっていくのがいいのか。どっちを今の政権としては考えるんですかという質問です。

○安住国務大臣 ですから、結論で言うと、浅尾さん、やはり現実的対応をしないと。

べき論はもちろんあると思います。ただ、私どもとしては、今やはり、そういう意味では、マーケットできちっとそうした債券を消化して、そして地方にお金をきちっと届ける責任というのはやはりあるわけです。

ただ、俯瞰して見れば、地方の自主性を重んじて、ある意味で強弱やそういうものもきちっとついで、そして、いわば経営者の感覚でいえば、できれば、いい自治体もだめな自治体もはっきりした方がいいんだ、そういうことがしつかり市場で評価された方がいいんだという考えに立てば、浅尾さんの御主張は一つの一貫性はあるとは思いますが、今、日本の地方の四十七都道府県の、それぞれ個別の自治体のことは川端総務大臣の方にお聞きいただければと思いますが、そうしたことをして今のような資金調達が本当にできるかというところに関しては、やはり難しい面もあるのではないかなと。

ただ、それをもって、国が地方に対して例えば箸の上げ下げまで何か命令をしているということ、私は、私は事実とは思いますが。

○浅尾委員 そういう主張はされるだろうなと思いつつ、一方で、地方の方が国と比べてプライマリバランスの度合いがいいんだということも言っておられるのは、若干矛盾しておられるんじゃないかなと。これは指摘だけにさせていただきますたいと思いますが、そのことは指摘をさせていただきますたいと思います。

その上で、もう一個、国の資産ということをお願いしております、少し出していただきましたが、国が持っているいわゆる行政財産の中に、道路とかそういうのを除いて、例えば国家公務員の宿舎とか庁舎とか、莫大な土地があります。

恐らく、恐らくというのか、間違いなく、日本国の土地を一番多く持っているのは日本国政府自身ということになるんですが、この土地を、では時価で評価したらどれぐらいになるかというのは、そういう計算は多分されておられないんだと思います。

時々で土地の評価がえはされているというふう聞いていますけれども、実際に時価で評価したら、一千兆の借金に対して今ある資産が七百兆ですが、時価で評価したら、土地の値段は半分下がっていますけれども、それがもつと上がるかもしれない

ないしということ、まず、この国家公務員宿舎一覧というのは出させていただきましたが、私の事務所の方で時価評価をするとなかなか大変なところもあるものですから、政府の方で、特に住所地在、セキユリティー上の理由で国家公務員宿舎の所在地を公表できないというのが結構入っているものですから、では、それを公表しないのであれば、そちらの方で、これは時価になるとこれぐらいになりますという数字ぐらいは出していただくとありがたいんですが、いかがでしょうか。

という数字を出していただけるとありがたいというところで、答えは、難しいという答えになるか、もし考え方をえて出すということであれば、お答えいただきたいと思います。多分、考え方は変えないのであるかと思いますが、もし少しでも出せるものがあるのであれば、ちよつと出していただきたいと思います。いかがですか。

○安住国務大臣 つまり、国会に報告するとき、台帳の国有資産現在額で出していますということなんです、答えで言うと。

○浅尾委員 台帳の国有資産価格と実際の取引ベースとは大分違うので、そういうのも計算をしていただければと思いますが、それができないというのであれば、私の方で少し時間をかけながら計算してみたいというふうに思います。

次に、歳出削減の方に移らせていただきたいと思いますが、国の制度、特に公務員の人事費、これはなかなか、二割削減というような目標を掲げておられますけれども、実現していないということとです。

お手持ちに、政府の出されたSNAに基づく一人当たりの雇用者報酬の最新の数字が資料として配られているのではないかとこのように思います。これをみますと、平成二十二年の全国平均が四百四十四万ありますが、それに対して公務員は九百十四万ということで、全産業の中で一番高いということになります。

九百十四万ということは、全国平均の倍以上ということ、累次にわたって予算委員会でもこのことは指摘をいたしてまいりました。高くなる理由はいろいろありますが、基本的には、大きな理由としては、昇給の制度のあり方と、そして福利厚生のところだということに私は思います。

きょうは、新しい人事院の総裁にもお越しいただいております。この昇給制度、三年前からですが、五段階の人事評価というものを入られるようになった。単純に言えば、A、B、C、D、Eの五段階の人事評価。Aの人は従来の二倍昇給し

ます、Bの人は従来の一・五倍昇給します、Cの人は従来の二倍、Dの人は従来の半、Eの人は昇給しないという五段階。

これは、半歩というか一歩前進かなと思つたんですが、問題は、Aには全体の五％を強制的に割り振ります、昇給する方ですね。B、従来の一・五倍昇給する方には全体の二〇％を強制的に割り振る。しかしながら、C以下は割り振りをしない結果、Cに割り振られている人は、五足す二〇で二五、残り七五ですが、従来の二〇％に昇給している人は七二％だといふふうに聞いています。

ということは、今までより昇給する人が全体の四分の一の中で、従来の二〇％に昇給している人が残りほとんどということ、総人件費がふえちゃうんじゃないですかということ、前江利川人事院総裁に指摘をさせていただきました。

新しい人事院総裁になりました、この評価制度を正規分布にされるように変える御予定はありますか。

○原政府特別補佐人 お答えを申し上げます。制度につきましては、今先生がおっしゃられたとおりでございますので、重複は省略させていただきます。

正規分布にするかしないかということ。人事評価の仕方というのは、やはり組織、業種、業態、それぞれだと思います。したがって、民間を含めて、いろいろな人事考課の方法があるかと思ひます。

おっしゃる通りに、マイナス評価といいますが、下の方の評価になった者に一定の枠をはめて、そこに言つてみれば相対評価で一定の比率を当てるといったようなやり方をしていく組織もあるかと思ひます。また、必ずしもそうでない組織もあるかと思ひます。その辺は、その組織としてどのような人事管理をするか、それがまた、その組織にふさわしいかという判断があるかと思ひます。

公務のような組織におきまして、五段階評価いたしますと、一般的には、どの組織においても真

ん中の評価というのは数が非常に多くなる。そこで、必ずマイナスの評価に一定の枠をはめるということになりまして、いわば標準レベルのある意味のグループになるくくりのうちの一部分を一定の割合で下位評価をするという形になる。

人事評価というのは、必ずしも評価そのものが目的ではございませんので、組織をいかにトータルとして管理するか、組織管理、人事管理をするか、あるいは、その人事評価をすることによって人材育成の観点からどのように活用するかという観点でございます。公務といったような組織で一定の割合をマイナスにするというのがふさわしいかどうかという点につきましては、私どもとしては、必ずしも、適切であるかどうかについては、そのように考えていないということ。

ただ、現実には評価をしまして、悪い評価が出た人間をするのは当然でございますし、また、この人事評価制度が、今先生からも御指摘がありまして、たまたま、まだシステムをつくりまして間もない、かつ、評価をした上で、その評価を昇給なりあるいは勤勉手当にいかにかに評価するかという実績はその後の課題でございますので、まだ実績の積み重ねというのは少いございます。

そういった意味で、できた制度をどのように各省庁において運用していくかというのが極めて大事なことでございますので、そういった点につきまして、これから私どもとしても注視をしてまいりたい、かように考えている次第でございます。

○浅尾委員 いろいろと御説明いただきました、下の方の評価に強制的に割り振るのは公務に適切でないということはいくつかおっしゃっているんだと思ひます。

では、率直に伺いますが、なぜ、普通の人よりも倍上がる人は強制的に割り振るんですか。なぜ、普通の人の一・五倍上がる人は二〇％割り振るんですか。

○原政府特別補佐人 お答えをいたします。こういった制度を導入する前、年功序列、一律的な昇給システム、あるいはボーナスの支給と

いったものが一律的になったという時代がかなり長かったと思ひます。そういった中で、時代の変化を受け、また組織を活性化するために、きちんとした評価をし、そしてその評価を反映させなければいけないという形になってきたと思ひます。

そういった意味で、私も国鉄とJRで両方の経験をしたんですが、一律にするというのは、やはり組織の緊張感をなくすこととございまして、やはり、どのぐらいするかということよりも、評価をする、一生懸命仕事をした人間にはそれなりに評価を与えるということが大事なんでありまして、そういった意味では、こういった制度を導入したことは意味があることだと。

もちろん、予算的な問題がありますから、プラスをどんどんつけるということには当然なりませぬ。総体的には一定の範囲内でやっているとございまして、プラスも出さず、マイナスも出さず。ただ、マイナスを強制的に割りつけるというのは、どう考えましても、真ん中の評価というのは数が多いわけでございますから、その数の多い部分のある部分を強制的にマイナス評価をするというところが、組織全体のパフォーマンスにどういう形で出るか、あるいは人事育成上どういう点については、いろいろ意見のあることかと思ひます。

○浅尾委員 何か余り説明になっていないんですが、ちなみに伺いますが、従来のなかった制度で、従来よりも昇給額が倍になる人が五％、従来の一・五倍になる人が二〇％、全勤務者の中でのわけですね。その予算の原資はどうやって出しているんですか。どんどんどんどん人件費がふえちゃうじゃないですか。

○原政府特別補佐人 公務員の賃金水準については御承知のとおりでございます。そういった形の中で総枠をはじいてまいります。そういった総枠の中で、昇給につきましても、あるいは勤勉手当についても配分をするということとござい

決して、一方的にふえるだけの措置をしているわけではございません。財政当局との予算の配分もございまして、水準そのものにつきましましては、御承知のとおりで、民間準拠という形で決めさせていただく。水準そのものについては、いろいろ議論のあるところだと思ひますけれども、そういった枠内で運用しているわけでござい

○浅尾委員 私の質問は、従来の仕組みに入れたらいい。その中で、従来のよりも昇給額が倍になる人が五％いますね、一・五倍になる人が二〇％いますね、その昇給の原資はどこから出てきたんですかという質問です。

○原政府特別補佐人 従来の仕組みにおいても、昇給なり特別昇給の枠というのがございまして、中身は先生御承知のとおりでございます。そういった従来の全体の人員費の枠がございまして、適切かどうか、かなり特別昇給等が順番に適用されたりとかいった慣行が一部にあったことはどうも事実のようでござい

少なくとも、人事評価で給与に反映する基本は、私の経験としても、一生懸命仕事をした人間にはそれなりに応えるというのが基本だと思ひます。マイナスだけつけるというのは、私はトータルとしては得策ではないと思ひます。もちろん、マイナスの部分はマイナスにしなければいけません。信賞必罰というのはしなければいけませんけれども、何割の人間は必ず下がるというのは、トータルのパフォーマンスを上げることに私はつながらないと思ひます。

○浅尾委員 今のお答えだと、要するに、何ゆえに上の方だけ強制的に割り振っているのかということについて、別に私はマイナスだけつけろと言っているわけではないですよ、上の方も絶対評価の中で強制的に割り振っているのはおかしいんじゃないかということをお伺い

けれども、その点についてどういふふうに思いますかということですが、

○原政府特別補佐人 新たな制度が動き出すに際しまして、一定の基準を示したことは事実でございますが、それを強制的とおっしゃれば、まさにそういうことだと思います。

実際には、先ほども申し上げましたように、こういった人事考課をどのように行い、それをどのように給与に反映していくかというのは、まさにこれから試されるわけでございまして、そういった中で、常にかが絶対であるということではないかと思えます。もちろん、正すべきものがあるば正していくということだと思います。

ただ、基本的に、今までそういったプラスの評価もしないで一律にやってきたという形のものを改めるということで、改めるに際して、現在の形としては一定の数字をお示しさせていただいた。それを強制と言われれば、強制ということだと思います。

○浅尾委員 時間が参りましたので終えたいと思いますけれども、特別昇給をやめて五%なり二%の割り振りをしているところを、それが順番になつていっているのと同じことだということ指摘させていただいて、質問を終えたいと思います。

○中野委員長 これにて浅尾君の質疑は終了いたしました。

次に、中後淳君。

○中後委員 新党きづなの中後淳です。

早速質問に入らせていただきます。

今回、消費増税を中心に議論が進められているわけですが、何度も取り上げられていますが、シロアリの話だとかいろいろ言われていますが、当時、政権交代前に民主党が強く掲げていた象徴的なところに天下りというのがありました。野田総理もその演説の中で、シロアリという以上に、天下りをなくして、天下りを撲滅した後でなければ消費増税はしてはいけないんだということをおっしゃっていたのは間違いない事実だと思います。

まずけれども、その天下り撲滅を初めとする、癒着構造だつたり既得権益に切り込む姿勢を全面的に打ち出して政権交代というのが実現しております。

今、天下りの撲滅について、現状どのような状況なのかということについて、まず伺います。

○岡田国務大臣 まず、我々、マニフェストの中で天下りについて厳しい態度をとりました。マニフェストの中で言っていることは「天下りのあつせんを全面的に禁止します」ということであります。その天下りのあつせんは現在全面的に禁止されております。

その他、独立行政法人の役員公募を実施しております。あるいは、特殊会社の役員人事についても、公平性、透明性を確保するための取り組みを行ってまいりました。

現実には、例えば独法の役員を見ますと、政権交代前の平成二十年十月一日現在で独法の役員についている退職公務員数は百八十九名いました。そういう公募方式を取り入れたことなどによりまして、平成二十三年十月一日現在では四十五人というところで、百八十九人から四十五人に激変しているわけでございます。

○中後委員 今、天下りについては余り取り上げられることがなくなつてきているように私は思っているんですが、マニフェストで掲げていた天下りの禁止ということについては一段落ついたというふうにご認識ですか。

○岡田国務大臣 天下りのあつせん禁止です、マニフェストで言っていたのは。そのことは制度的には確保されました。ただ、やはり国民感情から見ると、そうはいっても、どこかでそういったことをやっているんじゃないか、そういう疑問とか、そういういった気持ちで受け取られている部分がないわけではない。

そういう意味で、さらに一歩進めるという意味で、例えば独立行政法人の役員について公募を原則にする、これは党で立案された行政改革実行法案の中で書かれていることでございます。その趣

旨を盛り込んで今般国会に出しました独立行政法人通則法改正法案に、独立行政法人については役員は公募するというのを盛り込んだところでございます。

それから、政府と関係の深い公益法人、財団法人とか社団法人ですね、その公募などによる役員選任のあり方についても現在検討中で、近々新たな方針を打ち出す予定でございます。

○中後委員 あつせんというところを強調されましても、当時、政権交代前、テレビなんかでも、天下りを一切禁止するんだという言葉を聞いた多くの国民は、天下りあつせんというところについて今の現状を期待していたというふうには思っておりません。これは、消費増税を、任期内に上げないと言っていることが今正しいと言っているのと非常に近いような気がしております。

それで、民間への天下りについては天下りと認識されているんですか。官僚が民間企業に行くということについては、どのようにお考えですか。

○岡田国務大臣 まず、委員、マニフェスト二〇〇九年をあらためさせていただきますと、明らかに「天下りのあつせんは全面的に禁止する」というふうな書かれておりますので、委員は読まれていないかもしれませんが、明確に書かれております。

そして、我々が気にしているのはあつせんですから、それは民間であろうが、自分の判断で、自分で探して民間企業に公務員OBが行くということについては、これは天下りでも何でもありません、それが問題であるというふうには考えていないわけでありまして、あつせんをする、関与をするということが問題なわけです。

○中後委員 そのあつせんであればよいというところの抜け道を通つて、今でもそういう体質があるんじゃないかというふうに分かると言われております。

あと、今、東京電力のお客さま本部長を務められた方が関連の一部上場会社に出向になった。これは、一般企業ではよくある話、いわゆる肩たたきと言われているようなリストラのときによく行

われた手法だとは思ふんですけれども、今、東京電力がそれをやると、それも天下りだというふう言われているような状況です。定義的には全く天下りでなくても、そういう既得権的なものを動かしていくということに対して、今、民間の方々、一般の方々、それはないんじゃないかという認識をされている方が多いと思っております。

そういう意味で、民間の企業が官僚OBの方々の自分の会社採用してその能力を発揮してもらうということについては、岡田副総理は問題がないという御認識なんでしょうか。

○岡田国務大臣 そこにあつせん行為あるいは癒着のようなことがなければそれは問題ないし、もしそれに問題があるということであれば、公務員に籍を置いた者は再就職できないということになって、実は現在、あつせんをなくしたことによって、国家公務員の退職が非常に減っております。かなり高齢化するというところで、むしろそちらの問題はあるというふうには思っております。

○中後委員 当然、その行き先も含めて考えなければ、それぞれの生活もあるわけですから、今までのように途中で天下りしてもらうというふうなことを引き続きやるということであれば、そういうことになると思います。

これを質問したのは、実際に名前を出しているかどうかかわからないですけども、イオングループさんにも官僚出身の方が相当たくさんいらっしゃると思います。これも普通に考えたらそんなにおかしな問題ではありませんか、今、国家権力の中枢にいらつしやる岡田副総理と非常に関連の強い会社で財務省の事務次官OBだった検事総長さんがいりとかいうことについては、道義上どうなんだというふうな民間の方が、一般の方が認識されても、それは当然、そういう認識になるんじゃないかなと思っております。

この点について事実を確認した上で、御意見を伺いたいと思います。

○岡田国務大臣 まず、私と私の親族が役員を務めている会社とは関係ございません。そういう言

い方は、私は非常に不本意であります。それから、天下りと言われましたが、それは、能力のある人が民間企業で働くことは問題がないと思います。

たまたま言われた二人は、私、検事総長の方は多分面識がないと思うんですけども、その前に言われた財務省の次官経験者というのは小川さんのことだと思います。もう随分前であります。社外取締役をやられました。私はよく知っておりますが、それは私の選挙区の出身者というか、まあ、お父さんがなんです、ということですからよく存じ上げておりましたが、非常に能力のある方で、社外取締役として適切なアドバイスをされたのではないかと、私、中身は知りませんが、それが何か問題があるというのは、ちょっと私、理解に苦しむわけがあります。

○中後委員 私、これは法律的に問題があるのか、そういうことをお話ししているのではありません。ただ、天下りを禁止します、撲滅しますと言っていた方々のごく近くにところにそういう現状があった、それを見た方々がどう思うかという心情的な、道義的なお話をしているということになります。

いわゆる東電の方々がそういう扱いをされているのも似たような趣旨、法律的に問題があるわけでも何でもありませんけれども、やはり批判の対象になっているということも踏まえて質問させていただきます。

次の質問に移りますが、一番を飛ばして三番、控除から手当ての考え方についてというところに行きたいと思えます。

所得控除の制度、これは所得の高い人ほど還付率が高くなります。極めて逆進性の高い制度であって、金額も巨大な、質の悪いばらまきだと私は思っているわけですが、この点について政府の見解をお伺いします。

手当てという形でずっと考えてきましたので、そういう意味では、その考え方は今も持って政権運営をしていると考えています。

○中後委員 なぜ急にこの話をしたのかというと、確定申告を私も行います。そこで、自分の場合でいうと、私の申告所得が約千五百万円、所得から差し引かれる金額、いわゆる控除される金額が五百万円あります。いろいろな、扶養控除だったり社会保険料控除だったり、そういうのを積み上げると五百万円になります。課税所得が約一千万、税額が百八十八万円になるわけですが、控除がない場合、五百万円がない場合というのは、私は、税金は三百五十七万円納めなきゃいけないということになります。税率を三三％で換算するとそういうことになります。すると、そこで差額は百六十九万円出てきます。

この百六十九万円というのが、私が医療で使ったとか、社会保険料を払ったとか生命保険を払ったとか、父や母や祖母を扶養しているということと返ってくる、ある意味、手当てということになるんだと思いますが、この控除によるみなしだと百六十九万円。千五百万円の所得がある私に對して本当に必要なのか。百六十九万円という、本当に、それが九〇と年間所得である人もいるような金額になっております。

できれば、本当は、この百六十九万円を控除して還付するという形をとるのではなくて、所得に比例する形で高額にしていくという形じゃなくて、一律に、親を扶養している人、子供を扶養している人には均等に分けていくというのが控除から手当てという考え方であったと認識しているんですが、それが子ども手当で一部実現しているんですけれども、ほかにもたくさん残っております。このたくさん残っている部分について、今後、方針等があったらもう一度お聞かせください。

○岡田国務大臣 マニフェストの中で我々が書いたものは、あと配偶者控除なんですね。これは党の中でいろいろ議論されました。私は将来的には廃止をすべきだという考えですが、随分違う意見の方もたくさんいらっしゃって、なかなかそれは実現できていないというのが現状だと思います。

見の方もたくさんいらっしゃって、なかなかそれは実現できていないというのが現状だと思います。

○中後委員 非常に小さい話になるかもしれませんが、例えれば生命保険料控除が十万円あります。これは、税率三三％の私だと、三万三千円返ってくる計算になります。言ってみれば、十万円の生命保険に入ったとすると、六万七千円で実際に生命保険に入れたのと同じことになるわけですが、これが所得の低い方だと、五％なり一〇％だと、一万円とか五千円しか返ってこないという計算になります。その方々は、生命保険に入るときには、九万五千円であつたり九万円を払わなきゃいけない。

これは逆進性が高いばらまきじゃないかという指摘なわけで、ほかにも、所得から控除を引いて、後々税率を掛けてお返しするというやり方そのものが全体的に逆進性が高いばらまきであるということと、今、控除で還付しなきゃいけない金額を全体をならして、手当てという形なり給付という形なりにするべきなのではないかと思っているわけですから、その点について御意見を伺いたいと思います。

○安住国務大臣 今、基礎控除、配偶者控除、それから扶養控除、そういう控除があります。それから、特別な、例えば障害者の方に対する控除とか、さまざまあります。歴史的経緯の中で、所得からそうした控除をすることによって暮らし向きを少しでも楽にすればいいということでこの控除制度はできてきたけれども、これをできるだけ手当てに変えられるものは変えていくということと、政権交代をしてから、子ども手当とか高校の無償化、それに伴ういわば控除で、やるものはやめてきたわけです。

全部やめてもいいですよというのは中後さんの奇想な考えで、それはそれでいいんですが、現実には、そうであれば、自分でまず実行すればいいとは思っています。制度としては、まだまだそういう控除の必要性というのがある人はたくさんおられますから、これはやはりコンセンサスを得ながら、手当てに変えていくものは変えていくというふうにしたいと思えます。

すから、これはやはりコンセンサスを得ながら、手当てに変えていくものは変えていくというふうにしたいと思えます。

○中後委員 今言っていることは、僕は、一般の方々もなかなか理解されていないのかなという気がします。

例えば、私は今、障害のある父と母と祖母が扶養に入っております。そこで引かれる金額は百万円。そこに対して返ってくる金額は約三十万円です。ですから、私がその三人を扶養することで国から返してもらっている税金は三十数万円になるわけです。

ただ、これが、私が所得が二百万円で三人を扶養しているとすると、同じ三人を扶養しなくちゃいけない状況は変わらなくて所得が低くなるだけ、その三人がいることで返ってくる税金というのには非常に少なくなるわけです。一〇％であれば十万円、五％であれば五万円という金額になってくるわけです。

そこは、低い人に対して厳しい、所得がある人に対してたくさんお金を返すという、この制度そのものが逆進性が高いというお話をしているものであって、これを私が一人でやめたからといって何にもなりませんし、そこが最初の控除から手当てという大もとの発想の原点だったんだとすれば、ほかの所得控除で税率を掛けて還付をする、税額控除であればまた話は別です、所得控除である以上はそういう仕組みになっていて、これは一般のサラリーマンの方々は年末調整とかでがばつとやられますからなかなかわかりにくいんですけども、一人一人、個人事業であつたり確定申告をする中で、税収の三三％から四〇％に上がるところとか、そういうところを意識すると、急に返ってくるお金が変わってきて、額が多くなるとかいうところについては、しっかりと考えた方がいいのかなという気がしております。

○安住国務大臣 御指摘は十分私もわかります。それで、やはり、給料明細書なんかを余り確認しない若い人は本当にそうなんです。お給料の

明細書をちゃんと見てもらえば、年末調整のお金とか、しっかり書いてあります。

逆進性の問題、そういうことがありますから、類似的控除の問題について、私も先ほどから申し上げているように、一つずつ丁寧に、解決をすべきものはするということをしていきたいということとでございます。(発言する者あり)

○中後委員 今、逆進性じゃないとかという声も後ろから大変聞こえてきますけれども、例えば親を一人扶養するということに、ある方は十万円、ある方は一万円、それが所得の高い人は十万、低い人は一万円で面倒を、そういう形で税金を還付しますよということを考えると、これは逆進性が高い制度なんだと。それは子ども手当も全く一緒の考え方であらしているはずなので……(発言する者あり) 大丈夫ですよ。恥ずかしくはありません。

そのとおりに、今、私も実際に自分で経験してみても指摘をしているわけで、ずっと以前から私が疑問に思っているところだったわけですよ。一言で言えば、私の所得があつて、百八十万円税金を返してもらふ必要はないのではないかということですね。

では、ちょっと次の質問に移りますけれども、年金のことで、国民年金保険料、今納付率は五九%台、六〇%を切ったわけです。四割以上の方が未納となっている現状についてですが、納付率向上についてどのような対策がとられているかということについて、まず伺います。

○小宮山国務大臣 この未納の問題は大変大きな問題なので、今いろいろ取り組みをしています。

実際には、免除の対象となる低所得者に対する、免除制度を知らないで免除の手続きをとっていない人に対して周知をし勧奨を図ること、また、戸別訪問を重視した保険料納付勧奨を徹底するということが、また、負担をする能力がありながら納付をしていない高所得者への強制徴収の推進など、未納者の属性に応じたきめ細かな対策をさらに徹底して強化していきたいと考えています。

○中後委員 未納者に対する対策というの、現場の方々は非常に努力をされております。ただ、現実的にその実績がどうなっているかというところ、やはり年々下がっているのが現状であつて、なかなか成果が上がっていないというのが実態だと思います。

私の地元の今大学生の子から、話をしたときにも、やはり年金のこと、私も三年ぐらいすると年金を納めなきゃならない、でも、今のこの状況で、みんな大学の周りでも、納める必要あるのかね、納めなくていいんじゃないのという話になっている、正直払いたくないという意見を言っている、そういう空気になっているという現状なんです。その子は、国民の年金をばったくっているんじゃないかという言い方までしていましたが、今、年金問題はこうなっているんですかと聞かれたので、年金はみんな支え合う制度であるし、例えば障害を受けたときに、年齢に関係なくちゃんと保障してもらえるのは国民年金だという説明なんかをして、納めてくださいというお願いをしているわけです。

日本全体にこういう空気がある中で、納付率が六割程度の保険料制度というのはもう制度として相当厳しい状況になっているのは間違いない、大きな社会矛盾になっている。この方々が本当に未納のまま年をとっていつて、働くことが難しい高齢者になったときにどうやって生計を立てていくのかということ、やはり国として将来の年金制度をしっかりと見据えなきゃいけないわけですね、将来的な生活保護受給者をふやすようなこととなつて、これは大きな社会矛盾になると思うわけです。

今の年金制度の延長線上で、この納付率が下がっているというのをとめられるというふうに御認識なんでしょうか。

○小宮山国務大臣 それは、なるべく若い方たちが信頼をしてもらい、それで低年金、無年金に対応するというところで、民主党は新しい年金制度というものを提唱してきました。

ただ、その際に、ここでも議論になっているように、今の制度が安心だということが、皆さんから、どうも心配だというふうに変わつていってしまったことは問題だと思つたので、今の制度が安心であつて、皆さんたちが払っていただいたものが、国がなくなつてしまわない限り、事業主負担分などもございますから、払ったよりも多くのものが必ずもらえるということはもつとしっかりと周知を図っていかなくちゃいけないというふうに考えています。

○中後委員 時間もなくなつてきましたので少しはしりますけれども、今、当然、いろいろなところで、生活保護の方と国民年金受給者の支給されている金額が逆転しているとか、最低賃金で働いている方と生活保護の方の支給、また、これは、働いている方にはいろいろな意味で納めなきゃいけないもの、義務があつたり医療費がかかるかということ、こんななんかも含めて逆転現象が起きている、これは大きな社会矛盾だというふうにされております。

そういうことを改善していくために最低保障年金とかという議論が出てきて、その部分は税金でとかということだつたと思うんですが、これは来年の通常国会でという話になつて、今回出ておりません。私にとっては非常に残念な話です。

あと、社会保障の目的税化ということについては、これもいろいろと議論されていると思うんですが、社会保障を充実させるための財源としては消費税約一%分、残りの四%は安定化というお話なんですけれども、この四%安定化というのは、今実際に使われているところに消費税がスライドして入るという形になつて、その今充てられているお金はどこに行くのかということについて明確にはきつとお話してないんだと思ひます。

今実際に使われている財源が、消費税の四%がスライドしてくることで何に行くのか。これは、追つかけていくと赤字財政を補填するというような方向に行くと思うので、これについては私は、

その四%分はもう正直に国の財政収支の均衡を図るために消費税をお願いすると言つたらどうかと思ひますが、この点についてはいかがですか。

○岡田国務大臣 四%は現行の社会保障制度の維持、安定のためにという言い方をしております。

それはどういふことかといへば、今、借金とか、それから基礎年金の国庫負担分を二分の一にする、その部分の財源に充てるという部分はあるんです。それ以外は、基本的には、現在借金で賄われている部分についてそれを消費税収で充てる、そのことによって社会保障制度の持続可能性を確保するというところでございます。

ある意味では、それは正直に申し上げているつもりでございます。

○中後委員 ただ、一〇〇%社会保障に充てるんだ、社会保障に充てるんだと言つと、これも先ほどの話ではありませんけれども、一般の方からすると誤解をされるようなことになるので、そこははっきりとおつちやつた方がいいのではないかと。今、穴のあいている部分というのは社会保障だけではありません。

例えば、地方財政も大変な穴をあけております。臨時財政対策債やら一般会計の特例加算やらというところで恐らく十数兆円分、今、将来へのツケ回しという形で財政上の措置がなされていると思うんですが、地方税としての消費税の議論なんかも片方である中で、今回、これを社会保障に一〇〇%充てるんだという流れをつくる上で、一方で、また大きな穴があいている地方財政については、これからどういふ形で財政措置をされていく考えがあるのかどうかについて伺ひたいと思ひます。

○川端国務大臣 御指摘のように、巨額の財源不足が続いておりまして、ことしの予算でも十三・七兆円に及ぶ財源不足を抱えていることは事実でございます。今回の引き上げ分の消費税収に係る地方分は二十四年度の地方財政計画ベースに換算すると四・一兆円の増収になりますけれども、これではとても足りない部分があることは御指摘のとおりであります。

その部分で、前提として言えば、まず地方の財政の分では節減努力を不断の見直しの中でやっていただくということが前提でありますけれども、一方で、この社会保障とかの部分の安定財源の確保とあわせて、やはり経済の活性化で地方税収の確保をするということも努力として必要だと思えます。

同時に、国も地方も巨額の財政赤字を抱えているということで直ちには困難でありますけれども、地方の交付税総額は、やはり特例加算とか臨時債で確保するのではなくて、本来は交付税率の変更により安定的に確保するという制度本来の運用に戻していくことが適当と考えて、我々としては事項要求として要求してきた経過もございます。

引き続き、各方面から、地方財源の安定的な確保に全力を尽くしてまいりたいと思っております。

○中後委員 ありがとうございます。

○中野委員長 御苦労さまでした。

これにて中後君の質疑は終了いたしました。

次回は、明六月一日金曜日午前八時四十分理事會、午前九時委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十四分散会

平成二十四年六月十九日印刷

平成二十四年六月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P